

島根原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	EP-060 改 56(比)
提出年月日	令和 2 年 7 月 31 日

島根原子力発電所 2 号炉

重大事故等対処設備について

比較表

令和 2 年 7 月

中国電力株式会社

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [61条 緊急時対策所]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉の緊急時対策所は、敷地高さEL50mの高台に新規設置している		
②	島根2号炉は単号炉申請		
③	島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている		
④	島根2号炉では、プルーム通過後は、屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（可搬型設備）にて、緊急時対策所を正圧化する（島根2号炉は屋外設置であり、操作も緊急時対策所内から実施するため、設置場所の換気不要）		
⑤	島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備（発電所内）として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する		
⑥	島根2号炉の緊急時対策所用発電機（可搬型設備）は、1台で必要な負荷に給電可能な設計のものを2台1セットとし、予備を含めて4台配備しており、燃料給油時には、隣接して配備する予備機と切り替えて使用する。故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える		
⑦	島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する。（当該設備により、プルーム通過前に燃料補給を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料補給不要）		
Empty content for the rest of the table body			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を</p>		<p>3. 18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7 日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>		<p>除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7 日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.1 適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第 3.18-1 図から第 3.18-4 図に示す。</p> <p>3.18.1.1 重大事故等対処設備</p> <p><u>緊急時対策所として、対策本部と待機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を 5 号炉原子炉建屋内に設置する。</u></p> <p>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「2.1.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「2.1.3 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、<u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p>	<p>10. <u>その他発電用原子炉の附属施設</u></p> <p>10.9 <u>緊急時対策所</u></p> <p>10.9.2 <u>重大事故等時</u></p> <p>10.9.2.1 <u>概要</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第10.9-1 図から第10.9-6 図に示す。</p> <p>10.9.2.2 <u>設計方針</u></p> <p><u>緊急時対策所として、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成する緊急時対策所を緊急時対策所建屋内に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「<u>1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計</u>」、<u>「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」</u>及び<u>「1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計」</u>に基づく設計とする。</p> <p><u>敷地に遡上する津波に対して、緊急時対策所は敷地高さ T.P.+23m 以上に設置する設計としており、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない。</u></p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p>	<p>3.18.1 適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第 3.18-1 図及び第 3.18-2 図に示す。</p> <p>3.18.1.1 <u>重大事故等対処設備</u></p> <p><u>緊急時対策所を、敷地高さ EL50m の高台に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 S s による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「<u>2.1.2 重大事故等対処施設の耐震設計</u>」及び「<u>2.1.3 重大事故等対処施設の耐津波設計</u>」に基づく設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所</u>の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7，東海第二】</p> <p>島根 2 号炉の緊急時対策所は、敷地高さ EL50m の高台に新規設置している（以下、①の相違）</p> <p>・評価内容の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉では、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していないため記載していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを設ける。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、緊急時対策要員の汚染が確認された場合は、緊急時対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式エリア放射線モニタを設ける。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている(以下、③の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所換気空調設備</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽として, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽を設ける。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は, 重大事故が発生した場合において, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって, 対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び室内遮蔽は, 待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって, 待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所換気空調設備として, 対策本部には, 可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機, 陽圧化装置(空気ポンプ), 二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設け, 待機場所には, 可搬型陽圧化空調機, 陽圧化装置(空気ポンプ)及び差圧計を設ける。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機は, 仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し, 放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また, 陽圧化装置(空気ポンプ)は, 放射性雲通過時において, 高気密室を陽圧化し, 希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は, 高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p>	<p>a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所非常用換気設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽は, 重大事故が発生した場合において, 緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所非常用換気設備の機能とあいまって, 緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所には, 緊急時対策所非常用換気設備として, 緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また, 緊急時対策所等の加圧のために, 緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は, 緊急時対策所建屋を正圧化し, 放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また, 緊急時対策所加圧設備は, プルーム通過時において, 緊急時対策所等を正圧化し, 希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。緊急時対策所用差圧計は, 緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は, プルーム通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする。</p>	<p>a. 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所換気空調設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽は, 重大事故等が発生した場合において, 緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって, 緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気空調設備として, 緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)及び差圧計を設ける。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは, 可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化し, 放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)は, プルーム通過時において, 緊急時対策所を正圧化し, 希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は, 緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは, プルーム通過後の緊急時対策所内を正圧化できる設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉では, プルーム通過後は, 屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット(可搬型設備)にて, 緊急時対策所を正圧化する(島根2号炉は屋外設置であり, 操作も緊急時対策所内から実施するため, 設置場所の換気不要)(以下, ④の相違) ①及び③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>二酸化炭素吸収装置は、高気密室内の二酸化炭素を除去することにより、対策要員の窒息を防止する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機は、放射性雲通過後の5号炉原子炉建屋内を換気できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、待機場所が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用）</u> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用）</u> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</u> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用）</u> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用）</u> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用）</u> ・ <u>差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用）</u> 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時対策所遮蔽（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> ・ <u>緊急時対策所非常用送風機（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> ・ <u>緊急時対策所加圧設備（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> ・ <u>緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> ・ <u>緊急時対策所用差圧計（東海発電所及び東海第二発電所共用）</u> 	<p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時対策所遮蔽</u> ・ <u>緊急時対策所空気浄化送風機</u> ・ <u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</u> ・ <u>緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）</u> ・ <u>差圧計</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ③及び④の相違 ・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違 ・ 設備の相違 【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉は単号炉申請（以下，②の相違） ・ 設備の相違 【柏崎6/7】 ③及び④の相違 ・ 設備の相違 【柏崎6/7，東海第二】 ②の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンプ)(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>差圧計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u> <p>本システムの流路として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト</u>、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(配管・弁)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>酸素濃度計(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>二酸化炭素濃度計(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>酸素濃度計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>二酸化炭素濃度計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置</u>による加圧判断のために使用する<u>可搬型エアモニタ</u>及び<u>可搬型モニタリングポスト</u>を保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>可搬型エアモニタ(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>可搬型エアモニタ(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>可搬型モニタリングポスト(6号及び7号炉共用)(8.1放射線管理設備)</u> 	<p>本システムの流路として、<u>緊急時対策所非常用換気設備ダクト</u>、<u>緊急時対策所加圧設備(配管・弁)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>酸素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> ・ <u>二酸化炭素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに<u>緊急時対策所加圧設備</u>による加圧判断のために使用する<u>緊急時対策所エアモニタ</u>及び<u>可搬型モニタリング・ポスト</u>を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時対策所エアモニタ</u> ・ <u>可搬型モニタリング・ポスト(8.1放射線管理設備)</u> 	<p>本システムの流路として、<u>緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト</u>、<u>緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)</u>、<u>緊急時対策所正圧化装置可搬型配管・弁</u>及び<u>緊急時対策所正圧化装置(配管・弁)</u>を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>酸素濃度計</u> ・ <u>二酸化炭素濃度計</u> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに<u>緊急時対策所正圧化装置</u>による<u>正圧化判断</u>のために使用する<u>可搬式エア放射線モニタ</u>及び<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>可搬式エア放射線モニタ</u> ・ <u>可搬式モニタリング・ポスト(8.1放射線管理設備)</u> 	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、<u>データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置</u>で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム (SPDS) (<u>緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用</u>) (10.12 通信連絡設備) <p>b. 通信連絡設備</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、<u>無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</u>を設置及び保管する。<u>対策本部と待機場所との間で必要な通信連絡を行うための設備として携帯型音声呼出電話設備を保管する。</u></p>	<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、<u>安全パラメータ表示システム (SPDS)</u>を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<u>緊急時対策所</u>において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム (SPDS) (10.12 通信連絡設備) <p>b. 通信連絡設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、<u>衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>を設置又は保管する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、<u>SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置</u>で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに<u>緊急時対策所</u>において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム (SPDS) (<u>SPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置</u>) (10.11 通信連絡設備) <p>b. 通信連絡設備</p> <p><u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、<u>無線通信設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>を設置又は保管する。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備 (発電所内) として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する (以下、⑤の相違) (携帯型音声呼出電話設備は使用しない)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉原子炉建屋の屋内外と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5号炉中央制御室との間で通話を行うことができる5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する設計とする。</u></p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>衛星電話設備(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u> ・<u>無線連絡設備(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u> ・<u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u> ・<u>携帯型音声呼出電話設備(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u> ・<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(6号及び7号炉共用)(10.12通信連絡設備)</u> 	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>衛星電話設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)(10.12通信連絡設備)</u> ・<u>無線連絡設備(10.12通信連絡設備)</u> ・<u>携行型有線通話装置(10.12通信連絡設備)</u> ・<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)(10.12通信連絡設備)</u> 	<p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(10.11通信連絡設備) ・<u>無線通信設備(10.11通信連絡設備)</u> ・<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(10.11通信連絡設備)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違【柏崎6/7】⑤の相違 ・設備の相違【柏崎6/7, 東海第二】②の相違 ・設備の相違【東海第二】⑤の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】②の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】②及び⑤の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>からの給電が可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を<u>3台</u>保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ(4kL)により補給できる設計とする。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、<u>常用電源設備からの給電</u>が喪失した場合に、<u>代替電源設備からの給電</u>が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>2台設置</u>することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>により補給できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、<u>プルーム通過時</u>において、燃料を<u>自動で補給し運転できる設計とする。</u></p>	<p>(3) 代替交流電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、<u>全交流動力電源</u>が喪失した場合に、<u>代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機</u>からの給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、<u>燃料給油時の切替え</u>を考慮して、<u>2台を1セットとして使用</u>することに加え、<u>予備機を2台保管</u>することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、<u>燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリ</u>により給油できる設計とする。なお、<u>緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時</u>において、<u>燃料を給油せずに運転できる設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリは、燃料を給油できる容量を有するものを1台使用する。保有数は1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの燃料の補給は、ホースを用いる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉の緊急時対策所用発電機(可搬型設備)は、1台に必要な負荷に給電可能な設計のものを予備を含めて4台配備しており、燃料給油時には、隣接して配備する予備機と切り替えて使用する</p> <p>故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える(以下、⑥の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉の発電機は、プルーム通過前に燃料給油することで、18時間以上連続運転可能となるため、プルームが通過する10時間は燃料補給不要</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉はタンクローリの台数及びタンクからの燃料給油運用について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>負荷変圧器 (6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>交流分電盤 (6号及び7号炉共用)</u> ・ <u>可搬ケーブル (6号及び7号炉共用)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>燃料補給設備 (6号及び7号炉共用) (10.2 代替電源設備)</u> <p><u>可搬型モニタリングポスト</u>については、「8.1 放射線管理設備」に記載する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) , 衛星電話設備, 無線連絡設備, <u>携帯音声呼出電話設備</u>, <u>原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</u>及び<u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</u>については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。</p> <p><u>燃料補給設備</u>については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対処設備の主要仕様を第3.18-1表に示す。</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時対策所用発電機 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> ・ <u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) , 衛星電話設備, 無線連絡設備, <u>携行型有線通話装置</u>及び<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。</p>	<p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時対策所用発電機</u> ・ <u>可搬ケーブル</u> ・ <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u> ・ <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u> ・ <u>タンクローリ</u> <p><u>可搬式モニタリング・ポスト</u>については、「8.1 放射線管理設備」に記載する。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) , 衛星電話設備, 無線通信設備及び<u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u>については、「10.11 通信連絡設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等対処設備の主要仕様を第3.18-1表に示す。</p>	<p>・ 設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>【東海第二】 ②及び設備構成の相違</p> <p>・ 設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料給油は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する (当該設備により、プルーム通過前に燃料給油を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料給油不要) (以下、⑦の相違)</p> <p>②の相違</p> <p>・ 設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・ 設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ⑦の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.1.1.1 多様性, 多重性, 独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については, 「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部は, 中央制御室から独立した5号炉原子炉建屋及びそれと一体の遮蔽並びに換気空調設備として, 可搬型陽圧化空調機, 陽圧化装置(空気ポンベ), 二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタを有し, 換気空調設備の電源を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。待機場所は, 中央制御室から独立した5号炉原子炉建屋及びそれと一体の遮蔽及び室内遮蔽並びに換気空調設備として, 可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタを有し, 換気空調設備の電源を5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。</u>これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所, 対策本部の遮蔽, 高気密室, 可搬型陽圧化空調機, 陽圧化装置(空気ポンベ), 二酸化炭素吸収装置, 可搬型外気取入送風機, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ並びに待機場所の遮蔽, 室内遮蔽, 可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは, 中央制御室とは離れた5号炉原子炉建屋に保管及び設置することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は, 6号及び7号炉原子炉建屋内に設置する非常用交流電源設備とは離れた建屋の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は, 中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p>	<p>10.9.2.2.1 多重性, 多様性, 独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については, 「1.1.7.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は, 中央制御室から独立した緊急時対策所建屋と一体の遮蔽及び非常用換気設備として, 緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 緊急時対策所加圧設備, 緊急時対策所用差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタを有し, 非常用換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所, 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 緊急時対策所用差圧計, 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所加圧設備, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは, 中央制御室とは離れた緊急時対策所建屋に保管又は設置することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は, 1台で緊急時対策所建屋内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台設置することで, 多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは, 原子炉建屋付棟内に設置する非常用交流電源設備とは離れた緊急時対策所建屋内に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は, 中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p>	<p>3.18.1.1.1 多様性, 多重性, 独立性及び位置的分散</p> <p>基本方針については, 「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は, 中央制御室から独立した建物と一体の遮蔽及び換気空調設備として, 緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタを有し, 換気空調設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所, 緊急時対策所遮蔽, 緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは, 中央制御室とは離れた建物に保管又は設置することで, 共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は, 2号炉原子炉建物内の非常用ディーゼル発電機とは離れた建物の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は, 中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう, 電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違【柏崎6/7】 ③及び④の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ①の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ③及び④の相違 ・設備の相違【柏崎6/7】 ①の相違 ・島根2号炉は, 「3.18.1.1.4 容量等」にて記載【東海第二】 ・島根2号炉は, 後段にて燃料タンク及びタンクローリの位置的分散について記載【柏崎6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>3.18.1.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>対策本部の遮蔽及び待機場所の遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。待機場所の室内遮蔽は、建屋床面に設置する鋼構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）及び可搬型外気取入送風機並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンプ）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は、緊急時対策所建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備機を2台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物のディーゼル燃料ダイタンク並びに原子炉建物及びタービン建物近傍のディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料ダイタンク及びディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは原子炉建物及びタービン建物近傍のディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>3.18.1.1.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の建物と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7，東海第二】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7，東海第二】 ⑦の相違</p> <p>・東海第二は前段にて貯蔵タンク及び給油ポンプの位置的分散を記載 【東海第二】</p> <p>・島根2号炉は、「3.18.1.1.4 容量等」にて燃料タンク及びタンクローリの容量について記載 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ並びに待機場所の酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンプ）は、固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機及び二酸化炭素吸収装置並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所の緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所加圧設備用空気ポンプは、固縛等を実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリア放射線モニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）は、固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル及び緊急時対策所発電機接続プラグ盤は、通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、輪留めによる固定等を行い保管し、可搬ケーブルは固縛等を実施して屋外（緊急時対策所南側）に保管し、緊急時対策所発電機接続プラグ盤は屋外（緊急時対策所北側）に設置することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは、接続先の系統と分離して保管し、重大事故等時に接続、弁操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、重大事故等時に重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリは輪留め等による固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 東海第二の送風機及びフィルタ装置は常設 【柏崎6/7】 ①、③及び④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 保管方法の相違 【東海第二】 島根2号炉は、可搬型設備について記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 島根2号炉は、可搬型設備であるタンクローリについて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.1.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、事故対応において6号及び7号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、対策本部及び待機場所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等を設置する。共用により必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共用・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.4 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員として、対策本部に最大86名、待機場所に最大98名を収容することで、合計184名を収容できる設計とする。また、対策要員等が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p>	<p>10.9.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p>10.9.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員と廃止措置中の東海発電所の事故が同時に発生した場合に対処する対策要員として、緊急時対策所に最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p>	<p>3.18.1.1.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.4 容量等</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員として、最大150名を収容できる設計とする。また、緊急時対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり、重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>島根2号炉の緊急時対策所収容可能人数について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、高気密室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、<u>6号及び7号炉共用で1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計2台を保管する設計とする。</u></p> <p>対策本部の可搬型外気取入送風機は、必要な換気容量を有するもの1セット2台使用する。保有数は、<u>6号及び7号炉共用で1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計3台を保管する。</u></p> <p>対策本部の陽圧化装置(空気ポンベ)は、重大事故時において対策本部の居住性を確保するため、高気密室を陽圧化し、高気密室内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、<u>123本を保管する。</u></p> <p>対策本部の二酸化炭素吸収装置は、重大事故時に陽圧化装置(空気ポンベ)により高気密室を陽圧化する場合において、<u>対策要員等が二酸化炭素濃度の増加により窒息することを防止できる処理容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1台</u></p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、<u>対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で緊急時対策所非常用送風機1台、緊急時対策所非常用フィルタ装置1基で1セットに加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1セット(東海発電所及び東海第二発電所共用)の合計2セットを設置する。</u></p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故時において緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、<u>十分な容量を保管する。</u></p>	<p>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、<u>緊急時対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットそれぞれで1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)は、重大事故等時において緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所を正圧化し、緊急時対策所内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、<u>540本を保管する。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は予備台数を2台としている</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7と島根2号炉では、正圧化バウンダリ体積および収容人数が違うため 島根2号炉は具体的本数を示している</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計2台を設置する設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用)の合計3台を保管する設計とする。</u></p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>待機場所の陽圧化装置(空気ポンベ)は、重大事故時において待機場所の居住性を確保するため、待機場所を陽圧化し、待機場所へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、1,792本を保管する。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、<u>高気密室及び待機場所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所共用)の合計3台を保管する。</u></p> <p><u>差圧計は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所共用)の合計3台を保管する。</u></p> <p><u>可搬型エリアモニタは、重大事故時において、対策本部内及び待機場所内の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台(6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所共用)の合計3台を保管する。</u></p>	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で、それぞれ1個に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1個(東海発電所及び東海第二発電所共用)のそれぞれ合計2個を保管する。</p> <p>緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所等の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、1台使用する。保有数は東海発電所及び東海第二発電所共用で1台を設置する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、重大事故時において、緊急時対策所の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、1台使用する。保有数は1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p>	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、それぞれ1個に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個のそれぞれ合計2個を保管する。</p> <p>差圧計は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを1台設置する。</p> <p>可搬式エリア放射線モニタは、重大事故等時において、緊急時対策所内の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを1個使用する。保有数は、1個に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計2個を保管する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、補給時の切替えを考慮し、2台を1セットとして使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加え、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。</p> <p>3.18.1.1.5 環境条件等 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 対策本部の遮蔽及び待機場所の遮蔽は5号炉原子炉建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。 対策本部の高気密室、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ、待機場所の室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ並びに負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、5号炉原子炉建屋内に設置又は保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタ及び負荷変圧器の操作は、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台使用する。保有数は、多重性確保のための1台を加えた合計2台を設置する。また、東海発電所及び東海第二発電所で共用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、東海発電所及び東海第二発電所共用で、外部からの支援がなくとも、緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、東海発電所及び東海第二発電所共用で、緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を給油できるポンプ容量を有する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。 緊急時対策所の遮蔽は、緊急時対策所建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。 緊急時対策所、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所建屋内に設置又は保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタの操作は、緊急時対策所内で可能な設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用する。保有数は、1セット2台に加え、故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p> <p>タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を給油できる容量を有するものを1台使用する。保有数は、1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>3.18.1.1.5 環境条件等 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の建物と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。 緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とし、緊急時対策所内で操作可能な設計とする。 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。設置場所で操作可能な設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 ②の相違 東海第二の給油ポンプは常設設備 島根2号炉のタンクローリは可搬型設備</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備構成及び保管場所の相違 【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>・設備及び保管場所の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は、屋外に保管し、設置場所で操作可能</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で操作可能な設計とする。</u></p> <p>3. 18. 1. 1. 6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>対策本部の換気空調設備である可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機及び差圧計並びに待機場所の換気空調設備である可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、及び差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>可搬型陽圧化空調機は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10. 9. 2. 2. 6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1. 1. 7. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬式エリア放射線モニタ及び緊急時対策所 低圧母線盤は、緊急時対策所内に設置又は保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所内で操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬ケーブルは、屋外に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所及び緊急時対策所内で可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクの系統構成に必要な操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件等を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリの操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</u></p> <p>3. 18. 1. 1. 6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)及び差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより、緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p>	<p>・設備及び保管場所の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は屋内に保管及び設置し、設置場所内で操作可能</p> <p>・設備及び保管場所の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は屋外に保管し、設置場所及び緊急時対策所内で操作可能</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備</p> <p>島根 2号炉のタンクローリは可搬型設備</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①, ③及び④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は緊急時対策内の操作盤から操作し、柏崎 6/7 は設備に付属のスイッチにより操作する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型陽圧化空調機は、対策本部又は待機場所近傍に保管することで、速やかに対策本部の高気密室又は待機場所を陽圧化できる設計とする。可搬型陽圧化空調機と接続口との接続は簡便な接続とし、一般的な工具を用いて容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>陽圧化装置（空気ポンプ）は、対策本部又は待機場所近傍に保管し、設置場所及び対策本部内又は待機場所内での弁の手動操作により、速やかに対策本部の高気密室又は待機場所を陽圧化できる設計とする。</u></p> <p><u>二酸化炭素吸収装置は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。可搬型外気取入送風機は、人力により持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機と仮設ダクトの接続については、簡便な接続とし、一般的に使用される工具を用いて容易かつ確実に接続することができる設計とする。</u></p> <p><u>差圧計の接続は、簡便な接続とし、容易かつ確実に接続でき、指示を監視できる設計とする。差圧計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>可搬型エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。可搬型エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所近傍に保管することで、速やかに緊急時対策所を正圧化できる設計とする。緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットと接続口との接続は簡便な接続とし、容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所正圧化装置（空気ポンプ）は、緊急時対策所近傍に保管し、設置場所及び緊急時対策所内での弁の手動操作により、速やかに緊急時対策所を正圧化できる設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>可搬式エリア放射線モニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬式エリア放射線モニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。可搬式エリア放射線モニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は接続に工具を使用しない</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③及び④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の差圧計は常設であり、接続等不要</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、<u>負荷変圧器</u>、<u>交流分電盤及び可搬ケーブル</u>は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、付属の操作スイッチにより、設置場所で使用するための操作が可能な設計とする。</p> <p><u>負荷変圧器</u>は遮断器を切替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。可搬ケーブルは、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p>3.18.1.1.7 試験検査 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>対策本部の遮蔽並びに待機場所の遮蔽及び室内遮蔽</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>対策本部の高気密室</u>、<u>可搬型陽圧化空調機</u>、<u>可搬型外気取入送風機</u>、<u>陽圧化装置(空気ボンベ)</u>及び<u>二酸化炭素吸収装置並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ボンベ)</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機、<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>10.9.2.3 主要設備及び仕様 <u>緊急時対策所の主要機器仕様を第10.9-2表に示す。</u></p> <p>10.9.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の遮蔽</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機</u>、<u>緊急時対策所非常用フィルタ装置</u>及び<u>緊急時対策所加圧設備</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用差圧計</u>、<u>酸素濃度計</u>及び<u>二酸化炭素濃度計</u>は、機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機、<u>可搬ケーブル</u>、<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及びタンクローリ</u>は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチ及び<u>遠隔スイッチ</u>により、設置場所で使用するための操作が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>は、遮断器を切替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。</p> <p>可搬ケーブルは、人力による持ち運びが可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u>は、<u>タンクローリへの燃料補給のための系統構成を行う際に、設置場所での必要な手動操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリ</u>は、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p><u>タンクローリは、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留め等による固定が可能な設計とする。</u></p> <p>3.18.1.1.7 試験検査 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機</u>、<u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</u>及び<u>緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>差圧計</u>、<u>酸素濃度計</u>及び<u>二酸化炭素濃度計</u>は、機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。</p>	<p>・島根2号炉は、燃料タンクについて後段で記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉は設置場所及び緊急時対策所内で操作可能</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>⑦の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備</p> <p>島根2号炉のタンクローリは可搬型設備</p> <p>・東海第二は貯蔵タンクについて上段に記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①、③及び④の相違</p>

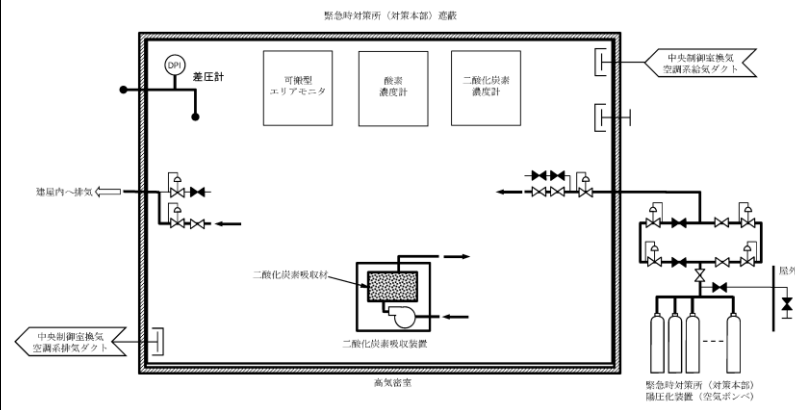
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>可搬型エリアモニタ</u>は、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブル</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p><u>緊急時対策所エリアモニタ</u>は、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p><u>可搬式エリア放射線モニタ</u>は、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認並びに停止中に内部の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。</p> <p><u>タンクローリ</u>は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観確認及び機能試験、漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、<u>分解又は取替えが可能な設計とする。また、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備 島根 2号炉のタンクローリは可搬型設備</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第3.18-1表 緊急時対策所の重大事故等対処設備の主要仕様</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室(6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 1</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽(6号及び7号炉共用)</p> <p>厚さ <input type="text"/> mm 以上</p> <p>材料 コンクリート</p> <p>c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 1(予備1)</p> <p>容量 600m³/h/台</p> <p>効率 高性能フィルタ 99.9%以上</p> <p>活性炭フィルタ 99.9%以上</p> <p>d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機(6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 2(予備1)</p> <p>風量 600m³/h/台</p>	<p>第10.9-2表 緊急時対策所(重大事故等時)主要機器仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>第8.3-4表 遮蔽設備(重大事故等時)の設備に記載する。</p> <p>b. 緊急時対策所非常用換気設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>(a) 緊急時対策所非常用送風機(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(b) 緊急時対策所非常用フィルタ装置(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>第3.18-1表 緊急時対策所(重大事故等時)の主要機器仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>個数 1</p> <p>(2) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>厚さ <input type="text"/> mm</p> <p>材質 コンクリート</p> <p>(3) 緊急時対策所空気浄化送風機</p> <p>台数 1(予備2)</p> <p>容量 1,500m³/h/台</p> <p>(4) 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</p> <p>型式 横型</p> <p>基数 1(予備2)</p> <p>容量 1,500m³/h/基</p> <p>効率 単体除去効率 99.97%以上(0.15μm粒子) /</p> <p>95%以上(有機よう素),</p> <p>99%以上(無機よう素)</p> <p>総合除去効率 99.99%以上(0.7μm粒子) /</p> <p>99.75%以上(有機よう素),</p> <p>99.99%以上(無機よう素)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>設備の使用目的は同様だが,設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>また,島根2号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p> <p>・東海第二は別の表へ仕様を記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>④の相違</p>

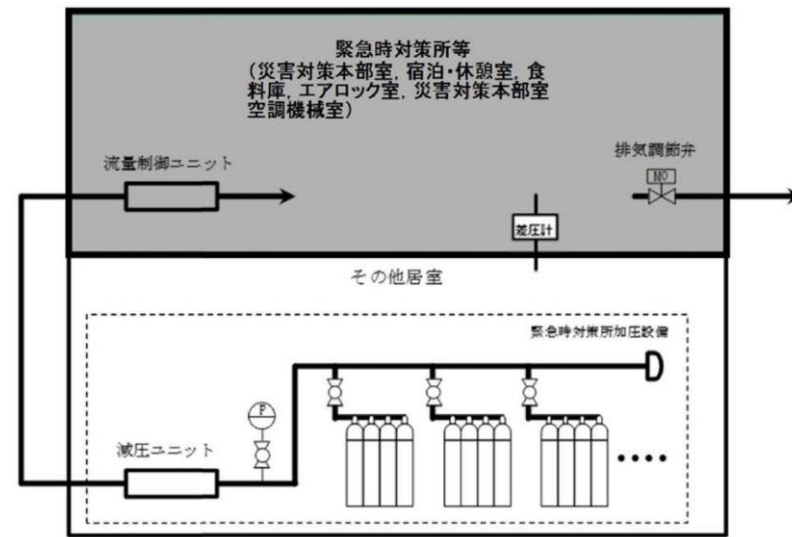
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンベ)</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 <u>123</u> 容量 <u>47L/本</u> 充填圧力 <u>15MPa</u></p> <p>f. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>台数 <u>1(予備1)</u> 風量 <input type="text"/> <u>m³/h/台</u> 吸収剤能力 <input type="text"/> <u>m³/kg</u></p> <p>g. <u>差圧計(対策本部)</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 <u>1(予備1※1)</u></p> <p>h. <u>酸素濃度計(対策本部)</u> (6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 <u>1(予備1※1)</u> 測定範囲 <u>0~100%</u></p>	<p>c. <u>緊急時対策所加圧設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 第8.2-3表 換気空調設備(重大事故等時)(可搬型)設備仕様に記載する。</p> <p>d. <u>緊急時対策所用差圧計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. <u>酸素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・<u>酸素濃度計(通常運転時)</u> 個数 <u>1(予備1)</u> 測定範囲 <u>0.0~40.0vol%</u></p>	<p>(5) <u>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)</u> 本数 <u>454本(予備86本)</u> 容量 <u>50L/本</u> 充填圧力 約 <u>20MPa</u></p> <p>(6) <u>差圧計</u> 個数 <u>1</u></p> <p>(7) <u>酸素濃度計</u> 個数 <u>1(予備1)</u> 測定範囲 <u>0.0~25.0vol%</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的は同様だが,設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>・東海第二は別の表へ仕様を記載 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的は同様だが,設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>・東海第二は別の表へ仕様を記載 【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備の使用目的は同様だが,設計条件等が異なるため仕様が相違している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>i. <u>二酸化炭素濃度計 (対策本部) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>個数 1 (予備 1※1) 測定範囲 0~10,000ppm</p> <p>j. <u>可搬型エリアモニタ (対策本部) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>種類 半導体 計測範囲 0.001~99.9mSv/h 個数 1 (予備 1※1) ※1 「待機場所」と兼用</p> <p>(2) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)</u></p> <p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>厚さ <input type="text"/> mm 以上 材料 コンクリート</p> <p>b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>厚さ コンクリート <input type="text"/> mm 相当以上 材料 鉄, 鉛等</p> <p>c. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>台数 2 (予備 1) 容量 600m³/h/台 効率 高性能フィルタ 99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上</p> <p>d. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>台数 1,792 容量 47L/本 充填圧力 15MPa</p>	<p>f. <u>二酸化炭素濃度計 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <p>・<u>二酸化炭素濃度計 (通常運転時)</u></p> <p>個数 1 (予備 1) 測定範囲 0.0~5.0vol%</p> <p>g. <u>緊急時対策所エリアモニタ</u></p> <p>第 8.1-2 表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様に記載する。</p> <p>h. <u>可搬型モニタリング・ポスト</u></p> <p>第 8.1-2 表 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>(8) <u>二酸化炭素濃度計</u></p> <p>個数 1 (予備 1) 測定範囲 0~10,000ppm</p> <p>(9) <u>可搬式エリア放射線モニタ</u></p> <p>種類 半導体 計測範囲 0.001~999.9mSv/h 個数 1 (予備 1)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ②の相違 設備仕様 (計測範囲) の相違</p> <p>・東海第二は別の表へ仕様を記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

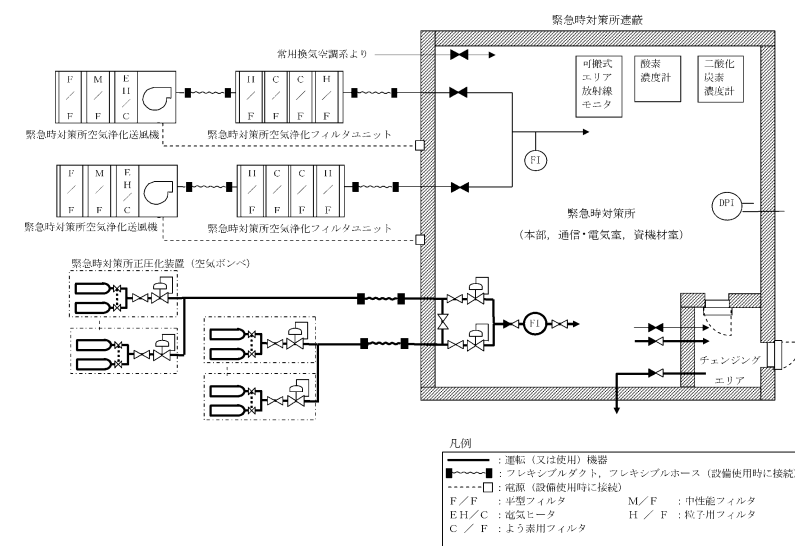
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. <u>差圧計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> <u>個数 1 (予備 1※2)</u></p> <p>f. <u>酸素濃度計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> <u>個数 1 (予備 1※2)</u> <u>測定範囲 0~100%</u></p> <p>g. <u>二酸化炭素濃度計 (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> <u>個数 1 (予備 1※2)</u> <u>測定範囲 0~10,000ppm</u></p> <p>h. <u>可搬型エリアモニタ (待機場所) (6号及び7号炉共用)</u> <u>種類 半導体</u> <u>計測範囲 0.001~99.9mSv/h</u> <u>個数 1 (予備 1※2)</u></p> <p>※1 「待機場所」と兼用 ※2 「対策本部」と兼用</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
<p>(3) <u>電源設備</u></p> <p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (6号及び7号炉共用)</u> <u>エンジン</u> <u>個数 2 (予備 3)</u> <u>使用燃料 軽油</u></p> <p><u>発電機</u> <u>個数 2 (予備 3)</u> <u>種類 横軸回転界磁 3 相同期発電機</u> <u>容量 約 200kVA/台</u> <u>力率 0.8</u> <u>電圧 440V</u> <u>周波数 50Hz</u></p>	<p>(2) <u>緊急時対策所用発電機 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></p> <p><u>エンジン</u> <u>台数 2</u> <u>使用燃料 軽油</u></p> <p><u>発電機</u> <u>種類 3 相同期発電機 (両軸受け式)</u> <u>台数 2</u> <u>容量 約 1,725kVA/台</u> <u>力率 0.8</u> <u>電圧 6,600V</u> <u>周波数 50Hz</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <u>基数 2</u> <u>容量 約 75kL/基</u> <u>使用燃料 軽油</u></p> <p>(4) <u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <u>台数 2</u> <u>容量 約 1.3m³/h (1台あたり)</u></p>	<p>(10) <u>緊急時対策所用発電機</u></p> <p><u>機関</u> <u>個数 2 (予備 2)</u> <u>使用燃料 軽油</u></p> <p><u>発電機</u> <u>個数 2 (予備 2)</u> <u>種類 横軸回転界磁 三相同期発電機</u> <u>容量 約 220kVA/台</u> <u>力率 0.8</u> <u>電圧 210V</u> <u>周波数 60Hz</u></p> <p>(11) <u>タンクローリ</u> <u>個数 1 (予備 1)</u> <u>容量 3.0m³/台</u></p> <p>(12) <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u> <u>個数 1</u> <u>容量 約 45m³</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>【東海第二】 ②の相違 東海第二の給油ポンプは常設設備 島根 2号炉のタンクローリは可搬型設備</p>



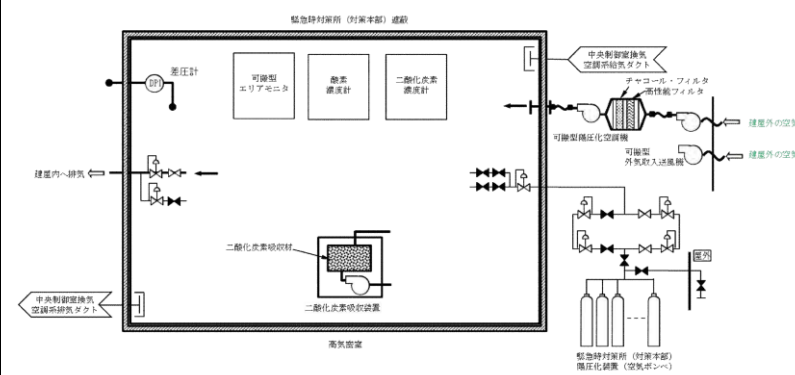
第 3.18-1 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図
(陽圧化装置 (空気ポンプ) (対策本部))



第 10.9-3 図 緊急時対策所 系統概要図(3)
(居住性の確保)



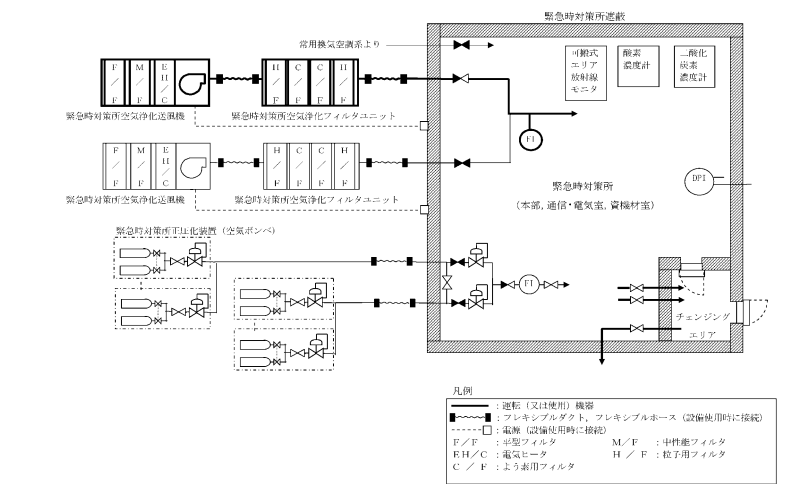
第 3.18-1 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 概略系統図
(緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ))



第 3.18-2 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図
(可搬型陽圧化空調機 (対策本部))



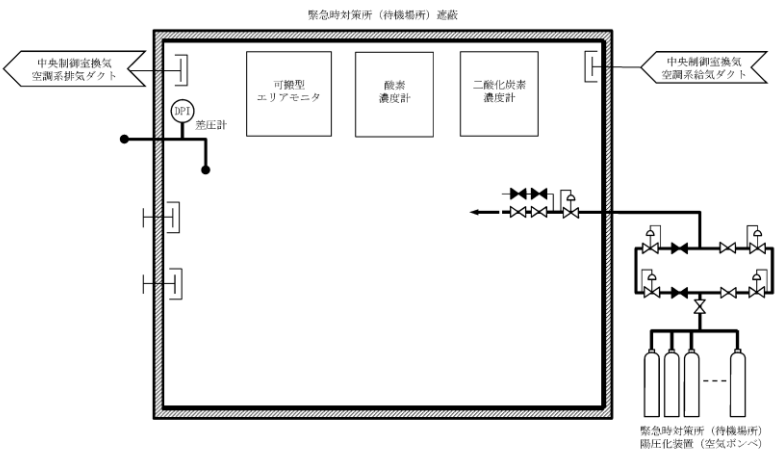

第 10.9-1 図 緊急時対策所 系統概要図(1)
(居住性の確保)

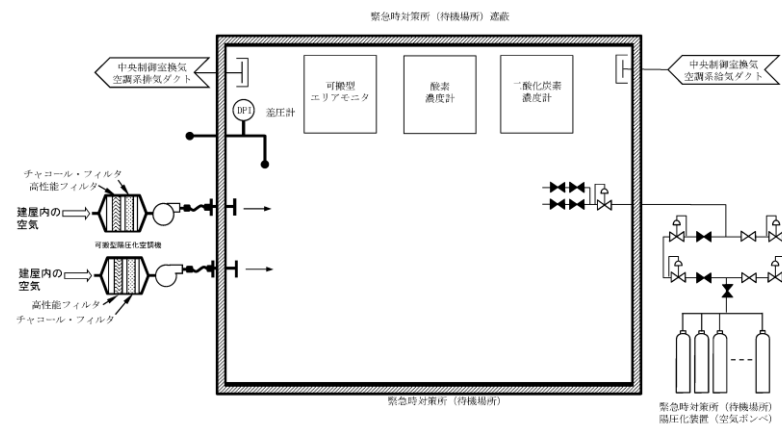


第 3.18-2 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 概略系統図
(緊急時対策所空気浄化送風機, フィルタユニット)

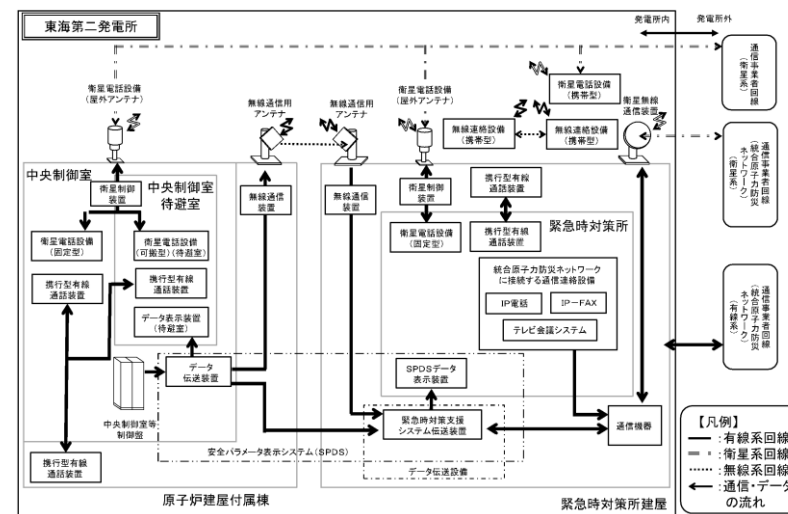
・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="192 1333 875 1407">第 3.18-3 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図 (陽圧化装置 (空気ポンプ) (待機場所))</p>	 <p data-bbox="1053 703 1587 787">第 10.9-2 図 緊急時対策所 系統概要図(2) (居住性の確保)</p>		<p data-bbox="2537 1375 2686 1459">・設備の相違 【柏崎 6/7】</p>



第 3.18-4 図 緊急時対策所 (重大事故等時) 系統概略図
(可搬型陽圧化空調機 (待機場所))



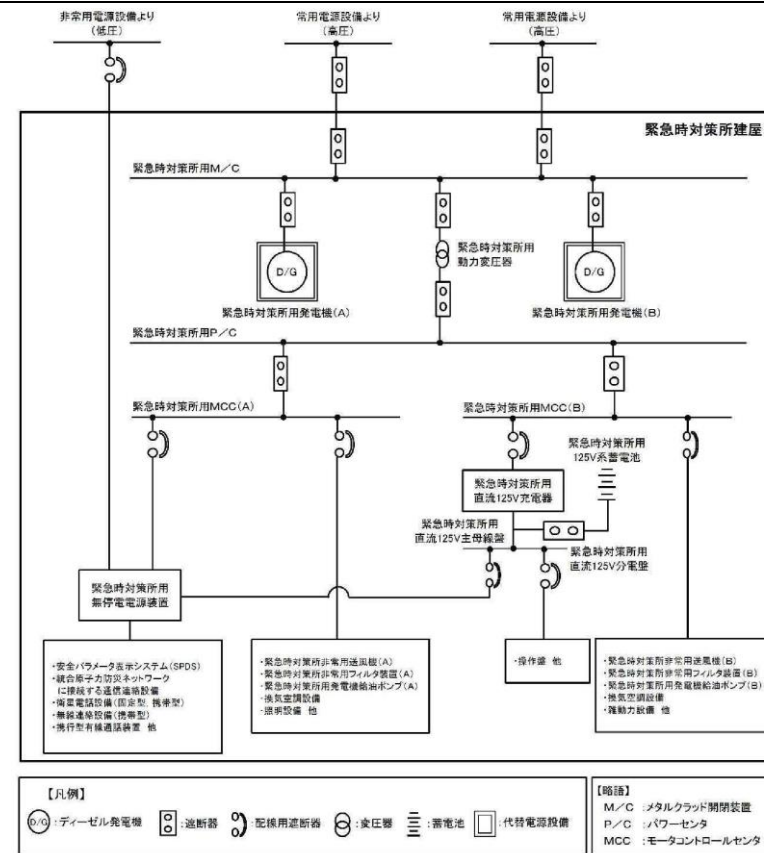
第 10.9-4 図 緊急時対策所 系統概要図(4)
(必要な情報の把握及び通信連絡)

・設備の相違
【柏崎 6/7】

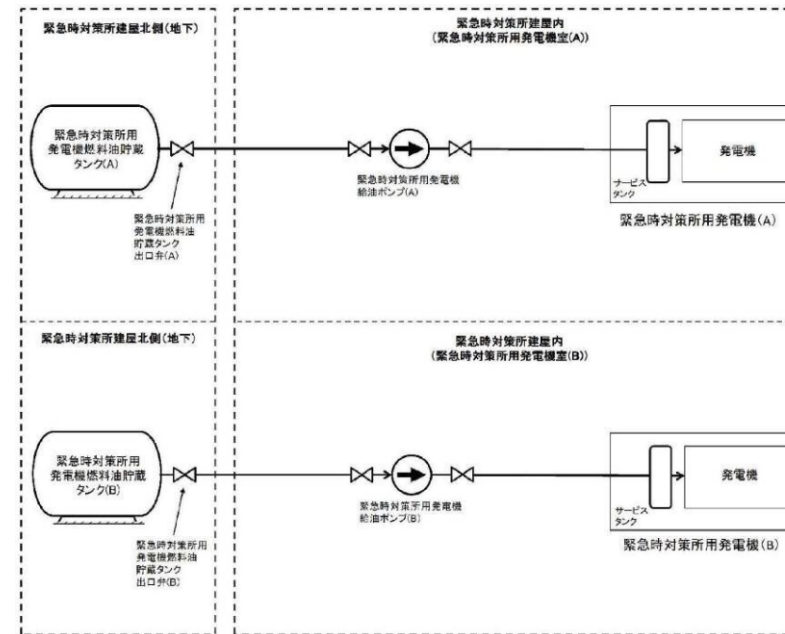
・島根 2号炉は、添付資料「第 3.18-1 図」にて記載
【東海第二】

・島根2号炉は、添付資料「第3.18-2図」にて記載

【東海第二】



第 10.9-5 図 緊急時対策所 系統概要図(5)
(代替電源設備からの給電)



第 10.9-6 図 緊急時対策所 系統概要図(6)
(代替電源設備からの給電)

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [61条 緊急時対策所 添付資料]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。</p>			
相違No.	相違理由		
①	島根2号炉の緊急時対策所は、敷地高さEL50mの高台に新規設置している		
②	島根2号炉は単号炉申請		
③	島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている		
④	島根2号炉では、プルーム通過後は、屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（可搬型設備）にて、緊急時対策所を正圧化する（島根2号炉は屋外設置であり、操作も緊急時対策所内から実施するため、設置場所の換気不要）		
⑤	島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備（発電所内）として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する		
⑥	島根2号炉の緊急時対策所用発電機（可搬型設備）は、1台で必要な負荷に給電可能な設計のものを2台1セットとし、予備を含めて4台配備しており、燃料給油時には、隣接して配備する予備機と切り替えて使用する。故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える		
⑦	島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する。（当該設備により、プルーム通過前に燃料補給を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料補給不要）		
⑧	島根2号炉では、プルーム通過時には、必要な要員は緊急時対策所に収容し、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な容量を有する空気ポンペを設置する		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p>	<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p>	<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 18 緊急時対策所</p> <p>3. 18. 1 設置許可基準規則第61 条への適合方針</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所として、5号炉原子炉建屋内に設置する「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」を設ける。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対して機能喪失しない設計とするとともに、基準津波を受けない方針とする。</p>	<p>3. 18 緊急時対策所</p> <p>3. 18. 1 設置許可基準規則第 61 条への適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所（設置許可基準解釈の第 1 項 a）、b）、第 2 項）</p> <p>緊急時対策所として、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成する、緊急時対策所を緊急時対策所建屋内に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動 S S による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1. 3. 2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1. 4. 2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1. 4. 3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>敷地に遡上する津波に対して、緊急時対策所は敷地高さ T. P. +23m 以上に設置する設計としており、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p>	<p>3. 18 緊急時対策所</p> <p>3. 18. 1 設置許可基準規則第 61 条への適合方針</p> <p>島根原子力発電所の緊急時対策所を、敷地高さ EL50m の高台に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動 S_s による地震力に対して機能喪失しない設計とするとともに、基準津波を受けない方針とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7、東海第二】</p> <p>島根 2 号炉の緊急時対策所は、敷地高さ EL50m の高台に新規設置している（以下、①の相違）</p> <p>・評価内容の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉では、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していないため記載していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の<u>対策要員</u>を収容することができる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備、常設代替交流電源からの給電設備、居住性を確保するための設備、汚染の持ち込みを防止するための設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>3.18.1.1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の適合方針</p> <p>(1) 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備 (設置許可基準規則の第1項の二、三)</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等時においても、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所には必要な情報を把握できる設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、対策本部で表示できるよう、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の<u>要員</u>を収容することができる設計とする。なお、<u>緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p>(2) 必要な情報の把握及び通信連絡 (設置許可基準解釈の第1項二、三)</p> <p>a. <u>必要な情報を把握できる設備</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても<u>当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム (SPDS) は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の<u>緊急時対策要員</u>を収容することができる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備、代替交流電源からの給電設備、居住性を確保するための設備、汚染の持ち込みを防止するための設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>3.18.1.1 緊急時対策所の適合方針</p> <p>(1) 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備 (設置許可基準規則の第1項の二、三)</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等時においても、<u>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所には必要な情報を把握できる設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は単号炉申請 (以下、②の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、緊急時対策所には、重大事故等時において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける設計とする。</p> <p>対策本部には、重大事故等時において、緊急時対策所から発電所内の必要な通信連絡を行うことができる通信連絡設備(発電所内)として、無線連絡設備、衛星電話設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>対策本部には、重大事故等時において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所と通信連絡ができる通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を設置する設計とする。対策本部は待機場所と必要な連絡を行うための設備として携帯型音声呼出電話設備を設ける設計とする。</p> <p><u>5号炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において、対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する設計とする。</u></p> <p>(2) 代替電源設備からの給電(設置許可基準規則解釈の第1項c))</p> <p>全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(可搬型代替交流電源設備)として、緊急時対策所用可搬型電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>b. <u>通信連絡設備</u></p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、<u>衛星電話設備、無線連絡設備、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p> <p>(3) 代替電源設備からの給電(設置許可基準規則解釈の第1項c))</p> <p>a. <u>緊急時対策所用代替電源設備による給電</u></p> <p>緊急時対策所は、<u>常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</u></p>	<p>また、緊急時対策所には、重大事故等時において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡設備)を設ける設計とする。</p> <p>対策本部には、重大事故等時において、緊急時対策所から発電所内の必要な通信連絡を行うことができる通信連絡設備(発電所内)として、無線通信設備、衛星電話設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>対策本部には、重大事故等時において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所と通信連絡ができる通信連絡設備(発電所外)として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等を設置する設計とする。</p> <p>(2) 代替交流電源設備からの給電(設置許可基準規則解釈の第1項c))</p> <p>全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(可搬型代替交流電源設備)として、緊急時対策所用発電機を設ける設計とする。</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉では、緊急時対策所から発電所内の必要な箇所と通信連絡を行うことができる通信連絡設備(発電所内)として、無線通信設備、衛星電話設備を設置・保管する(以下、⑤の相違)</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>緊急時対策所用可搬型電源設備</u>は、1台で必要な負荷に給電可能な設計とする。また、燃料補給時に運転を停止する必要があることから、1台追加配備し、2台を1セットとすることにより、速やかに切り替えることができる設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所用可搬型電源設備</u>は、<u>大湊側高台保管場所</u>に2台を配備し、多重性及び位置的分散を確保するとともに、故障時保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに1台配備し、合計3台の予備を配備する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内<u>緊急時対策所用可搬型電源設備</u>は、<u>軽油タンク</u>より、<u>タンクローリ(4kL)</u>を用いて、燃料を補給できる設計とする。</p>	<p><u>緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより給油できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、ブルーム通過時において、燃料を自動で給油し運転できる設計とする。</u></p> <p>b. <u>緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車からの給電</u></p> <p><u>緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車は、緊急時対策所用発電機に比べて容量が小さく、保管場所の耐震性が確保されておらずS s機能維持を担保できず、移動、設置、ケーブルの接続等に時間を要するものの、健全性が確認できた場合は、重大事故等時に緊急時対策所用代替電源設備からの給電が出来ない場合に緊急時対策所の換気設備、通信連絡設備及びその他の負荷に給電する代替手段として有効である。</u></p> <p><u>このため上記代替手段として、緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車からの給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>なお、緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車からの給電は、通常待機時の分離された状態から接続により、自主対策設備としての系統構成が可能な設計とすることにより、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で必要な負荷に給電可能な設計とする。また、燃料給油時に運転を停止する必要があることから、1台追加配備し、2台を1セットとすることにより、速やかに切り替えることができる設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所用発電機は、屋外(第4保管エリア)に予備機2台を配備し、多重性及び位置的分散を確保するとともに、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして配備する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用燃料地下タンクより、タンクローリを用いて、燃料を補給できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</u></p> <p><u>なお、非常用交流電源設備であるロードセンタ復旧後は、緊急時対策所用発電機から切り替えることができる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉の緊急時対策所用発電機(可搬型設備)は、1台で必要な負荷に給電可能な設計のものを2台1セットとし、予備を含めて4台配備しており、燃料給油時には、隣接して配備する予備機と切り替えて使用する</p> <p>故障時及び保守点検による待機除外時においては、予備機と入れ替える(以下、⑥の相違)</p> <p>また、島根2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、ブルーム通過前に行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、ブルーム通過の10時間は燃料補給不要とする</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海は3.18.2.2.1に台数を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3)居住性を確保するための設備(設置許可基準規則解釈の第1項d), e))</p> <p>重大事故等が発生した場合においても,当該事故等に対処するために必要な対策要員がとどまることができるよう,緊急時対策所の居住性を確保するための設備として,以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を設ける設計とする。</p> <p>対策本部の遮蔽は,重大事故等時において,対策要員の被ばく線量を低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p>	<p>(4) 居住性を確保するための設備 (設置許可基準解釈の第1項d), e))</p> <p>重大事故等が発生した場合においても,当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう,緊急時対策所の居住性を確保するための設備として,<u>緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所非常用換気設備,緊急時対策所加圧設備,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計,可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</u></p> <p><u>緊急時対策所の居住性については,想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし,かつ緊急時対策所でのマスクの着用,交替要員体制,安定ヨウ素剤の服用及び仮設備を考慮しない条件においても,緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>a. <u>緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所非常用換気設備</u></p> <p><u>緊急時対策所遮蔽は,重大事故が発生した場合において,緊急時対策所の気密性,緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって,緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所には,緊急時対策所非常用換気設備として,緊急時対策所非常用送風機,緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また,緊急時対策所等の加圧のために,緊急時対策所加圧設備を保管し,緊急時対策所用差圧計を設ける。</u></p>	<p>(3) 居住性を確保するための設備(設置許可基準規則解釈の第1項d), e))</p> <p>重大事故等が発生した場合においても,当該事故等に対処するために必要な対策要員がとどまることができるよう,緊急時対策所の居住性を確保するための設備として,以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は,重大事故等時において,緊急時対策要員の被ばく線量を低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の換気設備は、重大事故等時において、対策本部内への放射性物質の侵入を低減又は防止するため、<u>可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置を用いてを陽圧化する設計とする。</u>なお、<u>対策本部は高気密室内に設置することにより、換気設計にあたって気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</u></p> <p>対策本部には<u>可搬型の差圧計を保管</u>することで、対策本部の<u>可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置を使用する場合、5号炉原子炉建屋と対策本部との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする。</u></p> <p>対策本部の換気設備は、<u>対策本部(高気密室)の気密性及び遮蔽の機能とあいまって、重大事故等に対処するために必要な居住性を有する設計とする。</u></p> <p>また、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)にとどまる対策要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>対策本部には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう、緊急時対策所内外の放射線量を監視、測定するために、<u>可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、<u>緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。</u>また、<u>緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用差圧計は、<u>緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、<u>ブルーム通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする。</u></p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>緊急時対策所には、<u>酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、<u>さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</u></p>	<p>緊急時対策所換気空調設備は、<u>重大事故等時において、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減又は防止するため、緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は緊急時対策所正圧化装置を用いて緊急時対策所内を正圧化する設計とする。</u>なお、<u>換気設計にあたって気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には<u>差圧計を設置</u>することで、緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は緊急時対策所正圧化装置を使用する場合、<u>外気と緊急時対策所との間が正圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所換気空調設備は、<u>緊急時対策所の気密性及び遮蔽の機能とあいまって、重大事故等に対処するために必要な居住性を有する設計とする。</u></p> <p>また、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、<u>緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる緊急時対策要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう、<u>緊急時対策所内外の放射線量を監視、測定するために、可搬式エリア放射線モニタ及び可搬式モニタリング・ポストを保管する設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、新設の緊急時対策所であり、緊急時対策所遮蔽と換気空調設備の機能により、気密性及び居住性を確保可能な設計としている(以下、③の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設である</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の緊急時対策所は屋外設置であるため、屋外との差圧を確認する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>待機場所の遮蔽は、重大事故等時において、対策要員の被ばく線量を低減するために必要な遮蔽厚さを有する設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の換気設備は、重大事故等時において、待機場所内への放射性物質の侵入を低減又は防止するため、可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置を用いて陽圧化する設計とする。なお、待機場所は換気設計にあたって気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>待機場所には可搬型の差圧計を保管することで、可搬型陽圧化空調機又は陽圧化装置を使用する場合、5号炉原子炉建屋と待機場所との間が陽圧化に必要な差圧を確保できていることを把握できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の換気設備は、待機場所の気密性及び遮蔽の機能とあいまって、重大事故等に対処するために必要な居住性を有する設計とする。また、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、待機場所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）にとどまる対策要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4)汚染の持ち込みを防止するための設備(設置許可基準規則解釈の第1項f))</p> <p>重大事故等時、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、<u>対策要員が緊急時対策所の外側から緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。また、照明のための資機材として、乾電池内蔵型照明を配備する。</u></p> <p>また、緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても<u>対策要員がとどまるための自主対策設備として、以下を整備する。</u></p> <p><u>(5) カードル式空気ポンプユニット (自主対策設備)</u></p> <p><u>対策要員の更なる被ばく線量低減のため、対策本部の陽圧化時間の延長を可能とするため、空気ポンプカードル車を配備し、屋外から対策本部の陽圧化装置に空気ポンプを追加接続可能な設計とする。</u></p> <p><u>(6) 移動式待機所 (自主対策設備)</u></p> <p><u>事故対応の柔軟性と対策要員の放射線安全向上のため 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設置するほかに、移動式の現場要員待機所を設ける設計とする。</u></p> <p>(7) 通信連絡設備 (自主対策設備)</p> <p>緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、<u>送受話器(警報装置を含む。)</u>、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備(社内向)を整備する。</p>	<p>(5) 汚染の持込を防止するための区画の設置(設置許可基準規則の第1項f))</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、<u>対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</u></p>	<p>(4) 汚染の持ち込みを防止するための設備(設置許可基準規則解釈の第1項f))</p> <p>重大事故等時、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、<u>緊急時対策要員が緊急時対策所の外側から緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</u></p> <p>また、緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても<u>緊急時対策要員がとどまるための自主対策設備として、以下を整備する。</u></p> <p>(5) 通信連絡設備 (自主対策設備)</p> <p><u>緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、所内通信連絡設備(警報装置を含む。)、電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備(社内向)を整備する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は緊急時対策所の照明で十分な照度を確保できることから、乾電池内蔵型照明は使用しない</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉では、プルーム通過時には、必要な要員は緊急時対策所に収容し、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な容量を有する空気ポンプを設置する(以下、⑧の相違)</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑧の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根は局線加入電話設備を設置 【東海第二】 島根は衛星電話設備(社内向)を設置</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 18. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 18. 2. 1 必要な情報を把握できる設備, 発電所内外との通信連絡設備</p> <p>3. 18. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等時において重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 必要な情報を把握できる設備として, 以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備として, 事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し, 対策本部で表示できるよう, 安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)については, 全交流動力電源喪失時においても, 可搬型代替電源設備である緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>また, 対策本部には, 重大事故等時において, 発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として, 以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける設計とする。</p> <p>対策本部には, 重大事故等時において, 緊急時対策所から発電所内の必要な通信連絡を行うことができる設備として, 通信連絡設備(発電所内)の無線連絡設備, 衛星電話設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>対策本部には, 重大事故等時において, 発電所外の本社, 国, 自治体, その他関係機関等の必要箇所と通信連絡ができるよう通信連絡設備(発電所外)として, 衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備等を設置する設計とする。</p> <p>対策本部には待機場所と通信連絡を行う設備として, 携帯型音声呼出設備を保管する設計とする。</p> <p>対策本部には, 重大事故等が発生した場合において, 対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう, 5号炉原子炉建屋のアクセス扉近傍に, 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する設計とする。また, 緊急時対策所の立ち上げの時に活用することもふ</p>	<p>3. 18. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 18. 2. 1 必要な情報の把握及び通信連絡</p> <p>3. 18. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>緊急時対策所には, <u>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として, データ伝送装置, 緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム(SPDS)は, 重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として, <u>衛星電話設備, 無線連絡設備, 携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</u></p>	<p>3. 18. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 18. 2. 1 必要な情報を把握できる設備, 発電所内外との通信連絡設備</p> <p>3. 18. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>緊急時対策所には, <u>重大事故等時において重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 必要な情報を把握できる設備として, 以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備として, 事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し, 緊急時対策所で表示できるよう, 安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム(SPDS)については, 全交流動力電源喪失時においても, 可搬型代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</u></p> <p>また, 緊急時対策所には, 重大事故等時において, 発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として, <u>以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等時において, 緊急時対策所から発電所内の必要な通信連絡を行うことができる設備として, <u>通信連絡設備(発電所内)の無線通信設備, 衛星電話設備を設置又は保管する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には, 重大事故等時において, 発電所外の本社, 国, 自治体, その他関係機関等の必要箇所と通信連絡ができるよう通信連絡設備(発電所外)として, <u>衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置する設計とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>まえ、インターフォンは5号炉中央制御室においても利用可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、他の設備と独立した構成を有する常設設備とするとともに、有線方式を用いた設計とする。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の系統概要図を図3.18-1に、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを図3.18-2に、重大事故等対処設備一覧を表3.18-1に示す。</p>	<p>必要な情報の把握及び通信連絡に関する重大事故等対処設備一覧を第3.18.2.1.1-1表に、系統概要図を第3.18.2.1.1-1図に示す。</p>	<p>緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の概略系統図を第3.18-1図に、重大事故等対処設備一覧を第3.18-1表に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<p align="center"><u>表 3.18-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</u></p>	<p align="center"><u>第 3.18.2.1.1-1 表 必要な情報の把握及び通信連絡に関する重大事故等対処設備 (必要な情報の把握及び通信連絡) 一覧</u></p>	<p align="center"><u>第 3.18-1 表 緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】</p>																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線連絡設備 (常設) 【常設】 ③無線連絡設備 (可搬型) 【可搬】 ④衛星電話設備 (常設) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ⑦携帯型音声呼出電話設備 【可搬】 ⑧5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>無線通信装置 【常設】 ① 無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建屋内) 【常設】 ①②④⑥⑦⑧</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備 ※1 (燃料補給設備を含む)</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①～⑥ 負荷変圧器 【常設】 ①～⑥⑧ 交流分電盤 【常設】 ①～⑥⑧ 可搬ケーブル 【可搬】 ①～⑥⑧ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①～⑥⑧ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①～⑥⑧</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線連絡設備 (常設) 【常設】 ③無線連絡設備 (可搬型) 【可搬】 ④衛星電話設備 (常設) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ⑦携帯型音声呼出電話設備 【可搬】 ⑧5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	附属設備	—	水源	—	流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建屋内) 【常設】 ①②④⑥⑦⑧	注水先	—	電源設備 ※1 (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①～⑥ 負荷変圧器 【常設】 ①～⑥⑧ 交流分電盤 【常設】 ①～⑥⑧ 可搬ケーブル 【可搬】 ①～⑥⑧ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①～⑥⑧ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①～⑥⑧	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備※1</td> <td>① 安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ② 携帯型有線通話装置 【可搬】 ③ 衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ④ 衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ⑤ 無線連絡設備 (携帯型) 【可搬】 ⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>無線通信装置 【常設】 ① 無線通信用アンテナ 【常設】 ① 安全パラメータ表示システム (SPDS) ～無線通信用アンテナ電路 【常設】 ① 専用接続箱～専用接続箱電路 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星制御装置③ 衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 通信機器⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路 【常設】 ⑥</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連設備</td> <td>非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用常設代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①③⑥</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備※1	① 安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ② 携帯型有線通話装置 【可搬】 ③ 衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ④ 衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ⑤ 無線連絡設備 (携帯型) 【可搬】 ⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) 【常設】	附属設備	—	水源	—	流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線通信用アンテナ 【常設】 ① 安全パラメータ表示システム (SPDS) ～無線通信用アンテナ電路 【常設】 ① 専用接続箱～専用接続箱電路 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星制御装置③ 衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 通信機器⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路 【常設】 ⑥	注水先	—	関連設備	非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用常設代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①③⑥	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線通信設備 (固定型) 【常設】 ③無線通信設備 (携帯型) 【可搬型】 ④衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ⑥統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路 (伝送路)</td> <td>無線通信装置 【常設】 ① 無線通信設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建物内) (無線通信設備 (固定型), 衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ②④ 有線 (建物内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に係るもの) 【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備※ (燃料補給設備を含む)</td> <td>緊急時対策所用発電機 【可搬型】 ①～⑥ 可搬ケーブル 【可搬型】 ①～⑥ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 ①～⑥ タンクローリ 【可搬型】 ①～⑥</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線通信設備 (固定型) 【常設】 ③無線通信設備 (携帯型) 【可搬型】 ④衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ⑥統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】	附属設備	—	水源	—	流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線通信設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建物内) (無線通信設備 (固定型), 衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ②④ 有線 (建物内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に係るもの) 【常設】	注水先	—	電源設備※ (燃料補給設備を含む)	緊急時対策所用発電機 【可搬型】 ①～⑥ 可搬ケーブル 【可搬型】 ①～⑥ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 ①～⑥ タンクローリ 【可搬型】 ①～⑥	計装設備	—	<p>の相違 【東海第二】</p> <p>⑤及び電源設備構成の相違</p>
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線連絡設備 (常設) 【常設】 ③無線連絡設備 (可搬型) 【可搬】 ④衛星電話設備 (常設) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (可搬型) 【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【常設】 ⑦携帯型音声呼出電話設備 【可搬】 ⑧5号炉屋外緊急連絡用インターフォン																																																		
附属設備	—																																																		
水源	—																																																		
流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建屋内) 【常設】 ①②④⑥⑦⑧																																																		
注水先	—																																																		
電源設備 ※1 (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 【可搬】 ①～⑥ 負荷変圧器 【常設】 ①～⑥⑧ 交流分電盤 【常設】 ①～⑥⑧ 可搬ケーブル 【可搬】 ①～⑥⑧ 燃料補給設備 軽油タンク 【常設】 ①～⑥⑧ タンクローリ (4kL) 【可搬】 ①～⑥⑧																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備※1	① 安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ② 携帯型有線通話装置 【可搬】 ③ 衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ④ 衛星電話設備 (携帯型) 【可搬】 ⑤ 無線連絡設備 (携帯型) 【可搬】 ⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) 【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源	—																																																		
流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線通信用アンテナ 【常設】 ① 安全パラメータ表示システム (SPDS) ～無線通信用アンテナ電路 【常設】 ① 専用接続箱～専用接続箱電路 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星制御装置③ 衛星電話設備 (固定型) ～衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 【常設】 ④ 衛星無線通信装置 【常設】 ⑥ 通信機器⑥ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX) ～衛星無線通信装置電路 【常設】 ⑥																																																		
注水先	—																																																		
関連設備	非常用交流電源設備 2D 非常用ディーゼル発電機 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ 【常設】 ① 常設代替交流電源設備 常設代替高圧電源装置 【常設】 ① 可搬型代替交流電源設備 可搬型代替低圧電源車 【可搬】 ① 燃料給油設備 軽油貯蔵タンク 【常設】 ① 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 【常設】 ① 2D 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 【常設】 ① 可搬型設備用軽油タンク 【常設】 ① タンクローリ 【可搬】 ① 緊急時対策所用常設代替電源設備 緊急時対策所用発電機 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 【常設】 ①③⑥ 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 【常設】 ①③⑥																																																		
計装設備	—																																																		
設備区分	設備名																																																		
主要設備	①安全パラメータ表示システム (SPDS) 【常設】 ②無線通信設備 (固定型) 【常設】 ③無線通信設備 (携帯型) 【可搬型】 ④衛星電話設備 (固定型) 【常設】 ⑤衛星電話設備 (携帯型) 【可搬型】 ⑥統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 【常設】																																																		
附属設備	—																																																		
水源	—																																																		
流路 (伝送路)	無線通信装置 【常設】 ① 無線通信設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ② 衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【常設】 ④ 衛星通信装置 【常設】 ⑥ 有線 (建物内) (無線通信設備 (固定型), 衛星電話設備 (固定型) に係るもの) 【常設】 ②④ 有線 (建物内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) 【常設】 ① 有線 (建物内) (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に係るもの) 【常設】																																																		
注水先	—																																																		
電源設備※ (燃料補給設備を含む)	緊急時対策所用発電機 【可搬型】 ①～⑥ 可搬ケーブル 【可搬型】 ①～⑥ 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所 低圧母線盤 【常設】 ①～⑥ 緊急時対策所用燃料地下タンク 【常設】 ①～⑥ タンクローリ 【可搬型】 ①～⑥																																																		
計装設備	—																																																		
<p>※1: 単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。</p>	<p>※1 <u>主要設備 (必要な情報の把握及び通信連絡) については「3.19 通信連絡を行うために必要な設備 (設置許可基準規則第 62 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</u></p>	<p>※: 単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。</p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 記載の有無はあるが同様</p>																																																
<p><u>電源設備のうち, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備, 負荷変圧器, 交流分電盤, 軽油タンク及びタンクローリ (4kL) については「3.18.2.2 代替電源設備からの給電 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)」で示す。</u></p>	<p>※2 単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。電源設備のうち, 常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については「3.14 電源設備 (設置許可基準規則第 57 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>電源設備のうち, 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤, 緊急時対策所 低圧母線盤, 緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリについては「3.18.2.2 代替交流電源設備からの給電」で示す。</p>																																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

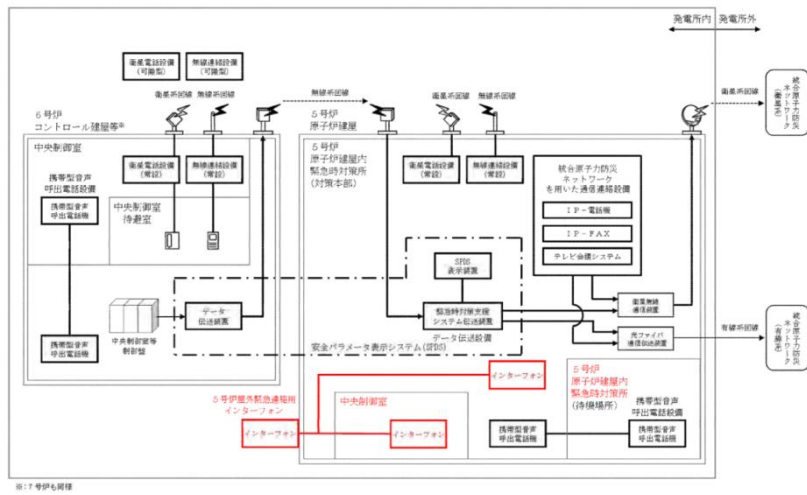


図 3.18-1 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備
系統概要図

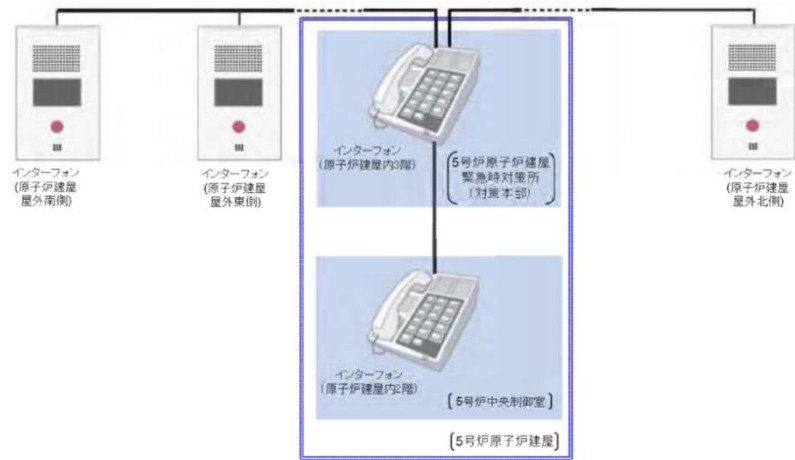
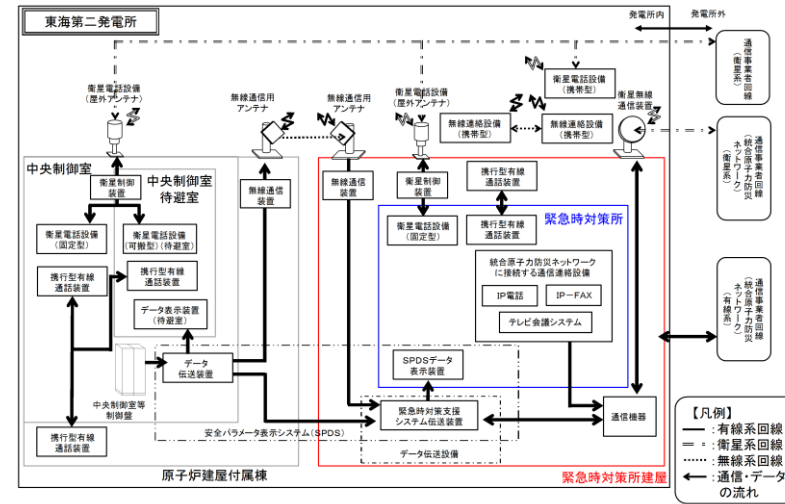


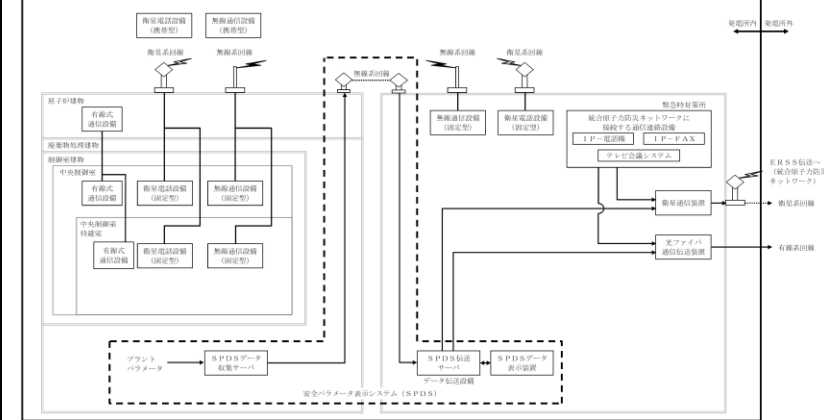
図 3.18-2 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン 系統概要図

東海第二発電所 (2018.9.18版)



第 3.18.2.1.1-1 図 必要な情報の把握及び通信連絡
系統概要図

島根原子力発電所 2号炉



第 3.18-1 図 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備
概略系統図

備考

・設備構成の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

・設備の相違
【柏崎 6/7】
⑤の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1)安全パラメータ表示システム(SPDS) <u>(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : <u>データ伝送装置</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線 個数 : 1式(6号及び7号炉共用) 取付箇所 : <u>6号炉 コントロール建屋地上1階</u> <u>7号炉 コントロール建屋地上1階</u></p> <p>設備名 : <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u> 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</u></p> <p>設備名 : <u>SPDS表示装置</u> 個数 : 1式 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</u></p> <p>(2)<u>無線連絡設備(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : <u>無線連絡設備(常設)</u> 使用回線 : 無線系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</u></p> <p>設備名 : <u>無線連絡設備(可搬型)</u></p>	<p>3.18.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム (SPDS) <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>計装設備 (重大事故等時)</u> ・<u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (重大事故等時)</u> <p>a. <u>データ伝送装置</u> 使用回線 有線系回線, 無線系回線 個数 一式 設置箇所 <u>中央制御室 (原子炉建屋付属棟3階)</u></p> <p>b. <u>緊急時対策支援システム伝送装置</u> 使用回線 有線系回線, 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 <u>緊急時対策所建屋2階</u></p> <p>c. <u>SPDSデータ表示装置</u> 個数 一式 取付箇所 <u>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</u></p> <p>(4) <u>無線連絡設備 (携帯型)</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p>	<p>3.18.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム (SPDS) <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>計装設備 (重大事故等時)</u> ・<u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (重大事故等時)</u> <p>設備名 : <u>SPDSデータ収集サーバ</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>廃棄物処理建物地上1階</u></p> <p>設備名 : <u>SPDS伝送サーバ</u> 使用回線 : 有線系回線, 無線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>緊急時対策所 (通信・電気室)</u></p> <p>設備名 : <u>SPDSデータ表示装置</u> 個数 : 1式 取付箇所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u></p> <p>(2) <u>無線通信設備</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時対策所 (通常運転時等)</u> ・<u>中央制御室 (重大事故等時)</u> ・<u>通信連絡設備 (通常運転時等)</u> ・<u>通信連絡設備 (重大事故等時)</u> <p>設備名 : <u>無線通信設備 (固定型)</u> 使用回線 : 無線系回線 個数 : 1式 取付箇所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u></p> <p>設備名 : <u>無線通信設備 (携帯型)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>使用回線 : 無線系回線 個数 : 1式 使用場所 : 屋外 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p> <p>(3)衛星電話設備(6号及び7号炉共用)</p> <p>設備名 : 衛星電話設備(常設) 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p> <p>設備名 : 衛星電話設備(可搬型)</p> <p>使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1式 使用場所 : 屋外 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p>	<p>・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>使用回線 無線系回線 個数 一式 取付箇所 屋外 保管場所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>(2) 衛星電話設備(固定型)(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>(3) 衛星電話設備(携帯型)(東海発電所及び東海第二発電所共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 屋外 保管場所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>(5) 携行型有線通話装置</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p>	<p>使用回線 : 無線系回線 個数 : 1式 使用場所 : 屋外 保管場所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p> <p>(3) 衛星電話設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(通常運転時等) ・中央制御室(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時)</p> <p>設備名 : 衛星電話設備(固定型) 使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p> <p>設備名 : 衛星電話設備(携帯型)</p> <p>使用回線 : 衛星系回線 個数 : 1式 使用場所 : 屋外 保管場所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<u>使用回線</u> <u>有線系回線</u> <u>個 数</u> <u>一式</u> <u>取付箇所</u> <u>緊急時対策所 1, 2, 3 階</u> <u>保管場所</u> <u>緊急時対策所(緊急時対策所建屋 2 階)</u>		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : テレビ会議システム 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 共用 個数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p> <p>設備名 : IP-電話機 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p> <p>設備名 : IP-FAX 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p>	<p>(6) <u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX)(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) <p>a. テレビ会議システム</p> <p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>b. IP電話</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p> <p>c. IP-FAX</p> <p>使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</p>	<p>(4) <u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</u></p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所(通常運転時等) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) <p>設備名 : テレビ会議システム 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p> <p>設備名 : IP-電話機 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p> <p>設備名 : IP-FAX 使用回線 : 有線系回線, 衛星系回線 個数 : 1式 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p>
<p>(5) <u>携帯型音声呼出電話設備(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : 携帯型音声呼出電話機 使用回線 : 有線系回線 個数 : 1式 使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び(待機場所)) 保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部))</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p>
<p>(6) <u>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>設備名 : インターフォン 使用回線 : 有線系回線</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>個 数 : 1 式</u></p> <p><u>取付箇所 : 5 号炉原子炉建屋屋外</u></p> <p><u>: 地上 3 階 (5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部))</u></p> <p><u>地上 2 階 (5 号炉中央制御室)</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 (常設並びに可搬型重大事故等対処設備の安全設計方針に対する適合性)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における安全パラメータ表示システム(SPDS)及び通信連絡設備の適合性については「3.19通信連絡を行うために必要な設備(設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</u></p> <p>3.18.2.2 代替電源設備からの給電</p> <p>3.18.2.2.1 設備概要</p> <p>全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>を設ける設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源設備の電気系統は、「<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>」, 電路を構成する「<u>負荷変圧器</u>」, 給電先である「<u>交流分電盤</u>」で構成する設計とする。</p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>が使用不能の場合、<u>大湊側高台保管場所</u>に配備する予備を<u>5号炉原子炉建屋外南側</u>に移動させ、可搬ケーブルにより、<u>負荷変圧器</u>に接続し、<u>交流分電盤</u>へ給電できる設計とする。</p> <p>。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>の燃料系統は、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>の内蔵燃料タンク、燃料を保管する「<u>軽油タンク</u>」、及び軽油タンクから<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u>まで燃料を運搬する「<u>タンクローリ (4kL)</u>」で構成する設計とする。</p> <p>本系統に属する重大事故等対処設備を表3.18-2に、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の代替交流電源設備系統図を図3.18-3,4に示す。</p>	<p>3.18.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>必要な情報の把握及び通信連絡の適合性については「3.19通信連絡を行うために必要な設備(設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</p> <p>3.18.2.2 代替電源設備からの給電</p> <p>3.18.2.2.1 設備概要</p> <p>緊急時対策所は、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、<u>1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は、<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプにより給油できる設計とする。なお、緊急時対策所用発電機は、プルーム通過時において、燃料を自動で給油し運転できる設計とする。</u></p> <p>代替電源設備からの給電に関する重大事故等対処設備一覧を第3.18.2.2.1-1表に、系統概要図を第3.18.2.2.1-1図及び第3.18.2.2.1-2図に示す。</p>	<p>3.18.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合状況 (<u>常設並びに可搬型重大事故等対処設備の安全設計方針に対する適合性</u>)</p> <p>緊急時対策所における<u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u>及び通信連絡設備の適合性については「3.19通信連絡を行うために必要な設備(設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章)」にて示す。</p> <p>3.18.2.2 代替交流電源設備からの給電</p> <p>3.18.2.2.1 設備概要</p> <p>全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備として、<u>緊急時対策所用可搬型電源設備</u>を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備の電気系統は、「<u>緊急時対策所用発電機</u>」, 電路を構成する「<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u>」, 給電先である「<u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>」, <u>緊急時対策所用発電機を接続する「可搬ケーブル</u>」で構成する。</p> <p>また、<u>緊急時対策所用発電機</u>が使用不能の場合、屋外(第4保管エリア)に配備する予備機を屋外(<u>緊急時対策所北側</u>)へ移動させ、可搬ケーブルにより、<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u>に接続し、<u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>へ給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料系統は、<u>緊急時対策所用発電機の内蔵燃料タンク</u>, 燃料を保管する「<u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u>」, 及び緊急時対策所用燃料地下タンクから<u>緊急時対策所用発電機</u>まで燃料を運搬する「<u>タンクローリ</u>」で構成する設計とする。</p> <p>本系統に属する重大事故等対処設備を第3.18-2表に、<u>緊急時対策所</u>の代替交流電源設備系統図を第3.18-2,3図に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・設備及び運用の相違 【東海第二】 ⑥の相違 島根2号炉は、 3.18.1.1(2)に記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉の発電機は、プルーム通過前に燃料補給することで、18時間以上連続運転可能となるため、プルームが通過する10時間は燃料補給不要</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失を防止するため及び燃料補給のために停止する際にも給電を継続するため2台を1セットとして配備する設計とする。</p> <p>また、予備を大湊側高台保管場所に2台1セットを配備するとともに、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして更に1台配備し、合計3台の予備を配備する設計とすることで、多重性を有する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は内蔵燃料タンク(990L)を有しており、必要負荷に対して66時間以上連続給電が可能な設計とする。また、プルーム通過前に予め給油を行うことにより、プルーム通過中に給油を必要としない設計とする。</p> <p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が停止した場合、無負荷運転しているもう一方の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に切り替え操作を実施することにより、速やかに給電を再開させて10時間以上給電可能な設計とする。</p> <p>本系統は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備をあらかじめ負荷変圧器に接続し、遮断器を切状態とする設計とする。全交流動力電源喪失時には5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を付属する操作ボタンにより起動し、負荷変圧器の遮断器を入操作することで必要な負荷へ給電することができる設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転中は燃料を、もう一方の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に燃料を補給することで運転を継続する設計とする。</p> <p>代替電源設備からの給電に対する多重性又は多様性については、3.18.2.2.3項に詳細を示す。</p>		<p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台故障による機能喪失を防止するため及び燃料給油のために停止する際にも給電を継続するため、2台を1セットとして配備する設計とする。</p> <p>また、予備機を屋外(第4保管エリア)に2台1セットを故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして配備する設計とすることで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は内蔵燃料タンク(990L)を有しており、必要負荷に対して42時間以上連続給電が可能であり、18時間毎に待機予備に切り替えて運転を行う設計とする。また、プルーム通過前に予め給油を行うことにより、プルーム通過中に給油を必要としない設計とする。</p> <p>なお、緊急時対策所用発電機が停止した場合、待機しているもう一方の緊急時対策所用発電機に切り替え操作を実施することにより、速やかに給電を再開させて18時間以上給電可能な設計とする。</p> <p>本系統は、緊急時対策所立ち上げ時に、緊急時対策所用発電機をあらかじめ緊急時対策所 発電機接続プラグ盤に接続し使用する設計とする。全交流動力電源喪失時には緊急時対策所用発電機を操作ボタンにより起動することで必要な負荷へ給電することができる。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機の運転中は、燃料をもう一方の緊急時対策所用発電機に燃料を給油することで運転を継続する設計とする。</p> <p>代替交流電源設備からの給電に対する多重性又は多様性については、3.18.2.2.3項に詳細を示す。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備及び運用の相違【柏崎6/7、東海第二】⑥の相違 東海第二は本項の別の場所に記載 ・設備の相違【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉は必要な負荷に対し42時間以上給電可能な設備 また切り替え時間を記載 ・設備及び運用の相違【柏崎6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																					
<p align="center"><u>表 3.18-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源設備の重大事故等対処設備一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備※1</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 可搬ケーブル【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>軽油タンク出口ノズル・弁【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>燃料供給先</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】</td> </tr> <tr> <td>交流電路</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【可搬】</td> </tr> <tr> <td>直流電路</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備※1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 可搬ケーブル【可搬】	附属設備	—	燃料源	燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】	流路	軽油タンク出口ノズル・弁【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】	燃料供給先	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】	交流電路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【可搬】	直流電路	—	<p align="center"><u>第 3.18.2.2.1-1 表 代替電源設備からの給電に関する重大事故等対処設備 (緊急時対策所用代替電源設備による給電) 一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">関連設備</td> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク～緊急時対策所用発電機給油ポンプ流路【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ～緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク流路【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク～緊急時対策所用発電機流路【常設】</td> </tr> <tr> <td>交流電路</td> <td>緊急時対策所用発電機～緊急時対策所用M/C電路【常設】 緊急時対策所用M/C～緊急時対策所用動力変圧器電路【常設】 緊急時対策所用動力変圧器～緊急時対策所用パワーセンタ(以下「パワーセンタ」を「P/C」という。)電路【常設】 緊急時対策所用P/C～緊急時対策所用モータコントロールセンタ(以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。)電路【常設】 緊急時対策所用MCC～緊急時対策所用分電盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>直流電路</td> <td>緊急時対策所用125V系蓄電池～緊急時対策所用直流125V主母線盤電路【常設】 緊急時対策所用直流125V主母線盤～緊急時対策所用直流125V分電盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>緊急時対策所用M/C電圧計【常設】</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】	関連設備	付属設備	—	水源	—	燃料流路	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク～緊急時対策所用発電機給油ポンプ流路【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ～緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク流路【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク～緊急時対策所用発電機流路【常設】	交流電路	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所用M/C電路【常設】 緊急時対策所用M/C～緊急時対策所用動力変圧器電路【常設】 緊急時対策所用動力変圧器～緊急時対策所用パワーセンタ(以下「パワーセンタ」を「P/C」という。)電路【常設】 緊急時対策所用P/C～緊急時対策所用モータコントロールセンタ(以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。)電路【常設】 緊急時対策所用MCC～緊急時対策所用分電盤電路【常設】	直流電路	緊急時対策所用125V系蓄電池～緊急時対策所用直流125V主母線盤電路【常設】 緊急時対策所用直流125V主母線盤～緊急時対策所用直流125V分電盤電路【常設】	注水先	—	電源設備	緊急時対策所用発電機【常設】	計装設備	緊急時対策所用M/C電圧計【常設】	<p align="center"><u>第 3.18-2 表 緊急時対策所用代替交流電源設備の重大事故等対処設備一覧</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>緊急時対策所用発電機【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>燃料補給設備 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>ホース【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>燃料供給先</td> <td>緊急時対策所用発電機【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>交流電路</td> <td>緊急時対策所用発電機【可搬型】～緊急時対策所 低圧母線盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>直流電路</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所用発電機【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】	附属設備	—	燃料源	燃料補給設備 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】	流路	ホース【可搬型】	燃料供給先	緊急時対策所用発電機【可搬型】	交流電路	緊急時対策所用発電機【可搬型】～緊急時対策所 低圧母線盤【常設】	直流電路	—	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑥の相違 島根 2号炉の緊急時対策所用発電機への燃料補給は、緊急時対策所専用の燃料補給設備である緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリにより実施する(当該設備により、プルーム通過前に燃料補給を行うことで、発電機は18時間以上連続運転可能となるため、プルーム通過の10時間は燃料補給不要)(以下、⑦の相違) なお、柏崎 6/7 は、「10.2 代替電源設備」にて詳細を記載</p>
設備区分	設備名																																																							
主要設備※1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 可搬ケーブル【可搬】																																																							
附属設備	—																																																							
燃料源	燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】																																																							
流路	軽油タンク出口ノズル・弁【常設】 タンクローリ(4kL)【可搬】																																																							
燃料供給先	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】																																																							
交流電路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～交流分電盤電路【可搬】																																																							
直流電路	—																																																							
設備区分	設備名																																																							
主要設備	緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】																																																							
関連設備	付属設備	—																																																						
	水源	—																																																						
	燃料流路	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク～緊急時対策所用発電機給油ポンプ流路【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ～緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク流路【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク～緊急時対策所用発電機流路【常設】																																																						
	交流電路	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所用M/C電路【常設】 緊急時対策所用M/C～緊急時対策所用動力変圧器電路【常設】 緊急時対策所用動力変圧器～緊急時対策所用パワーセンタ(以下「パワーセンタ」を「P/C」という。)電路【常設】 緊急時対策所用P/C～緊急時対策所用モータコントロールセンタ(以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。)電路【常設】 緊急時対策所用MCC～緊急時対策所用分電盤電路【常設】																																																						
	直流電路	緊急時対策所用125V系蓄電池～緊急時対策所用直流125V主母線盤電路【常設】 緊急時対策所用直流125V主母線盤～緊急時対策所用直流125V分電盤電路【常設】																																																						
	注水先	—																																																						
	電源設備	緊急時対策所用発電機【常設】																																																						
計装設備	緊急時対策所用M/C電圧計【常設】																																																							
設備区分	設備名																																																							
主要設備	緊急時対策所用発電機【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】																																																							
附属設備	—																																																							
燃料源	燃料補給設備 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】																																																							
流路	ホース【可搬型】																																																							
燃料供給先	緊急時対策所用発電機【可搬型】																																																							
交流電路	緊急時対策所用発電機【可搬型】～緊急時対策所 低圧母線盤【常設】																																																							
直流電路	—																																																							
<p>※1: 主要設備のうち、軽油タンク及びタンクローリ(4kL)については、「3.14 電源設備(設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

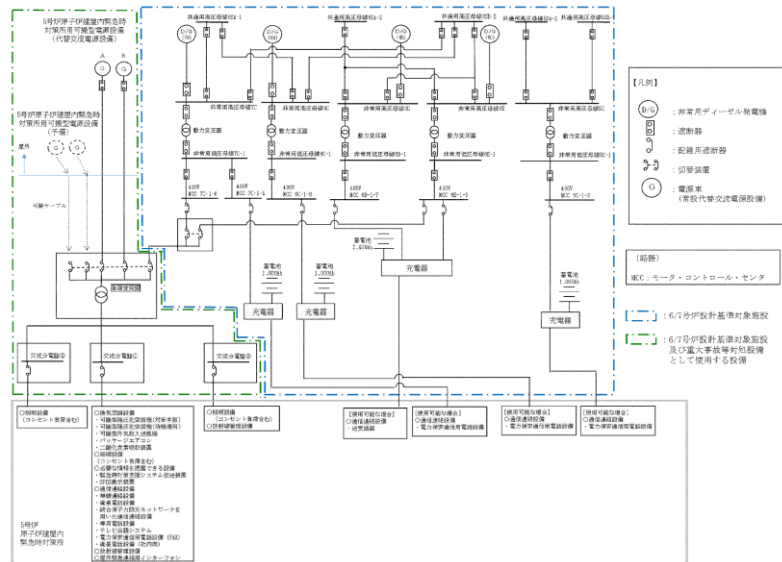
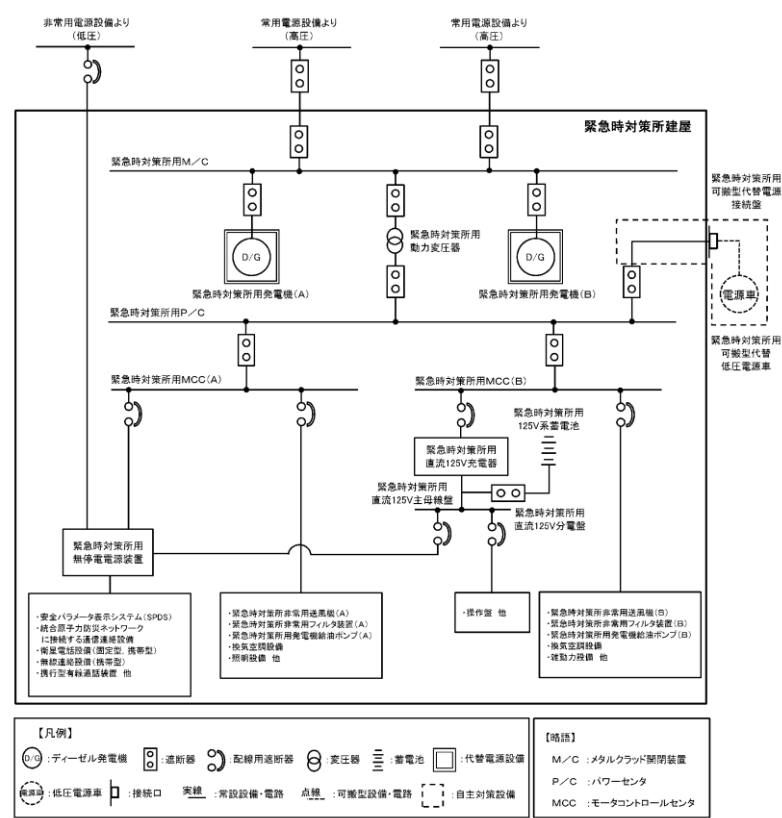


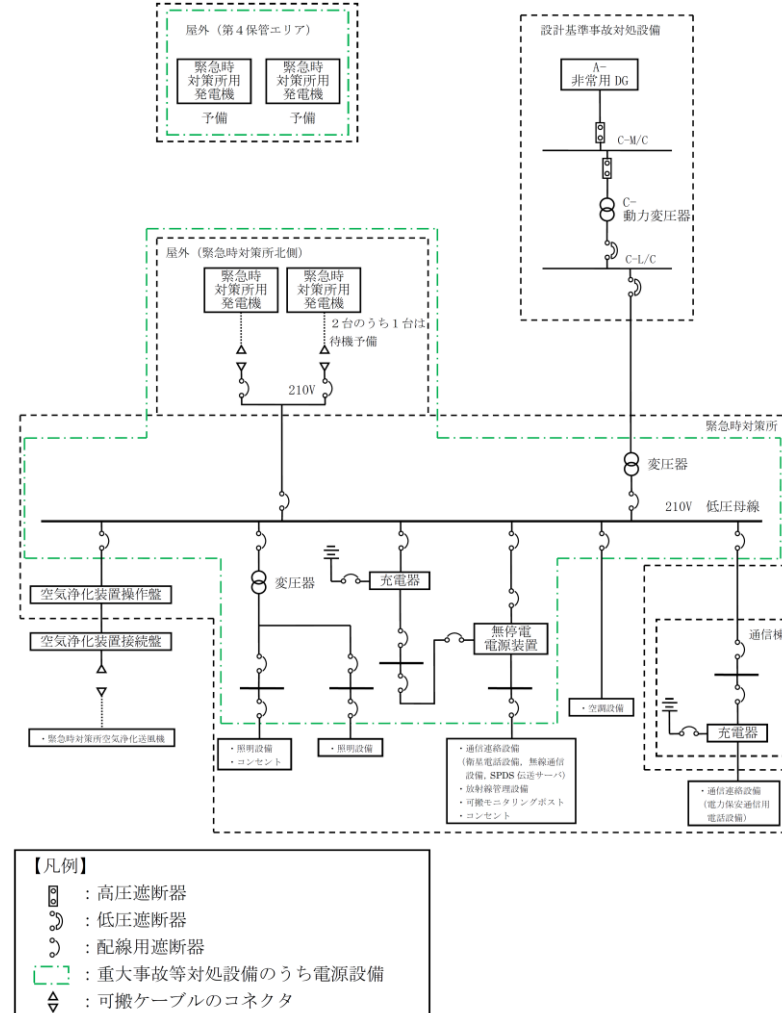
図 3.18-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源設備系統図 (電気系統)

東海第二発電所 (2018.9.18版)



第 3.18.2.2.1-1 図 緊急時対策所の代替電源設備 (電源) 系統概要図

島根原子力発電所 2号炉



第 3.18-2 図 緊急時対策所用代替交流電源設備系統図 (電気系統)

備考

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
⑥の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			<p>備考</p>
<p>図 3.18-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p>	<p>第 3.18.2.2.1-2 図 緊急時対策所の代替電源設備 (燃料) 系統概要図</p>	<p>第 3.18-3 図 緊急時対策所用代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(6号及び7号炉共用)</u> <u>エンジン</u> 個数 : <u>2(予備3)</u> 使用燃料 : 軽油</p> <p>発電機 個数 : <u>2(予備3)</u> 種類 : 横軸回転界磁 3 相同期発電機 容量 : 約 <u>200kVA/個</u> 力率 : 0.8 電圧 : <u>440V</u> 周波数 : <u>50Hz</u> 使用場所 : <u>5号炉東側保管場所又は5号炉原子炉建屋屋外南側</u> 保管場所 : <u>5号炉東側保管場所及び大湊側高台保管場所</u></p> <p>(2) <u>負荷変圧器(6号及び7号炉共用)</u> 個数 : 1 <u>冷却</u> : 自冷 容量 : 約 <u>75kVA</u> <u>電圧</u> : 1 次側・・・<u>440V</u> 2 次側・・・<u>110V</u> 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(A系計装用電源室)</u></p> <p>(3) <u>交流分電盤(6号及び7号炉共用)</u> 電圧 : <u>110V</u> 定格電流 : 約 <u>600A/個</u> 個数 : 3 取付箇所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及びA系計装用電源室)</u></p>	<p>3.18.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>緊急時対策所用発電機(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <u>エンジン</u> 台数 : <u>2</u> 使用燃料 : 軽油</p> <p>発電機 種類 : 3 相同期発電機(両軸受け式) 台数 : <u>2</u> 容量 : 約 <u>1,725kVA/台</u> 力率 : 0.8 電圧 : <u>6,600V</u> 周波数 : <u>50Hz</u> 設置場所 : <u>緊急時対策所建屋1階</u></p>	<p>3.18.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) <u>緊急時対策所用発電機</u> <u>機関</u> 個数 : <u>2(予備2)</u> 使用燃料 : 軽油</p> <p>発電機 個数 : <u>2(予備2)</u> 種類 : 横軸回転界磁 三相同期発電機 容量 : 約 <u>220kVA/台</u> 力率 : 0.8 電圧 : <u>210V</u> 周波数 : <u>60Hz</u> 使用場所 : <u>屋外(緊急時対策所北側)</u> 保管場所 : <u>屋外(緊急時対策所北側)(2台)</u> <u>屋外(第4保管エリア)(2台)</u></p> <p>(2) <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u> 個数 : 1 定格電流 : 約 <u>1,200A</u> 取付箇所 : <u>屋外(緊急時対策所北側)</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u> 電圧 : <u>210V</u> 定格電流 : 約 <u>800A</u> 個数 : 1 取付箇所 : <u>緊急時対策所(通信・電気室)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑥の相違 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違 設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>可搬ケーブル (6号及び7号炉共用)</u> 個数 : <u>2</u> 種類 : <u>600V 架橋ポリエチレン絶縁耐熱難燃性ビニルシースケーブル</u> サイズ : <u>38mm²</u> 全長 : 約 <u>100m</u> 使用場所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階</u> 保管場所 : <u>5号炉原子炉建屋地上3階</u></p>	<p>(2) <u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 基数 <u>2</u> 容量 <u>約 75kL/基</u> 使用燃料 <u>軽油</u> 設置場所 <u>緊急時対策所建屋近傍屋外 (地下)</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 台数 <u>2</u> 容量 <u>約 1.3m³/h (1台当たり)</u> 設置場所 <u>緊急時対策所建屋1階</u></p>	<p>(4) 可搬ケーブル 個数 : <u>2 (予備2)</u> 種類 : <u>600V 難燃性架橋ポリエチレン絶縁難燃性特殊耐熱ビニルシース電力ケーブル</u> サイズ : <u>100mm²</u> 全長 : 約 <u>120m</u> 使用場所 : <u>屋外 (緊急時対策所北側)</u> 保管場所 : <u>屋外 (緊急時対策所南側)</u></p> <p>(5) <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u> 種類 : <u>漏れ防止構造の地下タンク貯蔵所</u> 容量 : <u>約 45m³/基</u> 最高使用圧力 : <u>静水頭</u> 最高使用温度 : <u>40℃</u> 個数 : <u>1</u> 取付箇所 : <u>屋外 (緊急時対策所南西側)</u></p> <p>(6) <u>タンクローリ</u> 容量 : <u>約 3.0m³/台</u> 最高使用圧力 : <u>24kPa [gage]</u> 最高使用温度 : <u>40℃</u> 個数 : <u>1 (予備1)</u> 設置場所 : <u>屋外 (緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)</u> 保管箇所 : <u>屋外 (第1保管エリア及び第4保管エリア)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 島根2号炉は可搬型設備であり仕様が異なる ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.2.3 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性について</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備は、非常用所内電源設備からの給電が可能な設計とするとともに、全交流動力電源喪失時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が使用不能の場合、大湊側高台保管場所に配備した5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器へ給電できるように、多重性を確保した設計とする。</p> <p>上記電源設備は、保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動させ、可搬ケーブルにより、負荷変圧器へ接続し、交流分電盤へ給電できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器を受電する電路と5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動させた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器へ給電するための可搬ケーブルを用いた電路は、独立した電路で系統構成することにより多重性を確保する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性を表3.18-3に示す。</p>		<p>3.18.2.2.3 <u>緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性について</u></p> <p>緊急時対策所の電源設備は、非常用所内電源設備からの給電が可能な設計とするとともに、全交流動力電源喪失時に緊急時対策所の代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機が使用不能の場合、屋外(第4保管エリア)に配備した緊急時対策所用発電機から緊急時対策所低圧母線盤へ給電できるように、多重性を確保した設計とする。</p> <p>上記電源設備は、保管場所から屋外(緊急時対策所北側)へ移動させ、可搬ケーブルにより、緊急時対策所発電機接続プラグ盤へ接続し、緊急時対策所低圧母線盤へ給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機から緊急時対策所発電機接続プラグ盤へ給電するための可搬ケーブルを用いた電路は、独立した電路で系統構成することにより多重性を確保する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性を第3.18-3表に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的、設計条件等から仕様が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p>表 3.18-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性</p> <table border="1" data-bbox="172 310 902 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (5号炉東側保管場所)</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (大湊側高台保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動)</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器(可搬ケーブル)</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>交流分電盤</td> <td>交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>空冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所></td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <大湊側高台保管場所></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>タンクローリ(4kL) <屋外></td> <td>タンクローリ(4kL) <屋外></td> </tr> </tbody> </table>		可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	電源	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (5号炉東側保管場所)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (大湊側高台保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動)	電路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器(可搬ケーブル)	給電先	交流分電盤	交流分電盤	電源の冷却方式	空冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <大湊側高台保管場所>	燃料流路	タンクローリ(4kL) <屋外>	タンクローリ(4kL) <屋外>		<p>第 3.18 - 3 表 緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性</p> <table border="1" data-bbox="1745 296 2496 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>緊急時対策所用発電機 (屋外(緊急時対策所北側))</td> <td>緊急時対策所用発電機 (屋外(第4保管エリア)から屋外(緊急時対策所北側)へ移動)</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>空冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 緊急時対策所用発電機内蔵燃料 <屋外(緊急時対策所北側)></td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動></td> <td>タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動></td> </tr> </tbody> </table>		可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	電源	緊急時対策所用発電機 (屋外(緊急時対策所北側))	緊急時対策所用発電機 (屋外(第4保管エリア)から屋外(緊急時対策所北側)へ移動)	電路	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤	給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤	電源の冷却方式	空冷式	空冷式	燃料源	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 緊急時対策所用発電機内蔵燃料 <屋外(緊急時対策所北側)>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)>	燃料流路	タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動>	タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑥及び⑦の相違 設備の使用目的は同様だが,設計条件等から仕様が異なる</p>
	可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備																																											
電源	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (5号炉東側保管場所)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 (大湊側高台保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動)																																											
電路	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備～負荷変圧器(可搬ケーブル)																																											
給電先	交流分電盤	交流分電盤																																											
電源の冷却方式	空冷式	空冷式																																											
燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <大湊側高台保管場所>																																											
燃料流路	タンクローリ(4kL) <屋外>	タンクローリ(4kL) <屋外>																																											
	可搬型重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備																																											
電源	緊急時対策所用発電機 (屋外(緊急時対策所北側))	緊急時対策所用発電機 (屋外(第4保管エリア)から屋外(緊急時対策所北側)へ移動)																																											
電路	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤																																											
給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤																																											
電源の冷却方式	空冷式	空冷式																																											
燃料源	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 緊急時対策所用発電機内蔵燃料 <屋外(緊急時対策所北側)>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)>																																											
燃料流路	タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動>	タンクローリ <屋外(第1保管エリア)から屋外(緊急時対策所南西側, 緊急時対策所北側)へ移動>																																											
<p>3.18.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.18.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件および荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については,「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は,<u>可搬型</u>で屋外に設置する設備であることから,その機能を期待される重大事故等時における,屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し,以下の表 3.18-4 に示す設計とする。 (61-3)</p>	<p>3.18.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.18.2.2.3.1 <u>代替電源設備からの給電に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</u></p> <p>(1) 環境条件(設置許可基準規則第43条第1項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については,「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>3.18.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合状況 3.18.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件および荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項一) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度,放射線,荷重その他の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については,「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a) <u>緊急時対策所用発電機,緊急時対策所 発電機接続プラグ盤,可搬ケーブル,タンクローリ</u> <u>緊急時対策所用発電機,緊急時対策所 発電機接続プラグ盤,可搬ケーブル及びタンクローリ</u>は,<u>屋外</u>に設置する設備であることから,その機能を期待される重大事故等が発生した場合における,屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し,以下の<u>第3.18-4表</u>に示す設計とする。 (61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的,設計条件等から屋外に配備する設備が異なる</p>																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>表 3.18-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 352 902 680"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) <u>負荷変圧器、交流分電盤、可搬ケーブル</u> <u>負荷変圧器、交流分電盤</u>及び可搬ケーブルは、5号炉原子炉建屋内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、5号炉原子炉建屋の環境条件を考慮し、以下の表 3.18-5 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所建屋内に設置し、第 3.18.2.2.3.1-1 表に示す重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3-5)</p>	<p>第 3.18-4 表 <u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、可搬ケーブル、タンクローリの</u>想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1751 361 2481 764"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u> <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、緊急時対策所の環境条件を考慮し、以下の第 3.18-5 表に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備の使用目的、設計条件等から屋外に配備する設備が異なる</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備 島根 2 号炉のタンクローリは可搬型設備</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。																														
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等により転倒防止対策を行う。																														
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>表 3.18-5 負荷変圧器，交流分電盤及び可搬ケーブルの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 310 902 638"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>5号炉原子炉建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第 3.18.2.2.3.1-1 表 想定する環境条件 (緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ)</p> <table border="1" data-bbox="958 310 1691 903"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また，影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響</td> <td>緊急時対策所建屋内に設置するため，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波により，その機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物】</p> <p><u>竜巻飛来物の衝突に対して，緊急時対策所建屋外壁の必要厚さを確保し遮蔽機能を維持するとともに，建屋内部の設備を防護可能な設計とする。</u></p> <p><u>なお，緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物の影響評価を行い，緊急時対策所に期待する機能(内部設備の外殻防護，遮蔽)は維持されると判断した。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは，屋外に設置し，第 3.18.2.2.3.1-2 表に示す重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-5)</p>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また，影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により，その機能が損なわれない設計とする。	<p>第 3.18-5 表 緊急時対策所 低圧母線盤の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1751 294 2484 739"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは，緊急時対策所近傍の屋外地下に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等が発生した場合における，環境条件を考慮し，以下の第 3.18-6 表に示す設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>設備の使用目的，設計条件等から屋内に配備する設備が異なる</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備</p> <p>島根 2 号炉のタンクローリは可搬型設備</p> <p>竜巻対策は 34 条 2.2(4) 項に記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑦の相違</p>
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	5号炉原子炉建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																														
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	設置場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。																																														
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また，影響を受けない敷地高さに設置する。																																														
風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため，風(台風)，竜巻，積雪及び火山の影響を受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により，その機能が損なわれない設計とする。																																														
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため，天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																														
風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため，風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本設計方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備で、操作が必要な軽油タンク出口弁、タンクローリ(4kL)付ポンプ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器の各遮断器及び可搬ケーブルについては、現場で容易に操作可能な設計とする。表 3. 18-6～8 に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p><u>第 3. 18. 2. 2. 3. 1-2 表 想定する環境条件</u> (<u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</u>)</p> <table border="1" data-bbox="967 319 1685 932"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置場所である屋外（地下）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>設置場所である屋外（地下）で想定される降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を施せる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設置場所である屋外（地下）で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しないことを確認し、地震の影響のない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響</td> <td>設置場所である屋外（地下）で想定される風（台風）及び竜巻の風荷重、積雪、火山の影響による荷重を考慮し、機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波により、その機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、<u>緊急時対策所内の操作スイッチにより、操作が可能な設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、<u>緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p>第 3. 18. 2. 2. 3. 1-3 表に操作対象機器の操作方法・場所を示す。</p> <p>(61-3-5, 4-3)</p>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外（地下）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	設置場所である屋外（地下）で想定される降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を施せる設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	設置場所である屋外（地下）で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しないことを確認し、地震の影響のない設計とする。	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	設置場所である屋外（地下）で想定される風（台風）及び竜巻の風荷重、積雪、火山の影響による荷重を考慮し、機器が損傷しない設計とする。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により、その機能が損なわれない設計とする。	<p><u>第 3. 18-6 表 緊急時対策所用燃料地下タンクの想定する環境条件及び荷重条件</u></p> <table border="1" data-bbox="1742 310 2490 764"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外地下で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外地下に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項二）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本設計方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所用の代替交流電源設備で、操作が必要な緊急時対策所用燃料地下タンク、タンクローリ付ポンプ、緊急時対策所用発電機、<u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u>、<u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>の各遮断器及び可搬ケーブルについては、<u>現場で容易に操作可能な設計とする。</u>第 3. 18-7～9 表に操作対象機器の操作場所を示す。</p> <p>(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外地下で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	屋外地下に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>可搬ケーブルを接続する運用による相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉の操作場所は屋外</p>
環境条件	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	設置場所である屋外（地下）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																																
屋外の天候による影響	設置場所である屋外（地下）で想定される降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を施せる設計とする。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	設置場所である屋外（地下）で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しないことを確認し、地震の影響のない設計とする。																																
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また、影響を受けない敷地高さに設置する。																																
風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	設置場所である屋外（地下）で想定される風（台風）及び竜巻の風荷重、積雪、火山の影響による荷重を考慮し、機器が損傷しない設計とする。																																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により、その機能が損なわれない設計とする。																																
環境条件等	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	屋外地下で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																
風(台風)・積雪	屋外地下に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>表 3.18-6 軽油タンク～5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備流路の操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油タンク出口弁</td> <td>弁閉→弁開</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ (4kL) 付ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ (4kL) 付ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	軽油タンク出口弁	弁閉→弁開	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	手動操作	タンクローリ (4kL) 付ポンプ	停止→運転	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	スイッチ操作	タンクローリ (4kL) 付ポンプ	停止→運転	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	スイッチ操作	<p>第 3.18.2.2.3.1-3 表 操作対象機器の操作方法・場所 (緊急時対策所用発電機の自動起動操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)</td> <td>停止→運転</td> <td>自動起動</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)</td> <td>入→切</td> <td>自動で遮断器動作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)</td> <td>切→入</td> <td>自動で遮断器動作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)	停止→運転	自動起動	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)	入→切	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)	切→入	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	<p>第 3.18-7 表 緊急時対策所用燃料地下タンク～緊急時対策所用発電機流路の操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール</td> <td>閉→開</td> <td>屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ付ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ付ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側緊急時対策所用発電機設置エリア)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール	閉→開	屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)	手動操作	タンクローリ付ポンプ	停止→運転	屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)	スイッチ操作	タンクローリ付ポンプ	停止→運転	屋外 (緊急時対策所北側緊急時対策所用発電機設置エリア)	スイッチ操作	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
軽油タンク出口弁	弁閉→弁開	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	手動操作																																																															
タンクローリ (4kL) 付ポンプ	停止→運転	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	スイッチ操作																																																															
タンクローリ (4kL) 付ポンプ	停止→運転	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	スイッチ操作																																																															
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																															
緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)	停止→運転	自動起動	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)	入→切	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)	切→入	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール	閉→開	屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)	手動操作																																																															
タンクローリ付ポンプ	停止→運転	屋外 (緊急時対策所南西側緊急時対策所用燃料地下タンク設置エリア)	スイッチ操作																																																															
タンクローリ付ポンプ	停止→運転	屋外 (緊急時対策所北側緊急時対策所用発電機設置エリア)	スイッチ操作																																																															
<p>表 3.18-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備保管場所～負荷変圧器電路の操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> </tr> <tr> <td>遮断器</td> <td>切→入</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器 (負荷変圧器非常用所内電源設備側遮断器)</td> <td>入→切</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室</td> <td>遮断器操作</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器 (負荷変圧器5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側遮断器)</td> <td>切→入</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室</td> <td>遮断器操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	発電機	停止→運転	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	遮断器	切→入	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	負荷変圧器 (負荷変圧器非常用所内電源設備側遮断器)	入→切	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室	遮断器操作	負荷変圧器 (負荷変圧器5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側遮断器)	切→入	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室	遮断器操作	<p>(緊急時対策所用発電機の運転切り替えの手動起動操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)</td> <td>運転→停止</td> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)</td> <td>入→切</td> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)</td> <td>停止→運転</td> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)側)</td> <td>切→入</td> <td>自動で遮断器動作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)	運転→停止	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)	入→切	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)	停止→運転	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)側)	切→入	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	<p>第 3.18-8 表 緊急時対策所用発電機～緊急時対策所 低圧母線盤電路の操作対象機器リスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)</td> <td>ボタン操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</td> <td>未接続→接続</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>コネクタ接続操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</td> <td>切→入</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>遮断器操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 低圧母線盤 (非常用所内電源設備側)</td> <td>入→切</td> <td>緊急時対策所 (通信・電気室)</td> <td>遮断器操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 低圧母線盤 (緊急時対策所用発電機側)</td> <td>切→入</td> <td>緊急時対策所 (通信・電気室)</td> <td>遮断器操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	緊急時対策所用発電機	停止→運転	屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)	ボタン操作	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	未接続→接続	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続操作	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	切→入	屋外 (緊急時対策所北側)	遮断器操作	緊急時対策所 低圧母線盤 (非常用所内電源設備側)	入→切	緊急時対策所 (通信・電気室)	遮断器操作	緊急時対策所 低圧母線盤 (緊急時対策所用発電機側)	切→入	緊急時対策所 (通信・電気室)	遮断器操作	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等から仕様が異なる 【東海第二】 ⑥の相違 島根の操作場所は屋外</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	発電機	停止→運転	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側																																																															
	遮断器	切→入	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側																																																															
負荷変圧器 (負荷変圧器非常用所内電源設備側遮断器)	入→切	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室	遮断器操作																																																															
負荷変圧器 (負荷変圧器5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側遮断器)	切→入	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室	遮断器操作																																																															
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																															
緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)	運転→停止	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の自動起動号機)側)	入→切	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)	停止→運転	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機 ((A)又は(B)の手動起動号機)側)	切→入	自動で遮断器動作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
緊急時対策所用発電機	停止→運転	屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)	ボタン操作																																																															
緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	未接続→接続	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続操作																																																															
緊急時対策所 発電機接続プラグ盤	切→入	屋外 (緊急時対策所北側)	遮断器操作																																																															
緊急時対策所 低圧母線盤 (非常用所内電源設備側)	入→切	緊急時対策所 (通信・電気室)	遮断器操作																																																															
緊急時対策所 低圧母線盤 (緊急時対策所用発電機側)	切→入	緊急時対策所 (通信・電気室)	遮断器操作																																																															
<p>表3.18-8 可搬ケーブルの操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>未接続→接続</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> <td>ボルト・ネジ接続操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬ケーブル	未接続→接続	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室 5号炉原子炉建屋屋外南側	ボルト・ネジ接続操作		<p>第 3.18-9 表 可搬ケーブルの操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>未接続→接続</td> <td>屋外 (緊急時対策所南側)</td> <td>コネクタ接続操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬ケーブル	未接続→接続	屋外 (緊急時対策所南側)	コネクタ接続操作	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 可搬ケーブルを接続する運用による相違</p>																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
可搬ケーブル	未接続→接続	5号炉原子炉建屋地上3階A系計装用電源室 5号炉原子炉建屋屋外南側	ボルト・ネジ接続操作																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																															
可搬ケーブル	未接続→接続	屋外 (緊急時対策所南側)	コネクタ接続操作																																																															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>以下に、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</u></p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、5号炉東側保管場所にて固定する設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が使用不能な場合、大湊側高台保管場所に配備する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を、5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動させ使用可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備付属の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作、監視性を考慮しており、かつ十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、負荷変圧器の遮断器を切り替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>b) <u>負荷変圧器</u> <u>負荷変圧器は、現場盤での配線用遮断器の手動操作であること、及び負荷変圧器の運転状態を配線用遮断器の開閉状態及び表示灯にて確認することで、確実な操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、負荷変圧器は、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>		<p>以下に、<u>緊急時対策所の代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</u></p> <p>a) <u>緊急時対策所用発電機</u> <u>緊急時対策所用可搬型電源設備である緊急時対策所用発電機は、屋外（緊急時対策所北側）に配備する設計とする。また、緊急時対策所用発電機が使用不能な場合、屋外（第4保管エリア）に配備する予備の緊急時対策所用発電機を屋外（緊急時対策所北側）へ移動させ使用可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機付属の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作、監視性を考慮しており、かつ十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、起動停止によって運転号機を切り替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>b) <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u> <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、現場盤での配線用遮断器の手動操作のため確実な操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は竜巻固縛範囲ではないため固縛しない ⑥の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる ・設備の相違 【柏崎 6/7】 設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c) 可搬ケーブル</p> <p>可搬ケーブルは、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び負荷変圧器でのボルト・ネジによる手動接続操作により、確実な操作が可能な設計とする。また、可搬ケーブルは、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>		<p>c) 可搬ケーブル</p> <p>可搬ケーブルは、<u>緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所 発電機接続プラグ盤でのコネクタによる手動接続操作により、確実な操作が可能な設計とする。また、可搬ケーブルは、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p> <p>d) <u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u></p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、屋外の設置場所において、手動操作で燃料補給用のマンホールを開閉することが可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p> <p>e) <u>タンクローリ</u></p> <p><u>タンクローリには、付属の操作スイッチによる操作で起動する設計とする。タンクローリは、付属の操作スイッチを操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、操作者の操作・監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</u></p> <p><u>タンクローリは、接続口まで屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留め等による固定が可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は、緊急時対策所専用の燃料補給設備について、記載している</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は、緊急時対策所専用の燃料補給設備について、記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、表3.18-9に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転状態の確認として、発電機電圧、電流、周波数を確認可能な設計とし、模擬負荷を接続することにより出力性能の確認を行う設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認を行う。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に接続されるケーブルの絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p>	<p>(3) 試験検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、第3.18.2.2.3.1-4表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉の停止中に分解検査として、緊急時対策所用発電機の部品状態について、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことを目視により確認が可能な設計とする。また、機能・性能検査として、緊急時対策所用発電機の絶縁抵抗の確認、模擬負荷接続時の運転状態における発電機電圧、電流、周波数及び電力の確認が可能な設計とする。</p> <p>(61-5-2, 5, 6)</p>	<p>(3) 試験及び検査 (設置許可基準規則第43条第1項三)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) 緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機は、第3.18-10表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の運転状態の確認として、発電機電圧、電流、周波数を確認可能な設計とし、模擬負荷を接続することにより出力性能の確認を行う設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機の外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認を行う。また、緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機に接続される可搬ケーブルの絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p>																												
<p>表3.18-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1480 905 1837"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬負荷による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転状態の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬負荷による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転状態の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定	外観確認	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備状態の外観の確認	<p>第3.18.2.2.3.1-4表 緊急時対策所用発電機の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="964 1480 1691 1774"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>起動検査</td> <td>起動試験による運転性能の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>分解検査</td> <td>部品の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>起動試験による運転性能の確認 模擬負荷による出力性能(発電機電圧、電流、周波数及び電力)の確認 絶縁抵抗の測定</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	起動検査	起動試験による運転性能の確認	停止中	分解検査	部品の状態の確認	機能・性能検査	起動試験による運転性能の確認 模擬負荷による出力性能(発電機電圧、電流、周波数及び電力)の確認 絶縁抵抗の測定	<p>第3.18-10表 緊急時対策所用発電機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 1480 2478 1753"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 緊急時対策所用発電機の運転状態の確認 緊急時対策所用発電機の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>緊急時対策所用発電機の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 緊急時対策所用発電機の運転状態の確認 緊急時対策所用発電機の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定	外観確認	緊急時対策所用発電機の外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬負荷による5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の運転状態の確認 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定																												
	外観確認	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備状態の外観の確認																												
原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	起動検査	起動試験による運転性能の確認																												
停止中	分解検査	部品の状態の確認																												
	機能・性能検査	起動試験による運転性能の確認 模擬負荷による出力性能(発電機電圧、電流、周波数及び電力)の確認 絶縁抵抗の測定																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬負荷による緊急時対策所用発電機の出力性能(発電機電圧、電流、周波数)の確認 緊急時対策所用発電機の運転状態の確認 緊急時対策所用発電機の絶縁抵抗の測定 ケーブルの絶縁抵抗の測定																												
	外観確認	緊急時対策所用発電機の外観の確認																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p>b) <u>負荷変圧器</u> 負荷変圧器は、表 3. 18-10 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として、絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 18-10 負荷変圧器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 751 902 949"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定 受電状態の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認 盤内部状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) <u>交流分電盤</u> 交流分電盤は、表 3. 18-11 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として絶縁抵抗の測定、受電状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 18-11 交流分電盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1549 902 1747"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定 受電状態の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認 盤内部状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認		<p>b) <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u> <u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤</u>は、第 3. 18-11 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として、絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p style="text-align: center;">第 3. 18-11 表 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 751 2481 898"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認 盤内部状態の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u> <u>緊急時対策所 低圧母線盤</u>は、第 3. 18-12 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として絶縁抵抗の測定、受電状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p style="text-align: center;">第 3. 18-12 表 緊急時対策所 低圧母線盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 1549 2481 1717"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定 受電状態の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認 盤内部状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認																																	
	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認																																	
	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定																																	
	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認																																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定 受電状態の確認																																	
	外観確認	外観の確認 盤内部状態の確認																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																								
<p>d) 可搬ケーブル</p> <p>可搬ケーブルは、表 3.18-12 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p> <p>表 3.18-12 可搬ケーブルの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 619 902 766"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定	外観確認	外観の確認	<p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、第 3.18.2.2.3.1-5 表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>(61-5-3)</p> <p>第 3.18.2.2.3.1-5 表 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="1038 1690 1617 1894"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td rowspan="2">油量、漏えい確認</td> <td>油量の確認</td> </tr> <tr> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>開放検査</td> <td>タンクのマンホールから内部の状態確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>油量の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	油量、漏えい確認	油量の確認	漏えいの有無の確認	停止中	開放検査	タンクのマンホールから内部の状態確認	漏えい試験	油量の確認 漏えいの有無の確認	<p>d) 可搬ケーブル</p> <p>可搬ケーブルは、第 3.18-13 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>機能・性能試験として絶縁抵抗の測定が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p> <p>第 3.18-13 表 可搬ケーブルの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 619 2481 724"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>絶縁抵抗の測定</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e) 緊急時対策所用燃料地下タンク</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは、第 3.18-14 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認並びに停止中に内部の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷及び腐食等がないことが確認可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクの漏えい試験が実施可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認が可能となるように計器を設ける設計とする。</p> <p>(61-5)</p> <p>第 3.18-14 表 緊急時対策所用燃料地下タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 1638 2418 1894"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td rowspan="2">外観確認</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>開放点検</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク内面の状態を目視等により確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定	外観確認	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認	漏えいの有無の確認	停止中	開放点検	緊急時対策所用燃料地下タンク内面の状態を目視等により確認	漏えい試験	緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定																																									
	外観確認	外観の確認																																									
原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中	油量、漏えい確認	油量の確認																																									
		漏えいの有無の確認																																									
停止中	開放検査	タンクのマンホールから内部の状態確認																																									
	漏えい試験	油量の確認 漏えいの有無の確認																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	絶縁抵抗の測定																																									
	外観確認	外観の確認																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中又は停止中	外観確認	緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認																																									
		漏えいの有無の確認																																									
停止中	開放点検	緊急時対策所用燃料地下タンク内面の状態を目視等により確認																																									
	漏えい試験	緊急時対策所用燃料地下タンクの油面レベルの確認 漏えいの有無の確認																																									

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
	<p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、第 3. 18. 2. 2. 3. 1-6 表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。また、原子炉の停止中に緊急時対策所用発電機給油ポンプの部品の状態について、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等を確認できるように、分解が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5-4)</p> <p>第 3. 18. 2. 2. 3. 1-6 表 緊急時対策所用発電機給油ポンプの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="967 982 1685 1272"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td rowspan="2">起動試験</td> <td>運転性能の確認</td> </tr> <tr> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>分解検査</td> <td>部品の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>運転性能の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	起動試験	運転性能の確認	漏えいの有無の確認	停止中	分解検査	部品の状態の確認	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの有無の確認	<p>f) タンクローリ</p> <p>タンクローリは、第 3. 18-15 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に外観確認及び機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、油量、漏えいの確認が可能なように検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。さらに、タンクローリは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認が出来る設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースは、外観確認として機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>第 3. 18-15 表 タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1757 982 2475 1218"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>タンク、ホース外観の確認及びタンク内面の状態を目視により確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>タンクの漏えい確認</td> </tr> <tr> <td>車両検査</td> <td>タンクローリの車両としての運転状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	タンク、ホース外観の確認及びタンク内面の状態を目視により確認 漏えいの有無の確認	機能・性能試験	タンクの漏えい確認	車両検査	タンクローリの車両としての運転状態の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、可搬型設備であるタンクローリについて記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】</p>
原子炉の状態	項目	内容																							
運転中	起動試験	運転性能の確認																							
		漏えいの有無の確認																							
停止中	分解検査	部品の状態の確認																							
	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの有無の確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中又は停止中	外観確認	タンク、ホース外観の確認及びタンク内面の状態を目視により確認 漏えいの有無の確認																							
	機能・性能試験	タンクの漏えい確認																							
	車両検査	タンクローリの車両としての運転状態の確認																							

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の操作の対象機器は「(2)操作性」の表3.18-6~8と同様である。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から交流分電盤に電源供給する系統において、非常用交流電源設備から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、非常用交流電源設備の隔離及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の接続として、負荷変圧器に遮断器を設けることにより速やかな切替えが可能な設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備による給電手順のタイムチャートを図3.18-5に示す。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプで構成される緊急時対策所の代替電源設備の系統は、本来の用途以外の用途には使用しない設計とする。</u></p> <p><u>なお、緊急時対策所用発電機が、故障等により自動起動しない場合又は停止した場合には、緊急時対策所内の操作盤により、第3.18.2.2.3.1-1図で示すタイムチャートのとおり、手動により速やかに緊急時対策所用発電機の起動操作が可能な設計とする。</u></p>	<p>(4) 切り替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用燃料地下タンク及びタンクローリは、本来の用途以外の用途には使用しない。なお、緊急時対策所用発電機の操作の対象機器は「(2)操作性」の第3.18-7~9表と同様である。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機から緊急時対策所 低圧母線盤に電源供給する系統において、非常用交流電源設備から緊急時対策所用発電機へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、非常用交流電源設備の隔離及び緊急時対策所用発電機の接続として、緊急時対策所 低圧母線盤に遮断器を設けることにより速やかな切替えが可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機による給電手順のタイムチャートを第3.18-4図に示す。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p>

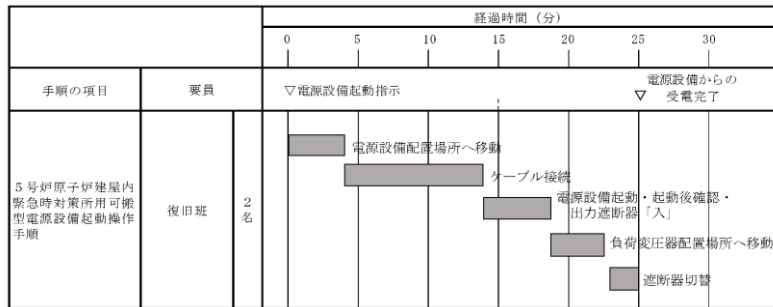


図 3.18-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
立ち上げのタイムチャート*

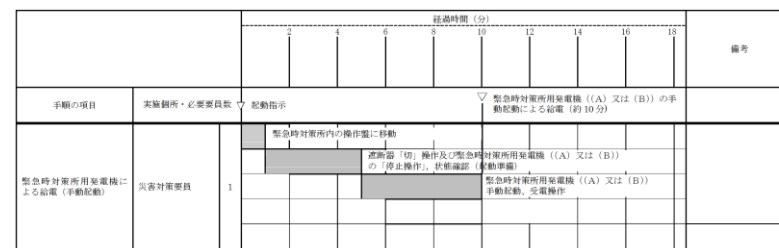
* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の1.18で示すタイムチャート

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（5号炉東側保管場所）から大湊側高台保管場所に配備する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替えるために必要な電気系統の操作は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（5号炉東側保管場所）の隔離、及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（大湊側高台保管場所から5号炉原子炉建屋屋外南側へ移動、可搬ケーブルの接続）の接続として、負荷変圧器に遮断器を設けることにより速やかな切り替えが可能とする設計とする。

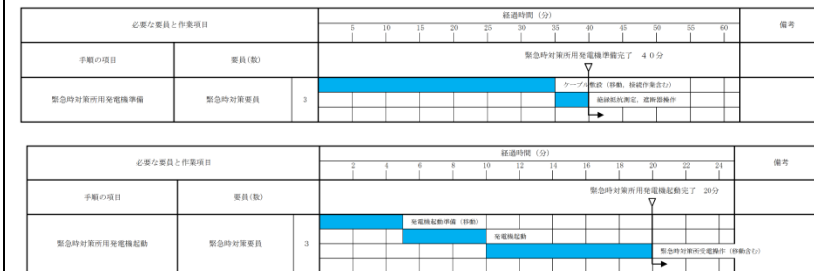
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（5号炉東側保管場所）から大湊側高台保管場所に配備する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備へ切り替え手順のタイムチャートを図3.18-6に示す。

(61-3)

第3.18.2.2.3.1-1 図 緊急時対策所用発電機の手動起動による
給電手順のタイムチャート*



* 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合方針についての1.18で示すタイムチャート



第3.18-4 図 緊急時対策所用発電機準備及び起動の
タイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の1.18で示すタイムチャート

緊急時対策所用発電機（屋外（緊急時対策所北側）配備）から屋外（第4保管エリア）に配備する緊急時対策所用発電機へ切り替えるために必要な電気系統の操作は、緊急時対策所用発電機の隔離、及び緊急時対策所用発電機（屋外（第4保管エリア）から屋外（緊急時対策所北側）への移動、可搬ケーブルの接続）の接続として、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤に遮断器を設けることにより速やかな切り替えが可能とする設計とする。

緊急時対策所用発電機（屋外（緊急時対策所北側）配備）から屋外（第4保管エリア）に配備する緊急時対策所用発電機へ切り替え手順のタイムチャートを第3.18-5図に示す。

(61-3)

・設備及び運用の相違
【柏崎6/7，東海第二】

・設備の相違
【柏崎6/7】
⑥の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

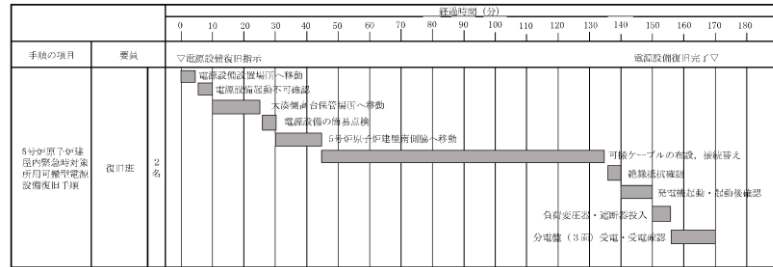


図 3.18-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用可搬型電源設備の切替えタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.18 で示すタイムチャート

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

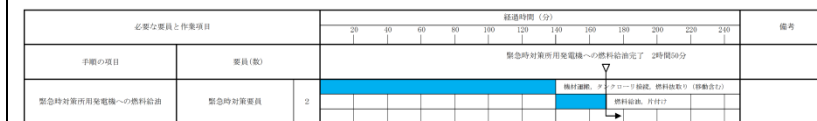
備考



第 3.18-5 図 緊急時対策用発電機の切り替えタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.18 で示すタイムチャート

燃料補給設備のタンクローリ及び緊急時対策用燃料地下タンクは、本来の用途以外の用途には使用しない。
これにより第 3.18-6 図で示すタイムチャートのとおり燃料補給が可能である。



第 3.18-6 図 燃料補給のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の 1.18 で示すタイムチャート

・設備、運用の相違
【柏崎 6/7】
⑥の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
島根 2号炉は、緊急時対策所専用の燃料補給設備について、記載している

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等について」に示す。 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルは, 表3.18-18に示すように, 通常時は負荷変圧器の遮断器を切にすることにより非常用交流電源設備と切り離す, 系統構成としており非常用交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。また, タンクローリ(4kL)を軽油タンクと切り離して保管し, 軽油タンク出口弁を閉とすることで隔離する。</u> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルは固縛等により固定することで転倒防止を図ることにより, 他の設備に対して影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(61-2)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>緊急時対策所用発電機は, 通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは, 他の設備から独立して使用可能とすることにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>他設備系統との隔離について第3.18.2.2.3.1-7表に示す。</u></p> <p>(61-2-2, 4-3)</p>	<p>(5) 悪影響の防止 (設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。 <u>緊急時対策所用発電機及び可搬ケーブルは, 第3.18-16表に示すように, 通常時は接続先の系統と分離し, また緊急時対策所 発電機接続プラグ盤で切離すことにより非常用交流電源設備と切り離す系統構成としており, 非常用交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は, 車両に搭載すること等で転倒防止措置等を図ることにより, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>可搬ケーブルは, 固縛等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは, 通常時は接続先の系統と分離して保管することで, 他の設備に悪影響を及ぼさない運用とする。</u> <u>タンクローリは, 輪留めによる固定等を行うことで, 他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>タンクローリは, 飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u> <u>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは, 非常用交流電源設備と隔離した系統構成にすることにより, 非常用交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は, プラグ盤及び母線の遮断器で分離する</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は, 固定せずに配備する</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 島根2号炉のタンクローリは可搬型設備のため輪留めによる固定等について記載 東海第二の給油ポンプは常設設備</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																			
<p style="text-align: center;"><u>表 3.18-13 他系統との隔離</u></p> <table border="1" data-bbox="172 258 902 415"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>負荷変圧器 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側)</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>軽油タンク出口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時閉</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルの系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を表 3.18-14 に示す。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、可搬ケーブル、軽油タンク及びタンクローリ (4kL) は屋外に設置し重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。負荷変圧器は 5号炉原子炉建屋の屋内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	取合系統	系統隔離	駆動方式	動作	非常用交流電源設備	負荷変圧器 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側)	手動	通常時切	非常用交流電源設備	軽油タンク出口弁	手動	通常時閉	<p style="text-align: center;"><u>第 3.18.2.2.3.1-7 表 他設備系統との隔離</u></p> <table border="1" data-bbox="964 258 1685 548"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離</th> <th>隔離方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常用電源設備</td> <td>緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機側)</td> <td>自動切替 (手動操作可能)</td> <td>通常時開 電源喪失 時閉</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)</td> <td>自動切替 (手動操作可能)</td> <td>通常時閉 電源喪失 時開</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所建屋内及び緊急時対策所建屋近傍の屋外 (地下) の放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置する設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所の電源 (常用電源設備から緊急時対策所用発電機) は自動で切り替わる設計とし、緊急時対策所用発電機が、故障等により起動しない場合又は停止した場合は、想定される重大事故時において放射線量が高くなるおそれが少ない、緊急時対策所内のスイッチにより手動による操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所代替電源系統を構成する機器の設置場所、操作場所を第 3.18.2.2.3.1-8 表に示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-5)</p>	取合系統	系統隔離	隔離方式	動作	常用電源設備	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機側)	自動切替 (手動操作可能)	通常時開 電源喪失 時閉	緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)	自動切替 (手動操作可能)	通常時閉 電源喪失 時開	<p style="text-align: center;"><u>第 3.18-16 表 他系統との隔離</u></p> <table border="1" data-bbox="1751 258 2484 453"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 (屋外 (緊急時対策所北側))</td> <td>手動</td> <td>通常時切り離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール (屋外 (緊急時対策所南西側))</td> <td>手動</td> <td>閉止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機及び可搬ケーブルの系統構成に操作が必要な機器の設置場所、操作場所を第 3.18-17 表に示す。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及びタンクローリは屋外に設置し重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所 低圧母線盤は緊急時対策所の屋内に設置し、重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所用燃料地下タンクは屋外地下に設置し重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	取合系統	系統隔離	駆動方式	動作	非常用交流電源設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 (屋外 (緊急時対策所北側))	手動	通常時切り離し	非常用交流電源設備	緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール (屋外 (緊急時対策所南西側))	手動	閉止	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>・設備保管場所の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 屋内設置設備の相違</p>
取合系統	系統隔離	駆動方式	動作																																			
非常用交流電源設備	負荷変圧器 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備側)	手動	通常時切																																			
非常用交流電源設備	軽油タンク出口弁	手動	通常時閉																																			
取合系統	系統隔離	隔離方式	動作																																			
常用電源設備	緊急時対策所用M/C (緊急時対策所用発電機側)	自動切替 (手動操作可能)	通常時開 電源喪失 時閉																																			
	緊急時対策所用M/C (常用電源設備側)	自動切替 (手動操作可能)	通常時閉 電源喪失 時開																																			
取合系統	系統隔離	駆動方式	動作																																			
非常用交流電源設備	緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 (屋外 (緊急時対策所北側))	手動	通常時切り離し																																			
非常用交流電源設備	緊急時対策所用燃料地下タンクマンホール (屋外 (緊急時対策所南西側))	手動	閉止																																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																							
<p align="center"><u>表 3.18-14 操作対象機器設置場所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> <td>5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> </tr> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階 5号炉原子炉建屋屋外南側</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タンクローリ (4kL)</td> <td>5号炉東側保管場所</td> <td>5号炉東側保管場所</td> </tr> <tr> <td>6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所</td> <td>6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器</td> <td>5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室</td> <td>5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階 5号炉原子炉建屋屋外南側	軽油タンク	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所	タンクローリ (4kL)	5号炉東側保管場所	5号炉東側保管場所	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所	負荷変圧器	5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室	5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室	<p align="center"><u>第 3.18.2.2.3.1-8 表 操作対象機器設置場所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>緊急時対策所建屋1階</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク</td> <td>屋外地下 (緊急時対策所建屋北側)</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機 給油ポンプ</td> <td>緊急時対策所建屋1階</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所用発電機	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク	屋外地下 (緊急時対策所建屋北側)	操作不要	緊急時対策所用発電機 給油ポンプ	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	<p align="center"><u>第 3.18-17 表 操作対象機器設置場所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)</td> </tr> <tr> <td>可搬ケーブル</td> <td>屋外 (緊急時対策所南側)</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク</td> <td>屋外 (緊急時対策所南西側)</td> <td>屋外 (緊急時対策所南西側)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タンクローリ</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td>屋外 (緊急時対策所南西側)</td> <td>屋外 (緊急時対策所南西側)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 発電機 接続プラグ盤</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所 (通信・電気室)</td> <td>緊急時対策所 (通信・電気室)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所用発電機	屋外 (緊急時対策所北側)	屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所南側)	屋外 (緊急時対策所北側)	緊急時対策所用燃料地下タンク	屋外 (緊急時対策所南西側)	屋外 (緊急時対策所南西側)	タンクローリ	屋外 (緊急時対策所北側)	屋外 (緊急時対策所北側)	屋外 (緊急時対策所南西側)	屋外 (緊急時対策所南西側)	緊急時対策所 発電機 接続プラグ盤	屋外 (緊急時対策所北側)	屋外 (緊急時対策所北側)	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 (通信・電気室)	緊急時対策所 (通信・電気室)	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 屋内設置設備の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																								
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側	5号炉東側保管場所 5号炉原子炉建屋屋外南側																																																								
可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階 5号炉原子炉建屋屋外南側																																																								
軽油タンク	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所																																																								
タンクローリ (4kL)	5号炉東側保管場所	5号炉東側保管場所																																																								
	6号及び7号炉原子炉建屋屋外東側軽油タンク設置場所	6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所																																																								
負荷変圧器	5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室	5号炉原子炉建屋3階A系計装用電源室																																																								
機器名称	設置場所	操作場所																																																								
緊急時対策所用発電機	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																								
緊急時対策所用発電機 燃料油貯蔵タンク	屋外地下 (緊急時対策所建屋北側)	操作不要																																																								
緊急時対策所用発電機 給油ポンプ	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																								
機器名称	設置場所	操作場所																																																								
緊急時対策所用発電機	屋外 (緊急時対策所北側)	屋外 (緊急時対策所北側) 緊急時対策所 (通信・電気室)																																																								
可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所南側)	屋外 (緊急時対策所北側)																																																								
緊急時対策所用燃料地下タンク	屋外 (緊急時対策所南西側)	屋外 (緊急時対策所南西側)																																																								
タンクローリ	屋外 (緊急時対策所北側)	屋外 (緊急時対策所北側)																																																								
	屋外 (緊急時対策所南西側)	屋外 (緊急時対策所南西側)																																																								
緊急時対策所 発電機 接続プラグ盤	屋外 (緊急時対策所北側)	屋外 (緊急時対策所北側)																																																								
緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 (通信・電気室)	緊急時対策所 (通信・電気室)																																																								
<p>3.18.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a) 負荷変圧器 負荷変圧器は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備 (電源の確保) として、換気設備、照明設備 (コンセント負荷含む)、必要な情報を把握できる設備及び通信連絡</p>	<p>3.18.2.2.3.2 代替電源設備からの給電に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、1台使用する。保有数は、多重性確保のための1台を加えた合計2台を設置する。また、東海発電所及び東海第二発電所で共用する。 代替電源設備である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所に給電するために必要な負荷容量に対して十分である発電機容量を有する設計とする。発電機容量としては、必要となる最大負荷容量の約870kVAに対して、十分な容量を確保するため、最大容量約1,725kVA (連続定格約1,380kVA) を有する設計とする。</p> <p align="right">(61-6-11)</p>	<p>3.18.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合状況</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第2項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a) 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備 (電源の確保) として、緊急時対策所換気空調設備、照明設備 (コンセント負荷</p>	<p>・『3.18.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況』にて記載する 【東海第二】</p>																																																							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設備の電源に必要な容量約 <u>60kVA</u> に余裕を考慮し約 <u>75kVA</u> を有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>		<p>含む)、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及び放射線管理設備の電源に必要な電流容量約 <u>353A</u> に余裕を考慮し母線定格電流約 <u>1,200A</u> を有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる</p>
<p>b) 交流分電盤</p> <p>交流分電盤は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、<u>換気設備、照明設備（コンセント負荷含む）、必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の電源に必要な電流容量約 546A</u> に余裕を考慮し母線定格電流約 <u>600A</u> を有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>		<p>b) 緊急時対策所 低圧母線盤</p> <p>緊急時対策所 低圧母線盤は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備（電源の確保）として、<u>緊急時対策所換気空調設備、照明設備（コンセント負荷含む）、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及び放射線管理設備の電源に必要な電流容量約 353A</u> に余裕を考慮し母線定格電流約 <u>800A</u> を有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備の使用目的, 設計条件等から仕様が異なる</p>
	<p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、東海発電所及び東海第二発電所共用で、外部からの支援がなくとも、緊急時対策所用発電機の 7 日分の連続運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、東海発電所及び東海第二発電所共用で、緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を給油できるポンプ容量を有する設計とする。</u></p> <p>(61-6-11)</p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海発電所及び東海第二発電所共用）は、緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な容量約 0.411kL/h (0.411 m³/h) に対して、十分な容量約 1.3 m³/h を有する設計とする</u></p> <p>(61-6-12, 13)</p>	<p>c) 緊急時対策所用燃料地下タンク</p> <p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクは、緊急時対策所用発電機が定格出力にて 7 日間連続運転する場合に必要な燃料量約 3.6m³を上回る、容量約 45m³を有する設計とする。</u></p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号炉のタンクローリは可搬型設備のため、後段の 43 条 3 項の適合状況に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p><u>負荷変圧器及び交流分電盤は、共用の設計とすることにより、起動操作や燃料補給に必要な時間及び要員を減少させることで安全性を向上させることができることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p>	<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(61-3-2)</u></p>	<p>(2) 共用の禁止 (設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧母線盤及び緊急時対策所用燃料地下タンクは、二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないことから対象外とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>②の相違</p>
<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、6号及び7号炉原子炉建屋内に設置する非常用交流電源設備とは離れた建屋の屋外に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、中央制御室の電源設備である非常用交流設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷とすることで多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、一台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを燃料補給時の切替えを考慮して、2台1セットに加え予備を3台保管することで多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>負荷変圧器、交流分電盤は、共通要因によって、設計基準対象施設の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれが無いよう、設計基準対象施設である非常用交流電源設備と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備とは負荷変圧器内の遮断器にて電気的分離を図る設計とする。</u></p> <p>非常用交流電源設備と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の多様性等状況は表3.18-15のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(61-2)</p>	<p><u>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置する非常用交流電源設備とは離れた緊急時対策所建屋内に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の電源の多様性を、第3.18.2.2.3.2-1表に示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-2-2, 3-2, 4-3)</p>	<p><u>緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤は、共通要因によって、設計基準対象施設の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれが無いよう、設計基準対象施設である非常用交流電源設備と緊急時対策所用発電機とは緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤の遮断器にて電気的分離を図る設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備の緊急時対策所用燃料地下タンクは、原子炉建物及びタービン建物近傍のディーゼル燃料貯蔵タンクから離れた場所に設置することで、ディーゼル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>非常用交流電源設備と緊急時対策所用発電機の多様性等状況は第3.18-18表のとおりである。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-2)</p>	<p>・本項は第2項(常設)に対する説明のため、3.18.2.2.4.3(7)(ii)に記載</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の緊急時対策所用発電機及びタンクローリは可搬型設備のため、後段の43条3項の適合状況に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																												
<p>表3.18-15 電源設備の多重性又は多様性, 位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地 上1階></td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 用可搬型電源設備</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>6号及び7号炉非常用所内電源設 備~負荷変圧器</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 用可搬型電源設備~負荷変圧器</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>交流分電盤</td> <td>交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側 軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地 上3階></td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側 軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>燃料移送ポンプ <屋外></td> <td>タンクローリ(4kL) <屋外></td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	重大事故等対処設備	電源	非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地 上1階>	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 用可搬型電源設備	電路	6号及び7号炉非常用所内電源設 備~負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 用可搬型電源設備~負荷変圧器	給電先	交流分電盤	交流分電盤	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側 軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地 上3階>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側 軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>	燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ(4kL) <屋外>	<p>第3.18.2.2.3.2-1表 設計基準対象施設との多様性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>常設重大事故防止設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>常用電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>常用電源設備~緊急時対策所用M/C</td> <td>緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用M/C</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>緊急時対策所用M/C</td> <td>緊急時対策所用M/C</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料の保管・供給</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ</td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	常設重大事故防止設備	電源	常用電源設備	緊急時対策所用発電機	電路	常用電源設備~緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用M/C	給電先	緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用M/C	電源の冷却方式	—	空冷式	燃料の保管・供給	—	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ	<p>第3.18-18表 電源設備の多重性又は多様性, 位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階></td> <td>緊急時対策所用発電機 <屋外(緊急時対策所北側)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル燃料貯蔵タンク <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所)> ディーゼル燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階></td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル燃料移送ポンプ <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所)></td> <td>タンクローリ <屋外(緊急時対策所北側)></td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	重大事故等対処設備	電源	非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階>	緊急時対策所用発電機 <屋外(緊急時対策所北側)>	電路	非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤	給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル燃料貯蔵タンク <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所)> ディーゼル燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)>	燃料流路	ディーゼル燃料移送ポンプ <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所)>	タンクローリ <屋外(緊急時対策所北側)>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑥及び⑦の相違</p>
	設計基準対象施設	重大事故等対処設備																																																													
電源	非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地 上1階>	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 用可搬型電源設備																																																													
電路	6号及び7号炉非常用所内電源設 備~負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 用可搬型電源設備~負荷変圧器																																																													
給電先	交流分電盤	交流分電盤																																																													
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																													
燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側 軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地 上3階>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側 軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>																																																													
燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ(4kL) <屋外>																																																													
	設計基準対象施設	常設重大事故防止設備																																																													
電源	常用電源設備	緊急時対策所用発電機																																																													
電路	常用電源設備~緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用M/C																																																													
給電先	緊急時対策所用M/C	緊急時対策所用M/C																																																													
電源の冷却方式	—	空冷式																																																													
燃料の保管・供給	—	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ																																																													
	設計基準対象施設	重大事故等対処設備																																																													
電源	非常用所内電源設備(非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階>	緊急時対策所用発電機 <屋外(緊急時対策所北側)>																																																													
電路	非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤																																																													
給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤																																																													
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																													
燃料源	ディーゼル燃料貯蔵タンク <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所)> ディーゼル燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外(緊急時対策所南西側)> 内蔵燃料タンク <屋外(緊急時対策所北側)>																																																													
燃料流路	ディーゼル燃料移送ポンプ <屋外(原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所)>	タンクローリ <屋外(緊急時対策所北側)>																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(電源の確保)として、換気設備、照明設備(コンセント負荷含む)、必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の電源に必要な容量約60kVAに余裕を考慮し約200kVA 1台により給電可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は2台を1セットとすることにより、燃料補給時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を停止し、速やかに切り替えることができる設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、5号炉東側保管場所に1セット2台、大湊側高台保管場所に1セット2台を配備することで多重性を確保する設計とする。加えて、故障時の保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに1台配備し、通常2台と予備3台を配備する設計とする。</u></p> <p>(61-6)</p>		<p>3.18.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a) 緊急時対策所用発電機</p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備(電源の確保)として、緊急時対策所換気空調設備、照明設備(コンセント負荷含む)、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備及び放射線管理設備の電源に必要な容量約74kVAに余裕を考慮し約220kVA 1台により給電可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所用発電機は2台を1セットとすることにより、燃料給油時に緊急時対策所用発電機を速やかに切替えることができる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、屋外(緊急時対策所北側)に2台1セット、屋外(第4保管エリア)に多重性、故障時の保守点検による待機除外時のバックアップとしてさらに2台配備し、通常2台と予備2台を配備する設計とする。</u></p> <p>(61-6)</p> <p>b) タンクローリ</p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</u></p> <p><u>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される緊急時対策所用発電機の連続運転が可能な燃料量について、緊急時対策所用発電機に供給できる容量を有するものを1台使用する。保有数は1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する。</u></p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p> <p>⑥の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は常設設備のため、前述の43条2項への適合状況で記載</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>⑦の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の43条2項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>可搬型代替交流電源設備の 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び負荷変圧器と必要なケーブルとは、ボルト・ネジ接続すること、及び接続状態を目視で確認できることから、確実な接続が可能な設計とする。</u></p> <p>なお、<u>5 号炉東側保管場所に配備する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器へ接続するケーブルについては、予め接続することにより、電源供給開始時間の短縮を図る設計とする。</u>表 3.18-16 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(61-3)</p>		<p>(2) 確実な接続 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備 (発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。) と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所用発電機と可搬ケーブルとは、コネクタ接続とすること、及び接続状態を目視で確認できることから、確実な接続が可能な設計とする。</u></p> <p>なお、<u>屋外 (緊急時対策所北側) に配備する緊急時対策所用発電機から緊急時対策所 発電機接続プラグ盤へ接続する可搬ケーブルについては、必要時に敷設する設計とする。</u></p> <p><u>燃料補給設備のタンクローリのホースは、緊急時対策所用燃料地下タンクのマンホール開放時の開口部への挿入及び燃料の抜き取りが可能な設計とする。タンクローリのホースは緊急時対策所用燃料地下タンクと接続しないことから、接続対象機器の対象外とする。</u></p> <p>第 3.18-19 表に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ⑥の相違 設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の 43 条 2 項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>表 3.18-16 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備と 負荷変圧器の接続</p> <table border="1" data-bbox="172 310 902 541"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>ケーブル (常設)</td> <td>5号炉東側保管場所</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td>可搬ケーブル</td> <td>5号炉原子炉建屋屋外南側</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器</td> <td>可搬ケーブル</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(61-3)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	ケーブル (常設)	5号炉東側保管場所	ボルト・ネジ接続	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋屋外南側	ボルト・ネジ接続	負荷変圧器	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋地上3階	ボルト・ネジ接続		<p>第 3.18-19 表 接続対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1754 310 2484 457"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>可搬ケーブル</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所発電機接続プラグ盤</td> <td>可搬ケーブル</td> <td>屋外 (緊急時対策所北側)</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(61-3)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	緊急時対策所用発電機	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続	緊急時対策所発電機接続プラグ盤	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <p>設備の使用目的は同様だが、設計条件等から仕様が異なる</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の緊急時対策所用発電機は常設設備のため、前述の 43 条 2 項への適合状況で記載</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	ケーブル (常設)	5号炉東側保管場所	ボルト・ネジ接続																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋屋外南側	ボルト・ネジ接続																												
負荷変圧器	可搬ケーブル	5号炉原子炉建屋地上3階	ボルト・ネジ接続																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																												
緊急時対策所用発電機	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続																												
緊急時対策所発電機接続プラグ盤	可搬ケーブル	屋外 (緊急時対策所北側)	コネクタ接続																												

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブル</u>は可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) ではないことから、対象外である。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>可搬型代替交流電源設備</u>の系統構成において操作が必要な可搬型設備の接続場所は、「(2) 確実な接続」の表 3.18-21 と同様である。これらの操作場所は、想定される重大事故等時においても重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(61-3)</p>		<p>(3) 複数の接続口 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル及びタンクローリ</u>は可搬型重大事故等対処設備 (原子炉建物の外から水又は電力を供給するものに限る。) ではないことから、対象外である。</p> <p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機</u>の系統構成において操作が必要な可搬型設備の接続場所は、「(2) 確実な接続」の表 3.18.2.2.5-1 と同様である。これらの操作場所は、想定される重大事故等時においても重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>⑥の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の 43 条 2 項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象及び外部人為事象、又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルの保管は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の配置その他の条件を考慮し、常設重大事故対処設備の負荷変圧器及び交流分電盤と位置的分散を図る設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、予備を5号炉東側保管場所とは位置的分散した発電所敷地内の高台にある大湊側高台保管場所に保管する設計とする。</u></p> <p>(61-3, 61-7)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルは、想定される重大事故等時においても、可搬型重大事故等対処設備の運搬、移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</u></p> <p>(61-8)</p>		<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機及び可搬ケーブルの保管は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の配置その他の条件を考慮し、非常用ディーゼル発電機と位置的分散を図る設計とする。また、緊急時対策所用発電機は予備機を緊急時対策所とは位置的分散した発電所敷地内の屋外 (第 4 保管エリア) に保管する設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p> <p>(6) アクセスルートの確保 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項六)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所用発電機、可搬ケーブル及びタンクローリ</u>は、想定される重大事故等時においても、可搬型重大事故等対処設備の運搬、移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>(61-8)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 非常用ディーゼル発電機の代替のため、柏崎と記載が異なる保管場所の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 ⑦の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の 43 条 2 項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備及び可搬ケーブルは、共通要因によって、設計基準対象施設の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準対象施設である非常用所内電源設備は負荷変圧器内の遮断器にて電気的分離を図る設計とする。</p> <p>多重性等については、表3.18-17のとおり。</p> <p>(61-2)</p>		<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型の場合は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機及び可搬ケーブルは、共通要因によって、設計基準対象施設の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準対象施設である非常用所内電源設備は緊急時対策所 発電機接続プラグ盤及び緊急時対策所 低圧母線盤の遮断器にて電気的分離を図る設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所用発電機は、原子炉建物内に設置する非常用交流電源設備とは離れた建物の屋外 (緊急時対策所北側) に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源設備である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを燃料給油時の切替を考慮して、2台1セットに加え予備機を2台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>燃料補給設備のタンクローリは、原子炉建物及びタービン建物近傍のディーゼル燃料移送ポンプから離れた屋外に分散して保管することで、ディーゼル燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>多重性等については、第3.18-20表のとおり。</p> <p>(61-2)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 本項は第3項 (可搬) に対する説明であり、島根2号炉は、可搬型設備のため記載している</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑥の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ⑦の相違 【東海第二】 東海第二の給油ポンプは常設設備のため、前述の43条2項への適合状況で記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p align="center"><u>表 3.18-17 多重性又は多様性, 位置的分散</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階></td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>交流分電盤</td> <td>交流分電盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階></td> <td>軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>燃料移送ポンプ <屋外></td> <td>タンクローリ (4kL) <屋外></td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	可搬型重大事故等対処設備	電源	非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階>	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	電路	6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器	給電先	交流分電盤	交流分電盤	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>	燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ (4kL) <屋外>		<p align="center"><u>第 3.18-20 表 多重性又は多様性, 位置的分散</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設計基準対象施設</th> <th>可搬型重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階></td> <td>緊急時対策所用発電機 <屋外 (緊急時対策所北側) ></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>給電先</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> <td>緊急時対策所 低圧母線盤</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル燃料貯蔵タンク <屋外 (<原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所) > ディーゼル燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階></td> <td>緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外 (緊急時対策所南西側) > 内蔵燃料タンク <屋外 (緊急時対策所北側) ></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル燃料移送ポンプ <屋外 (原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所) ></td> <td>タンクローリ <屋外 (緊急時対策所北側) ></td> </tr> </tbody> </table>		設計基準対象施設	可搬型重大事故等対処設備	電源	非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階>	緊急時対策所用発電機 <屋外 (緊急時対策所北側) >	電路	非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤	給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル燃料貯蔵タンク <屋外 (<原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所) > ディーゼル燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外 (緊急時対策所南西側) > 内蔵燃料タンク <屋外 (緊急時対策所北側) >	燃料流路	ディーゼル燃料移送ポンプ <屋外 (原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所) >	タンクローリ <屋外 (緊急時対策所北側) >	
	設計基準対象施設	可搬型重大事故等対処設備																																											
電源	非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建屋二次格納施設外地上1階>	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備																																											
電路	6号及び7号炉非常用所内電源設備~負荷変圧器	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備~負荷変圧器																																											
給電先	交流分電盤	交流分電盤																																											
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																											
燃料源	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> 燃料ディタンク <原子炉建屋二次格納施設外地上3階>	軽油タンク <6号及び7号炉原子炉建屋東側軽油タンク設置場所> (内蔵燃料タンク) <5号炉東側保管場所>																																											
燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ (4kL) <屋外>																																											
	設計基準対象施設	可搬型重大事故等対処設備																																											
電源	非常用所内電源設備 (非常用ディーゼル発電機) <原子炉建物付属棟地下2階>	緊急時対策所用発電機 <屋外 (緊急時対策所北側) >																																											
電路	非常用所内電源設備~緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所用発電機~緊急時対策所 低圧母線盤																																											
給電先	緊急時対策所 低圧母線盤	緊急時対策所 低圧母線盤																																											
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																											
燃料源	ディーゼル燃料貯蔵タンク <屋外 (<原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所) > ディーゼル燃料ディタンク <原子炉建物付属棟地下1階>	緊急時対策所用燃料地下タンク <屋外 (緊急時対策所南西側) > 内蔵燃料タンク <屋外 (緊急時対策所北側) >																																											
燃料流路	ディーゼル燃料移送ポンプ <屋外 (原子炉建物南側及びタービン建物西側ディーゼル燃料貯蔵タンク設置場所) >	タンクローリ <屋外 (緊急時対策所北側) >																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.3 居住性を確保するための設備</p> <p>3.18.2.3.1 設備概要</p> <p>居住性を確保するための設備は、重大事故等が発生した場合においても<u>対策要員が緊急時対策所にとどまることを目的として設置するものである。緊急時対策所の対策本部及び待機場所の居住性を確保するための設備はそれぞれ単独に設置する設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の居住性を確保するための設備は、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室」</u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽」<u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機」</u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機」<u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンプ)」</u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(配管・弁)」<u>、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置」</u>、「差圧計(対策本部)」<u>、「酸素濃度計(対策本部)」</u>、「二酸化炭素濃度計(対策本部)」<u>、「可搬型エリアモニタ(対策本部)」</u>及び「可搬型モニタリングポスト」等から構成する設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>3.18.2.3 居住性を確保するための設備</p> <p>3.18.2.3.1 設備概要</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、<u>当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける。</u></p> <p>緊急時対策所の居住性については、<u>想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故が発生した場合において、<u>緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所には、<u>緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける。</u></p>	<p>3.18.2.3 居住性を確保するための設備</p> <p>3.18.2.3.1 設備概要</p> <p><u>居住性を確保するための設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策要員が緊急時対策所にとどまることを目的として設置するものである。</u></p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、「<u>緊急時対策所遮蔽</u>」<u>、「緊急時対策所空気浄化送風機」</u>、「<u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</u>」<u>、「緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)」</u>、「<u>差圧計</u>」<u>、「酸素濃度計」</u>、「<u>二酸化炭素濃度計</u>」<u>、「可搬型エリア放射線モニタ」</u>及び「<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>」等から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、<u>緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉では、プルーム通過後は、屋外に設置する緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット(可搬型設備)にて、緊急時対策所を正圧化する(島根2号炉は屋外設置であり、操作も緊急時対策所内から実施するため、設置場所の換気不要)(以下、④の相違)及び③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>待機場所の居住性を確保するための設備は、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽」,「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽」,「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機」,「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンベ)」,「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(配管・弁)」,「差圧計(待機場所)」,「酸素濃度計(待機場所)」,「二酸化炭素濃度計(待機場所)」,及び「可搬型エリモニタ(待機場所)」等から構成する設計とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び室内遮蔽は,待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって,待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p> <p>本設備の重大事故等対処設備一覧を表3.18-18に,重大事故等時の系統全体の概要図を図3.18-6~11に示す。</p> <p>対策本部の居住性を確保するための設備として可搬型陽圧化空調機は仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化することにより,フィルタを介さない外気の流入を操作できる設計とする。さらに,プルーム通過中においては,陽圧化装置(空気ポンベ)を用いて高気密室を陽圧化することにより,希ガスを含む放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は,緊急時対策所建屋を正圧化し,放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また,緊急時対策所加圧設備は,プルーム通過時において,緊急時対策所等を正圧化し,希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p>	<p>本設備の重大事故等対処設備一覧を第3.18-21表に,重大事故等時の系統全体の概要図を第3.18-7~8図に示す。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備として緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは,可搬型ダクトを用いて緊急時対策所を正圧化することにより,フィルタを介さない外気の流入を防止できる設計とする。さらに,プルーム通過中においては,緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)を用いて緊急時対策所を正圧化することにより,希ガスを含む放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の遮蔽は、<u>高気密室の外側にあつて、5号炉原子炉建屋のコンクリート躯体と一体となった構造を有しており、対策本部内にとどまる対策要員の被ばく低減のために必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</u></p> <p><u>プルーム通過直後に5号炉原子炉建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場合においては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機を用いて屋外からの外気を直接給気し、放射性物質濃度が屋外より高い屋内エリアの空気を置換できる設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機とを連結して運用することで、5号炉原子炉建屋屋上から外気を給気可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性を確保するための設備は、代替交流電源である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電を可能な設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の陽圧化装置は、5号炉原子炉建屋陽圧化装置(空気ポンプ)及び陽圧化装置(配管・弁)から構成する設計とする。陽圧化装置(空気ポンプ)はポンプ内の圧縮空気を減圧して供給することにより、高気密室を陽圧化可能な設計とする。</u></p> <p><u>対策本部(高気密室)内・外の差圧を把握できるよう、差圧計を保管する設計とする。対策本部(高気密室)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の陽圧化装置(空気ポンプ)のみによる換気量を制限した状態においては、二酸化炭素濃度の増加による窒息</u></p>	<p><u>緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、プルーム通過後の緊急時対策所建屋内を換気できる設計とする。</u></p> <p><u>本系統の流路として、緊急時対策所非常用換気設備ダクト、緊急時対策所加圧設備(配管・弁)を重大事故等対処設備として使用する。</u></p> <p><u>居住性の確保に関する重大事故等対処設備一覧を第3.18.2.3.1-1表に、系統概要図を第3.18.2.3.1-1図及び第3.18.2.3.1-2図に示す。</u></p>	<p><u>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の建物のコンクリート躯体と一体となった構造を有しており、緊急時対策所内にとどまる緊急時対策要員の被ばく低減のために必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機からの給電を可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置は、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)、緊急時対策所正圧化装置可搬型配管・弁及び緊急時対策所正圧化装置(配管・弁)から構成する設計とする。ポンプ内の圧縮空気を減圧して供給することにより、緊急時対策所を正圧化可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所内・外の差圧を把握できるよう、差圧計を設置する設計とする。緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)により正圧化する場合、外気の流入を遮断した状態においても</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を防止することを目的として、<u>二酸化炭素吸収装置を高気密室内で運転することで、高気密室内で発生する二酸化炭素を連続して除去し、二酸化炭素濃度を常時、許容濃度以下に抑制可能な設計とする。また、対策本部(高気密室)内への放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう、放射線量を把握できるよう、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタ(対策本部)を保管する設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の居住性を確保するための設備として、可搬型陽圧化空調機は仮設ダクトを用いて待機場所の空調バウンダリを陽圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を防止できる設計とする。さらに、プルーム通過中においては、陽圧化装置(空気ポンペ)を用いて待機場所の空調バウンダリを陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の流入を防止できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の遮蔽は空調バウンダリと同一であり、建屋コンクリート躯体と一体となった構造を有する設計とする。また、待機場所の室内遮蔽は、待機場所の空調バウンダリの内側にとどまる現場要員の待機スペースを取り囲むように5号炉原子炉建屋床面に設置することで、待機場所の遮蔽とあいまって、待機場所内にとどまる対策要員の被ばく低減のために必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</u></p> <p><u>プルーム通過直後に5号炉原子炉建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場合においては可搬型陽圧化空調機を用いて、直接外気から給気することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置は陽圧化装置(空気ポンペ)及び陽圧化装置(配管・弁)から構成する設計とする。陽圧化装置(空気ポンペ)は圧縮空気を減圧して待機場所に供給することにより待機場所を陽圧化可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</u></p> <p><u>また、待機場所内・外の差圧を把握できるよう、差圧計(対策本部)を保管する。</u></p> <p><u>さらに待機場所室内への放射性物質の侵入を低減又は防止するため、放射線量を把握できる可搬型エリアモニタ(待機場所)を保管する設計とする。</u></p>		<p>二酸化炭素増加による<u>緊急時対策要員の窒息を防止可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう、放射線量を把握できるよう、可搬型モニタリング・ポスト及び可搬式エリア放射線モニタを保管する設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																		
<p>表 3.18-18 居住性を確保するための設備(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所))に関する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>第 3.18.2.3.1-1 表 居住性の確保に関する重大事故等対処設備(緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定並びに放射線量の測定) 一覧</p>	<p>第 3.18-21 表 居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td><5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置【常設】 差圧計(対策本部)【可搬】 酸素濃度計(対策本部)【可搬】 二酸化炭素濃度計(対策本部)【可搬】 可搬型エリアモニタ(対策本部)【可搬】 可搬型モニタリングポスト^{※2}【可搬】</td> </tr> <tr> <td><5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 酸素濃度計(待機場所)【可搬】 二酸化炭素濃度計(待機場所)【可搬】 差圧計(待機場所)【可搬】 可搬型エリアモニタ(待機場所)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td><5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】</td> </tr> <tr> <td><5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源設備^{※1} (燃料補給設備を含む)</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kl)【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置【常設】 差圧計(対策本部)【可搬】 酸素濃度計(対策本部)【可搬】 二酸化炭素濃度計(対策本部)【可搬】 可搬型エリアモニタ(対策本部)【可搬】 可搬型モニタリングポスト ^{※2} 【可搬】	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 酸素濃度計(待機場所)【可搬】 二酸化炭素濃度計(待機場所)【可搬】 差圧計(待機場所)【可搬】 可搬型エリアモニタ(待機場所)【可搬】	附属設備	—	水源	—	流路	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】	注水先	—	電源設備 ^{※1} (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kl)【可搬】	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備【可搬】 緊急時対策所用差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 可搬型モニタリング・ポスト【可搬】^{※1} 緊急時対策所エリアモニタ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td>緊急時対策所給気・排気配管【常設】 緊急時対策所給気・排気隔離弁【常設】 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源設備^{※2}</td> <td>緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備【可搬】 緊急時対策所用差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 可搬型モニタリング・ポスト【可搬】 ^{※1} 緊急時対策所エリアモニタ【可搬】	付属設備	—	水源	—	流路	緊急時対策所給気・排気配管【常設】 緊急時対策所給気・排気隔離弁【常設】 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)【常設】	注水先	—	電源設備 ^{※2}	緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主要設備</td> <td>緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬型】 緊急時対策所空気浄化送風機【可搬型】 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】 可搬式エリア放射線モニタ【可搬型】 可搬型モニタリング・ポスト^{※2}【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td>緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト【可搬型】 緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)【常設】 緊急時対策所空気正圧化装置可搬型配管・弁【可搬型】 緊急時対策所空気正圧化装置(配管・弁)【常設】</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源設備^{※1}</td> <td>緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬型】 緊急時対策所空気浄化送風機【可搬型】 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】 可搬式エリア放射線モニタ【可搬型】 可搬型モニタリング・ポスト ^{※2} 【可搬型】	附属設備	—	水源	—	流路	緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト【可搬型】 緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)【常設】 緊急時対策所空気正圧化装置可搬型配管・弁【可搬型】 緊急時対策所空気正圧化装置(配管・弁)【常設】	注水先	—	電源設備 ^{※1}	緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】	計装設備	—	<p>※1：単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。 電源設備については、「3.18.2.2 代替電源設備からの給電(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)」で示す。</p> <p>※2：可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>
設備区分	設備名																																																				
主要設備	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 高気密室【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型外気取入送風機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 二酸化炭素吸収装置【常設】 差圧計(対策本部)【可搬】 酸素濃度計(対策本部)【可搬】 二酸化炭素濃度計(対策本部)【可搬】 可搬型エリアモニタ(対策本部)【可搬】 可搬型モニタリングポスト ^{※2} 【可搬】																																																				
	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽【常設】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(空気ポンプ)【可搬】 酸素濃度計(待機場所)【可搬】 二酸化炭素濃度計(待機場所)【可搬】 差圧計(待機場所)【可搬】 可搬型エリアモニタ(待機場所)【可搬】																																																				
附属設備	—																																																				
水源	—																																																				
流路	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】																																																				
	<5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト【可搬】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化装置(配管・弁)【常設】																																																				
注水先	—																																																				
電源設備 ^{※1} (燃料補給設備を含む)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備【可搬】 負荷変圧器【常設】 交流分電盤【常設】 燃料補給設備 軽油タンク【常設】 タンクローリ(4kl)【可搬】																																																				
	計装設備	—																																																			
設備区分	設備名																																																				
主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備【可搬】 緊急時対策所用差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 可搬型モニタリング・ポスト【可搬】 ^{※1} 緊急時対策所エリアモニタ【可搬】																																																				
	付属設備	—																																																			
水源	—																																																				
流路	緊急時対策所給気・排気配管【常設】 緊急時対策所給気・排気隔離弁【常設】 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)【常設】																																																				
	注水先	—																																																			
電源設備 ^{※2}	緊急時対策所用発電機【常設】 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク【常設】 緊急時対策所用発電機給油ポンプ【常設】																																																				
	計装設備	—																																																			
設備区分	設備名																																																				
主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬型】 緊急時対策所空気浄化送風機【可搬型】 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)【可搬型】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬型】 二酸化炭素濃度計【可搬型】 可搬式エリア放射線モニタ【可搬型】 可搬型モニタリング・ポスト ^{※2} 【可搬型】																																																				
	附属設備	—																																																			
水源	—																																																				
流路	緊急時対策所空気浄化装置用可搬型ダクト【可搬型】 緊急時対策所空気浄化装置(配管・弁)【常設】 緊急時対策所空気正圧化装置可搬型配管・弁【可搬型】 緊急時対策所空気正圧化装置(配管・弁)【常設】																																																				
	注水先	—																																																			
電源設備 ^{※1}	緊急時対策所用発電機【可搬型】 可搬ケーブル【可搬型】 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤【常設】 緊急時対策所 低圧母線盤【常設】 緊急時対策所用燃料地下タンク【常設】 タンクローリ【可搬型】																																																				
	計装設備	—																																																			
<p>※1：単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。 電源設備については、「3.18.2.2 代替電源設備からの給電(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所)」で示す。</p> <p>※2：可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>※1 可搬型モニタリング・ポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>※2 単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。 なお、電源設備については「3.18.2.2 代替電源設備」で示す。</p>	<p>※1：単線結線図を補足説明資料 61-2 に示す。 電源設備については、「3.18.2.2 代替交流電源設備からの給電」で示す。</p> <p>※2：可搬型モニタリング・ポストについては「3.17 監視測定設備(設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>																																																			

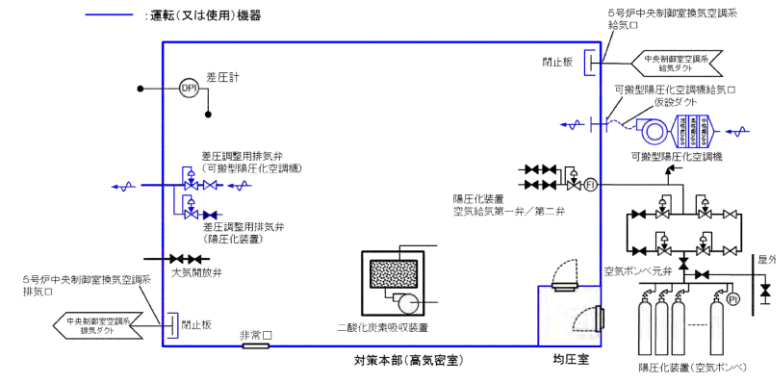
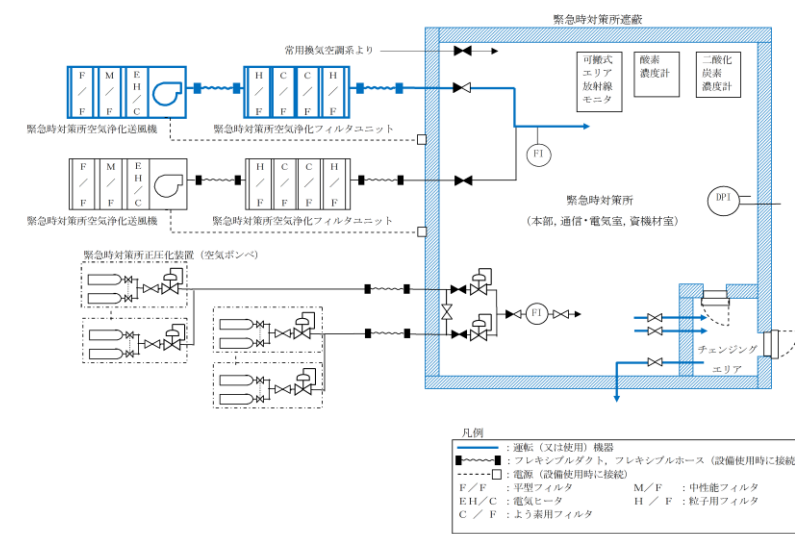


図 3.18-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過前後：可搬型陽圧化空調機による陽圧化時)



第 3.18.2.3.1-1 図 重大事故等時の緊急時対策所
換気空調系統概要図
(プルーム通過前及び通過後加圧以降：非常用換気設備の
系統概略図)



第 3.18-7 図 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図
(プルーム通過前後：緊急時対策所空気浄化送風機による
正圧化時)

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

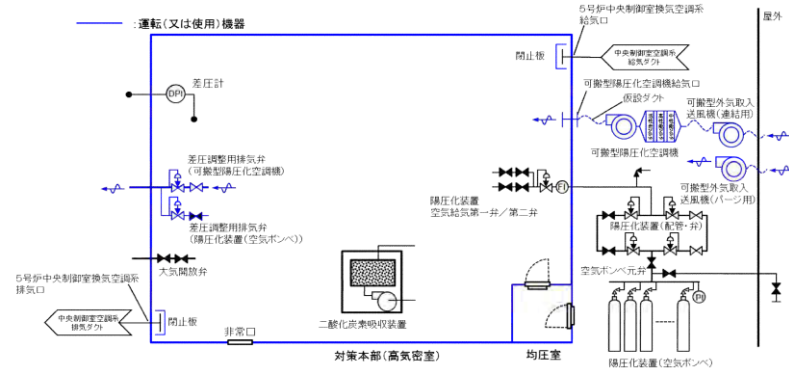


図 3.18-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過直後に建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場
合：可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機の連結運用に
よる外気取り入れ陽圧化、並びに建屋内空気置換)

・設備の相違
【柏崎 6/7】

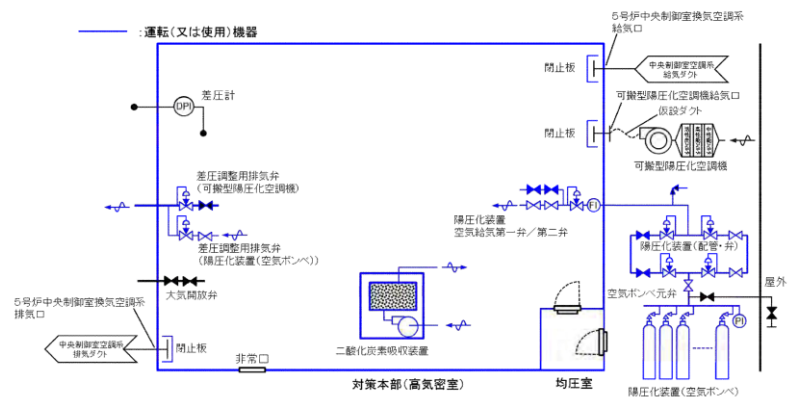
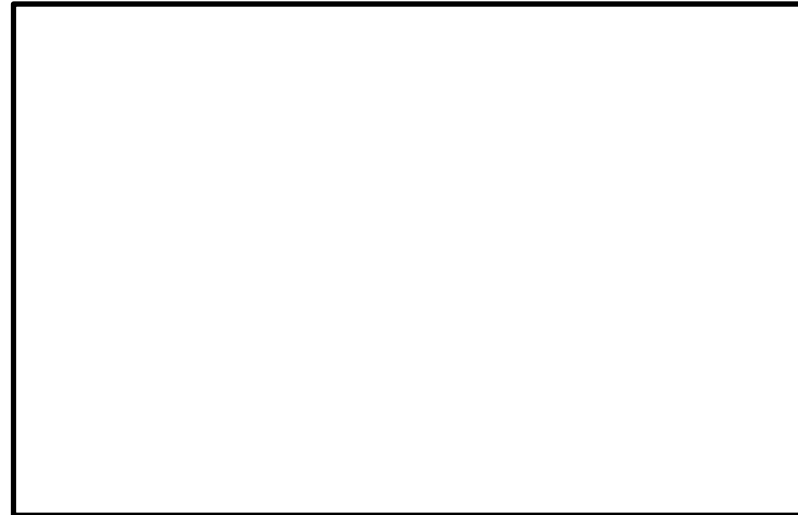
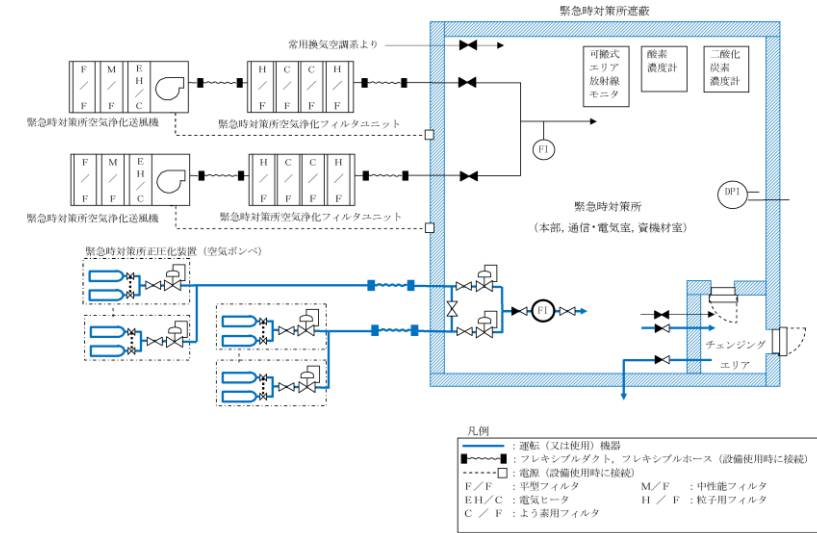


図 3.18-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過中: 陽圧化装置(空気ポンベ)による陽圧化時)



第 3.18.2.3.1-2 図 重大事故等時の緊急時対策所
換気空調系統概要図
(プルーム通過中～通過後加圧: 緊急時対策所加圧設備の
系統概略図)



第 3.18-8 図 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図
(プルーム通過中: 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)
による正圧化時)

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

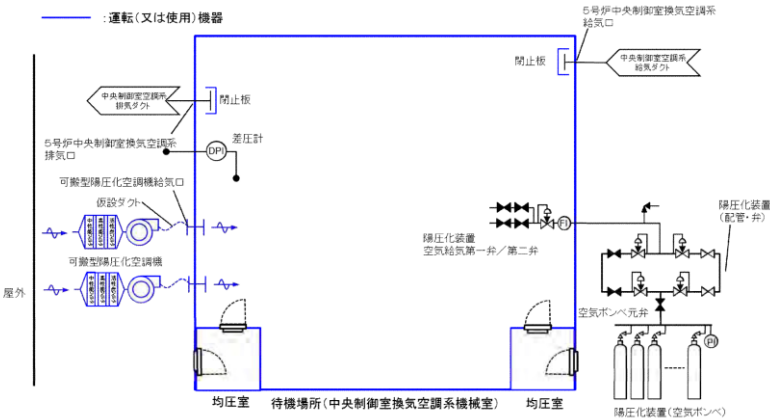


図 3.18-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)
換気設備 系統概略図
(プルーム通過前後: 可搬型陽圧化空調機による陽圧化時)

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

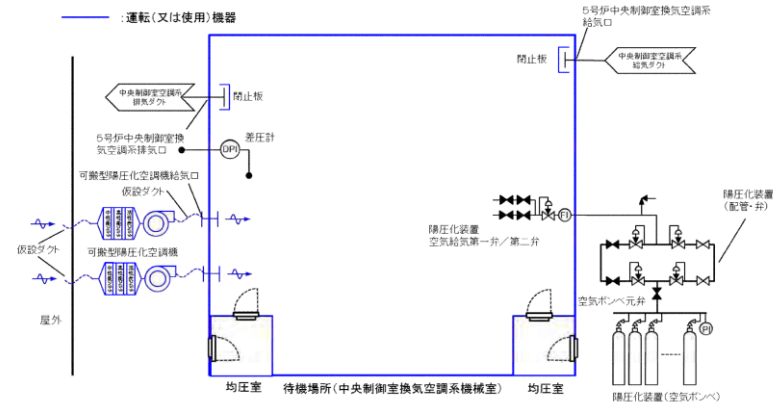


図 3.18-10 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)

換気設備 系統概略図

(プルーム通過直後に建屋内の放射性物質濃度が屋外より高い場合：可搬型陽圧化空調機による陽圧化)

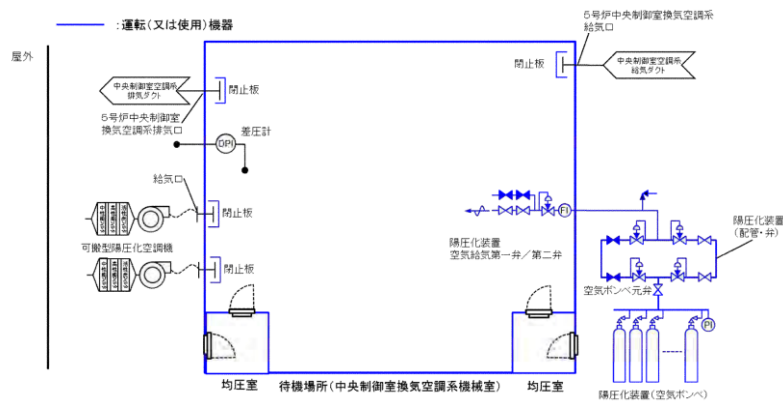


図 3.18-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)

換気設備 系統概略図

(プルーム通過中：陽圧化装置による陽圧化時)

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>材料：<u>炭素鋼</u> 許容漏えい量：<u>64m³/h以下(隣接区画+20Pa以上正圧化時において)</u> 取付箇所：<u>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</u></p> <p>(2) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>材料：<u>コンクリート</u> 遮蔽厚：<u>mm以上</u> 遮蔽高：<u>二</u> 取付箇所：<u>5号炉原子炉建屋地上3階、屋外</u></p> <p>(3) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</u></p> <p>型式：<u>フィルタ、ブロワー一体型</u> 個数：<u>1(予備1)</u> 風量：<u>約600m³/h/個</u> 捕集効率：<u>高性能フィルタ99.9%以上 活性炭フィルタ99.9%以上</u> 使用場所：<u>5号炉原子炉建屋地上3階</u> 保管場所：<u>5号炉原子炉建屋地上3階</u></p>	<p>3.18.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) <u>緊急時対策所遮蔽(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></p> <p>材質：<u>普通コンクリート</u> 遮蔽厚：<u>99cm以上</u></p> <p>(2) <u>緊急時対策所非常用換気設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u></p> <p>a. <u>緊急時対策所非常用送風機(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>台数：<u>1(予備1)</u> 容量：<u>約5,000m³/h(1台当たり)</u></p> <p>b. <u>緊急時対策所非常用フィルタ装置(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>基数：<u>1(予備1)</u> 容量：<u>約5,000m³/h(1基当たり)</u> 効 率：<u>99.97%以上(0.15μm粒子)/99.75%以上(よう素)</u> 単体除去効率：<u>99.97%以上(0.15μm粒子)/99.75%以上(よう素)</u> 総合除去効率：<u>99.99%以上(0.5μm粒子)/99.75%以上(よう素)</u></p>	<p>3.18.2.3.2 主要設備及び計装設備の仕様</p> <p>(1) <u>緊急時対策所</u></p> <p>材料：<u>コンクリート</u> 許容漏えい量：<u>330m³/h(大気圧+100Pa以上正圧化時において)</u> 取付箇所：<u>屋外(EL.50m)</u></p> <p>(2) <u>緊急時対策所遮蔽</u></p> <p>材質：<u>コンクリート</u> 遮蔽厚：<u>mm</u></p> <p>取付箇所：<u>屋外(緊急時対策所地上1階、緊急時対策所屋根)</u></p> <p>(3) <u>緊急時対策所空気浄化送風機</u></p> <p>型式：<u>遠心式</u> 個数：<u>1(予備2)</u> 風量：<u>約1,500m³/h/個</u> 使用場所：<u>屋外(緊急時対策所南側)</u> 保管場所：<u>屋外(緊急時対策所南側)、屋外(第4保管エリア)</u></p> <p>(4) <u>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</u></p> <p>型式：<u>横型</u> 個数：<u>1(予備2)</u> 容量：<u>約1,500m³/h/個</u> 捕集効率：<u>単体除去効率 99.99%以上(0.15μm粒子)/95%以上(有機よう素), 99%以上(無機よう素)</u> <u>総合除去効率 99.99%以上(0.7μm粒子)/99.75%以上(有機よう素), 99.99%以上(無機よう素)</u> 使用場所：<u>屋外(緊急時対策所南側)</u> 保管場所：<u>屋外(緊急時対策所南側)、屋外(第4保管エリア)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 材料、許容漏えい量及び正圧化圧力の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 設備の使用目的は同様だが、設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 設備の使用目的は同様だが、設計条件等が異なるため仕様が相違している</p> <p>また、柏崎6/7は送風機とフィルタが一体の設備だが、島根2号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機(6号及び7号炉共用)</u> <u>型式</u> : プロワ <u>個数</u> : 2(予備1) <u>風量</u> : 約 600m³/h/個 <u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階 <u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p>
<p>(5) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンベ)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数</u> : 123 <u>容量</u> : 約 47L/個 <u>充填圧力</u> : 約 15MPa <u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階 <u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階</p>	<p>(3) <u>緊急時対策所加圧設備(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 本数 : 320(予備80) 容量 : 約 47L/本</p>	<p>(5) <u>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)</u> 個数 : 454(予備86本) 容量 : 約 50L/個 充填圧力 : 約 20MPa[gage] 使用場所 : 屋外(緊急時対策所南側) 保管場所 : 屋外(緊急時対策所南側), 屋外(第4保管エリア)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している ②の相違</p>
<p>(6) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数</u> : 1(予備1) <u>風量</u> : 約 600m³/h/個 <u>吸収剤能力</u> : <input type="text"/> m³/kg <u>吸収剤容量</u> : <input type="text"/> kg <u>取付箇所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>
<p>(7) <u>差圧計(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数</u> : 1(予備1※1) <u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室 <u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p>	<p>(4) <u>緊急時対策所用差圧計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 第8.2-2表 換気空調設備(重大事故等時)の主要機器仕様に記載する。 個数 : 1 測定範囲 : 0~200 Pa</p>	<p>(6) <u>差圧計</u> 個数 : 1 取付箇所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 設備の使用目的は同様だが, 設計条件等が異なるため仕様が相違している</p>
<p>(8) <u>酸素濃度計(対策本部)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数</u> : 1(予備1※1) <u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室 <u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p>	<p>(5) <u>酸素濃度計(東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> 兼用する設備は以下のとおり。 ・<u>酸素濃度計(通常運転時)</u> 個数 : 1(予備1) 測定範囲 : 0.0~40.0vol%</p>	<p>(7) <u>酸素濃度計</u> 個数 : 1(予備1) 測定範囲 : 0.0~25.0vol% 使用場所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部) 保管場所 : 緊急時対策所(緊急時対策本部)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 設備仕様の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(9) <u>二酸化炭素濃度計 (対策本部) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>個数 : 1 (予備1 ※1)</p> <p>使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室 保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p> <p>(10) <u>可搬型エリアモニタ (対策本部) (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>検出器の種類 : 半導体 計測範囲 : <u>0.001 ~ 99.9 mSv/h</u> 個数 : 1 (予備1 ※1) 使用場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室 保管場所 : 5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</p> <p>(11) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>材料 : <u>コンクリート</u> 遮蔽厚 : <input type="text"/> mm 以上 遮蔽高 : - 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階, 屋外</p> <p>(12) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 (6号及び7号炉共用)</u></p> <p>材料 : <u>鉄, 鉛等</u> 遮蔽厚 : <u>コンクリート <input type="text"/> mm 相当以上</u> 遮蔽高 : - 取付箇所 : 5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</p>	<p>(6) <u>二酸化炭素濃度計 (東海発電所及び東海第二発電所共用)</u> <u>兼用する設備は以下のとおり。</u></p> <p>・ <u>二酸化炭素濃度計 (通常運転時)</u></p> <p>個数 1 (予備1) 測定範囲 <u>0.0~5.0vol%</u></p> <p>(7) <u>緊急時対策所エリアモニタ</u> <u>第 8.1-2 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器</u> <u>仕様に記載する。</u></p> <p>(8) <u>可搬型モニタリング・ポスト</u> <u>第 8.1-2 放射線管理設備 (重大事故等時) の主要機器</u> <u>仕様に記載する。</u></p>	<p>(8) <u>二酸化炭素濃度計</u></p> <p>個数 : 1 (予備1) 測定範囲 : <u>0~10,000ppm</u> 使用場所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u> 保管場所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u></p> <p>(9) <u>可搬式エリア放射線モニタ</u></p> <p>検出器の種類 : 半導体 計測範囲 : <u>0.001~999.9mSv/h</u> 個数 : 1 (予備1) 使用場所 : <u>緊急時対策所 (緊急時対策本部)</u> 保管場所 : <u>緊急時対策所 (資機材室)</u></p>	<p>・設備の相違 【東海第二】 設備仕様の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違 設備仕様 (計測範囲) の相違 ・記載表現の相違 【東海第二】 東海第二は別の表へ 仕様を記載</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(13) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機(6号及び7号炉共用)</u> <u>型式：フィルタ,ブロワー一体型</u> <u>個数：2(予備1)</u> <u>風量：約600m³/h/個</u> <u>捕集効率：高性能フィルタ99.9%以上</u> <u>活性炭フィルタ99.9%以上</u> <u>使用場所：5号炉原子炉建屋地上3階</u> <u>保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階</u></p> <p>(14) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンプ)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数：1,792</u> <u>容量：約47L/個</u> <u>充填圧力：約15MPa</u> <u>使用場所：5号炉原子炉建屋地上3階,2階</u> <u>保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階,2階</u></p> <p>(15) <u>差圧計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数：1(予備1※2)</u> <u>使用場所：5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</u> <u>保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</u></p> <p>(16) <u>酸素濃度計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数：1(予備1※2)</u> <u>使用場所：5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</u> <u>保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</u></p> <p>(17) <u>二酸化炭素濃度計(待機場所)(6号及び7号炉共用)</u> <u>個数：1(予備1※2)</u> <u>使用場所：5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</u> <u>保管場所：5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</u></p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(18)可搬型エリアモニタ (待機場所) (6号及び7号炉共用)</p> <p><u>検出器の種類</u> : 半導体</p> <p><u>計測範囲</u> : 0.001 ~ 99.9 mSv/h</p> <p><u>個数</u> : 1 (予備1※2)</p> <p><u>使用場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</p> <p><u>保管場所</u> : 5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</p> <p>※1 待機場所と兼</p> <p>※2 対策本部と兼用</p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.18.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件等(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の高気密室、遮蔽、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンペ)、二酸化炭素吸収装置、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、5号炉原子炉建屋に設置又は保管される設備であることから、想定される重大事故等における5号炉原子炉建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる設計とする。環境条件及び荷重条件を、表3.18-19及び表3.18-20に示す。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンペ)は、保管場所である5号炉原子炉建屋内から操作可能である。</u></p> <p>(61-3)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は一部を、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.18-21に示す設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>3.18.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.18.2.3.3.1 居住性の確保に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の遮蔽は、緊急時対策所建屋と一体設置した屋外設備であり、第3.18.2.3.3.1-1表に示す重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</u></p>	<p>3.18.2.3.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.18.2.3.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1)環境条件等(設置許可基準規則第43条第1項一)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、緊急時対策所に設置又は保管される設備であることから、想定される重大事故等における緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる設計とする。環境条件及び荷重条件を、第3.18-22表に示す。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)は、屋外に設置又は保管される設備であることから、その機能を期待される重大事故等における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の第3.18-23表に示す設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)は、緊急時対策所内から操作可能である。</u></p> <p>(61-3)</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の建物と一体の屋外設備であることから、その機能を期待される重大事故等における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の第3.18-24表に示す設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>③及び④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>島根2号炉の換気設備は屋外設置、保管である</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>④の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>表3.18-19 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 405 905 764"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.18.2.3.3.1-1表 想定する環境条件(緊急時対策所遮蔽)</p> <table border="1" data-bbox="958 411 1694 940"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>建屋として屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>建屋として想定される降水及び凍結により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>建屋は耐震構造とし, 基準地震動S_sによる地震力に対して, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響</td> <td>建屋として想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪, 火山の影響による荷重を考慮し, 機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物】 <u>竜巻飛来物の衝突に対して, 緊急時対策所建屋外壁の必要厚さを確保し遮蔽機能を維持するとともに, 建屋内部の設備を防護可能な設計とする。</u> <u>なお, 緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物の影響評価を行い, 緊急時対策所に期待する機能(内部設備の外殻防護, 遮蔽)は維持されると判断した。</u></p>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	建屋として屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。	屋外の天候による影響	建屋として想定される降水及び凍結により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	建屋は耐震構造とし, 基準地震動 S_s による地震力に対して, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	建屋として想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪, 火山の影響による荷重を考慮し, 機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。		<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①及び③の相違 【東海第二】 ①の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は, 補足説明資料 61-9 5.8(2)に記載する</p>
環境条件等	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																
環境条件	対応																																
温度・圧力・湿度・放射線	建屋として屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる設計とする。																																
屋外の天候による影響	建屋として想定される降水及び凍結により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。																																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																
地震	建屋は耐震構造とし, 基準地震動 S_s による地震力に対して, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。																																
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。																																
風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	建屋として想定される風(台風)及び竜巻の風荷重, 積雪, 火山の影響による荷重を考慮し, 機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。																																
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能(遮蔽性, 気密性)が損なわれない設計とする。																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>緊急時対策所, 緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 緊急時対策所用差圧計, 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所用発電機給油ポンプ, 緊急時対策所加圧設備, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは, 緊急時対策所建屋内に設置又は保管し, 第3.18.2.3.3.1-2表に示す想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所用差圧計, 緊急時対策所用発電機, 緊急時対策所用発電機給油ポンプ, 緊急時対策所加圧設備, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタの操作は, 緊急時対策所内で可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは, 屋外に設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(61-3-7,8)</u></p>		<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の換気空調設備は, 屋外保管設備であり, 緊急時対策所から操作可能な設計としている</p> <p>⑦の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																										
<p>表3.18-20 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンペ), 差圧計(対策本部), 酸素濃度計(対策本部), 二酸化炭素濃度計(対策本部)及び可搬型エリアモニタ(対策本部)の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="172 493 905 850"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.18.2.3.3.1-2表 想定する環境条件(緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所用差圧計, 緊急時対策所加圧設備, 緊急時対策所非常用フィルタ装置, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタ)</p> <table border="1" data-bbox="964 493 1688 1081"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響</td> <td>緊急時対策所建屋内に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物】 <u>竜巻飛来物の衝突に対して, 緊急時対策所建屋外壁の必要厚さを確保し遮蔽機能を維持するとともに, 建屋内部の設備を防護可能な設計とする。</u> <u>なお, 緊急時対策所建屋に対する竜巻飛来物の影響評価を行い, 緊急時対策所に期待する機能(内部設備の外殻防護, 遮蔽)は維持されると判断した。</u></p>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。	津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。	風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能が損なわれない設計とする。	<p>第3.18-22表 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1754 493 2484 871"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3.18-23表 緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1754 1071 2484 1449"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重, 積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	緊急時対策所に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	屋外で風荷重, 積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備保管場所の相違【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・運用の相違【東海第二】 島根2号炉は, 補足説明資料 61-9 5.8(2)に記載する</p>
環境条件等	対応																																																												
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																												
地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																																												
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																												
環境条件	対応																																																												
温度・圧力・湿度・放射線	設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																												
地震	設置及び保管場所である緊急時対策所建屋内で想定される適切な地震荷重との組合せを考慮したうえで機器が損傷しない設計とする。																																																												
津波	津波を考慮し防潮堤を設置する設計とする。また, 影響を受けない敷地高さに設置する。																																																												
風(台風)・竜巻・積雪・火山の影響	緊急時対策所建屋内に設置するため, 風(台風), 竜巻, 積雪及び火山の影響を受けない。																																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波により, その機能が損なわれない設計とする。																																																												
環境条件	対応																																																												
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため, 天候による影響は受けない。																																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																												
地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																																												
風(台風)・積雪	緊急時対策所に設置するため, 風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																																												
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																												
環境条件	対応																																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度, 圧力, 湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																												
地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し, 治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																																												
風(台風)・積雪	屋外で風荷重, 積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																																																												
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても, 電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																												
<p>表3.18-21 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 304 905 636"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンプ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、5号炉原子炉建屋に設置又は保管される設備であることから、想定される重大事故等時における5号炉原子炉建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう設計する。環境条件及び荷重条件を、表3.18-22及び表3.18-23に示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽の一部は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.18-24に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p style="text-align: center;">第3.18-24表 緊急時対策所遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="1751 304 2487 678"> <thead> <tr> <th>環境条件</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																														
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																														
風(台風)・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p>表3.18-22 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 310 902 674"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.18-23 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）、差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）、二酸化炭素濃度計（待機場所）及び可搬型エリアモニタ（待機場所）の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 989 902 1352"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.18-24 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1" data-bbox="166 1520 902 1850"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋内で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)	風(台風)・積雪	屋内で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																												
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的影響	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重と組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																												
風(台風)・積雪	5号炉原子炉建屋に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。(詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)																																												
風(台風)・積雪	屋内で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																																												
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43 条第1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の遮蔽及び高気密室は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同様の設備構成にて使用可能な設計とし、重大事故等時において操作を不要とする。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ポンベ)は、保管場所である5号炉原子炉建屋内から操作可能である。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを高気密室の給気口に接続し、高気密室内へフィルタにより浄化した外気を供給することで陽圧化が可能な設計とする。本体の起動は、本体付属の電源スイッチの「入」操作により、容易かつ確実に「起動」可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p><u>また、対策本部の外気取入送風機は仮設ダクトを用いて外気を直接、5号炉原子炉建屋内に供給しブルーム通過後に可搬型陽圧化空調機の給気エリアとなる通路の雰囲気のページを行うことができる設計とする。可搬型外気取入送風機は本体付属の電源スイッチの「入」操作により、容易かつ確実に「起動」操作を可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43 条第1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>第3.18.2.3.3.1-3表に対象機器の操作方法・場所を示す。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-7)</p> <p>*緊急時対策所等：ポンベ加圧する災害対策本部室，宿泊・休憩室，食料庫，エアロック室，災害対策本部空調機械室を指す。(以下同様とする)</p>	<p>(2) 操作性(設置許可基準規則第43 条第1 項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所の建物と一体で構成されており、重大事故等時においても特段の操作を必要とせず直ちに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)は、緊急時対策所内で操作可能である。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、可搬型ダクトを緊急時対策所との接続口に接続し、緊急時対策所へ緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより浄化した外気を供給することで、正圧化が可能な設計とする。本体の起動は、緊急時対策所内に設置する操作盤による起動操作により、「起動」可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は緊急時対策所内で起動操作を行う</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>対策本部の陽圧化装置(空気ポンベ)は結合金具等により、容易かつ確実に接続できる設計とする。空気ポンベの接続にあたっては、一般的に用いられる工具(スパナ等)を用いて、容易かつ確実に作業ができる設計とする。空気供給には、<u>空気ポンベ元弁を開操作し、さらに高気密室内にて空気給気第一弁及び第二弁を開操作することにより供給可能な設計とする。</u></u></p> <p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置は、高気密室内にて、本体に付属のスイッチ操作により容易かつ確実に「起動」を可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計は汎用の接続コネクタを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し、指示を確認することが可能な設計とする。</u></p> <p>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、人力による持ち運びができるとともに、<u>必要により保管場所である対策本部内にて保管ケースによる固縛等により、転倒対策が可能な設計とする。酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタの操作は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内において、付属の操作スイッチにより容易かつ確実に操作ができる設計とする。表3.18-25に操作対象機器を示す。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより、操作が可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</u></p> <p>(61-3-8)</p>	<p><u>緊急時対策所の緊急対策所正圧化装置(空気ポンベ)はフランジ接続により、一般的に用いられる工具(スパナ等)を用いて、容易かつ確実に作業ができる設計とする。空気供給は、<u>緊急時対策所内にて緊急時対策所空気ポンベ給気弁を開操作することにより供給可能な設計とする。</u></u></p> <p><u>差圧計の指示の確認においては、操作不要な設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、人力による持ち運びができるとともに、保管場所である<u>緊急時対策所内にて保管ケースによる固縛等により、転倒対策が可能な設計とする。酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</u></p> <p>第3.18-25表に操作対象機器を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 接続方法および給気操作方法の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>・島根2号炉の燃料補給設備は発電機用のため『3.18.2.1 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備』にて操作性の記載をしている 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																										
<p align="center">表3.18-25 操作対象機器 (対策本部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 給気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 排気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機用 高気密室給気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機</td> <td>起動・停止</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>差圧調整用排気弁 (対策本部) (可搬型陽圧化空調機)</td> <td>閉・開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気ポンペ元弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第一弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第二弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>差圧調整用排気弁 (対策本部) (陽圧化装置)</td> <td>閉・開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置</td> <td>起動・停止</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業	5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 排気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機用 高気密室給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作	差圧調整用排気弁 (対策本部) (可搬型陽圧化空調機)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気ポンペ元弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第一弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第二弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作	差圧調整用排気弁 (対策本部) (陽圧化装置)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	スイッチ操作	<p align="center">第3.18.2.3.3.1-3表 対象機器の操作方法・場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作方法</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急時対策所給気・排気隔離弁</td> <td>緊急時対策所給気隔離弁</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所排気隔離弁</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部給気・排気隔離弁</td> <td>開 ⇒ 閉</td> <td>スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用換気設備・緊急時対策所非常用送風機</td> <td>停止→運転</td> <td>スイッチ操作</td> <td>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>空気ポンペによる加圧設備</td> <td>閉 ⇒ 開</td> <td>スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所	緊急時対策所給気・排気隔離弁	緊急時対策所給気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所排気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	災害対策本部給気・排気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所非常用換気設備・緊急時対策所非常用送風機	停止→運転	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所加圧設備	空気ポンペによる加圧設備	閉 ⇒ 開	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)	<p align="center">第3.18-25表 操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化送風機</td> <td>起動・停止</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所常用給気隔離ダンパ</td> <td>開⇒閉</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化装置用給気隔離ダンパ</td> <td>開・閉</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気ポンペ給気弁</td> <td>閉・開</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>排気隔離弁</td> <td>閉・開</td> <td>緊急時対策所内</td> <td>手動操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	緊急時対策所空気浄化送風機	起動・停止	緊急時対策所内	スイッチ操作	緊急時対策所常用給気隔離ダンパ	開⇒閉	緊急時対策所内	手動操作	緊急時対策所空気浄化装置用給気隔離ダンパ	開・閉	緊急時対策所内	手動操作	緊急時対策所空気ポンペ給気弁	閉・開	緊急時対策所内	手動操作	排気隔離弁	閉・開	緊急時対策所内	手動操作	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																										
5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業																																																																																										
5号炉中央制御室換気空調系 (対策本部) 排気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機用 高気密室給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	人力作業																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作																																																																																										
差圧調整用排気弁 (対策本部) (可搬型陽圧化空調機)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気ポンペ元弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階	手動操作																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第一弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 空気給気第二弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作																																																																																										
差圧調整用排気弁 (対策本部) (陽圧化装置)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	手動操作																																																																																										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階高気密室	スイッチ操作																																																																																										
機器名称	状態の変化	操作方法	操作場所																																																																																										
緊急時対策所給気・排気隔離弁	緊急時対策所給気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
	緊急時対策所排気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
	災害対策本部給気・排気隔離弁	開 ⇒ 閉	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
緊急時対策所非常用換気設備・緊急時対策所非常用送風機	停止→運転	スイッチ操作	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
緊急時対策所加圧設備	空気ポンペによる加圧設備	閉 ⇒ 開	スイッチ操作 緊急時対策所 (緊急時対策所建屋2階)																																																																																										
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																										
緊急時対策所空気浄化送風機	起動・停止	緊急時対策所内	スイッチ操作																																																																																										
緊急時対策所常用給気隔離ダンパ	開⇒閉	緊急時対策所内	手動操作																																																																																										
緊急時対策所空気浄化装置用給気隔離ダンパ	開・閉	緊急時対策所内	手動操作																																																																																										
緊急時対策所空気ポンペ給気弁	閉・開	緊急時対策所内	手動操作																																																																																										
排気隔離弁	閉・開	緊急時対策所内	手動操作																																																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の遮蔽は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同様の設備構成にて使用可能な設計とし、重大事故等時において操作を不要とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを待機場所の給気口に接続し、待機場所へフィルタにより浄化した外気を供給するとき陽圧化が可能な設計とする。本体の起動は、本体付属の電源スイッチの「入」操作により、「起動」可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、待機場所の可搬型陽圧化空調機はブルーム通過後に屋外から直接外気を取り入れる場合は、仮設ダクトを設置し、可搬型陽圧化空調機を接続した後、空調機の本体に付属の電源スイッチの「入」操作により、容易かつ確実に「起動」操作を可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置(空気ポンベ)は結合金具等により、容易かつ確実に接続できる設計とする。空気ポンベの接続にあたっては、一般的に用いられる工具(スパナ等)を用いて、容易かつ確実に作業ができる設計とする。空気供給は、空気ポンベ元弁を開操作し、さらに待機場所内にて空気給気第一弁及び第二弁を開操作することにより供給可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p><u>差圧計は汎用の接続コネクタを用いて接続することにより、容易かつ確実に接続し、指示を確認することが可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、人力による持ち運びができるとともに、必要により保管場所である対策本部内にて保管ケースによる固縛等により、転倒対策が可能な設計とする。また差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、通常時に対策本部で保管してあるものを、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に人力にて待機場所に運搬のうえ使用する設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタの操作は、待機場所内において、付属する一般的な操作スイッチにより容易かつ確実に操作ができる設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p><u>表 3.18-26 に操作対象機器を示す。</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p align="center">表3. 18-26 操作対象機器 (待機場所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 給気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 排気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機用 待機場所給気口</td> <td>閉止板取付け</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>人力作業</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機</td> <td>起動・停止</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気ポンプ元弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階, 2階</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第一弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第二弁</td> <td>閉→開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所</td> <td>手動操作</td> </tr> <tr> <td>差圧調整用排気弁 (待機場所) (陽圧化装置)</td> <td>閉・開</td> <td>5号炉原子炉建屋 地上3階</td> <td>手動操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業	5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 排気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機用 待機場所給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気ポンプ元弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階, 2階	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第一弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	手動操作	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第二弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	手動操作	差圧調整用排気弁 (待機場所) (陽圧化装置)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階	手動操作			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																				
5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業																																				
5号炉中央制御室換気空調系 (待機場所) 排気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機用 待機場所給気口	閉止板取付け	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	人力作業																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機	起動・停止	5号炉原子炉建屋 地上3階	スイッチ操作																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気ポンプ元弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階, 2階	手動操作																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第一弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	手動操作																																				
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 空気給気第二弁	閉→開	5号炉原子炉建屋 地上3階待機場所	手動操作																																				
差圧調整用排気弁 (待機場所) (陽圧化装置)	閉・開	5号炉原子炉建屋 地上3階	手動操作																																				
<p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</p> <p>対策本部の遮蔽及び高气密室は、表 3. 18-27 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の遮蔽は、外観検査として、機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等の外観確認が可能な設計とする。</p>	<p>(3) 試験検査(設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は、第 3. 18. 2. 3. 3. 1-4 表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観確認が可能な設計とする。</p>	<p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第 43 条第 1 項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、第 3. 18-26 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、外観検査として、機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等の外観確認が可能な設計とする。</p>																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																							
<p>表3.18-27 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="172 310 902 449"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策本部の高気密室は、表3.18-28に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の高気密室は、機能・性能試験として対策本部の可搬型陽圧化空調機陽圧化装置(空気ポンプ)の機能・性能試験と併せて、気密性の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする</p> <p>表3.18-28 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1297 902 1436"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>構造部材、気密部材状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認	外観確認	構造部材、気密部材状態の外観の確認	<p>第3.18.2.3.3.1-4表 緊急時対策所遮蔽の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="961 310 1691 596"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td rowspan="2">外観点検</td> <td>主要部分の断面寸法の確認</td> </tr> <tr> <td>遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td rowspan="2">外観点検</td> <td>主要部分の断面寸法の確認</td> </tr> <tr> <td>遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観点検	主要部分の断面寸法の確認	遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認	停止中	外観点検	主要部分の断面寸法の確認	遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認	<p>第3.18-26表 緊急時対策所遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 310 2481 407"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所は、第3.18-27表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、機能・性能試験として緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニット又は緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)の機能・性能試験と併せて、気密性の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>第3.18-27表 緊急時対策所の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 1297 2481 1436"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>気密性の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>構造部材、気密部材状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認	外観確認	構造部材、気密部材状態の外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認																																								
	外観確認	構造部材、気密部材状態の外観の確認																																								
原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中	外観点検	主要部分の断面寸法の確認																																								
		遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認																																								
停止中	外観点検	主要部分の断面寸法の確認																																								
		遮蔽のひび割れ及び表面劣化状態の確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認																																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																																								
運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認																																								
	外観確認	構造部材、気密部材状態の外観の確認																																								

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p>対策本部の可搬型陽圧化空調機及び対策本部の可搬型外気取入送風機は、表 3.18-29, 30 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、機能・性能試験として、試運転による機能確認を行うことが可能な設計とする。対策本部の可搬型陽圧化空調機を高気密室に接続し、陽圧化した状態において高気密室内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、ブロワ及びダクトの外観に性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いこと、及びフィルタの保管状態について外観確認を行える設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p>	<p>緊急時対策所非常用送風機は、第 3.18.2.3.3.1-5 表に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5-8, 9, 10)</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、第 3.18-28~29 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機は、機能・性能試験として、試運転による機能確認を行うことが可能な設計とする。緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、機能・性能試験として、フィルタ性能確認を行うことが可能な設計とする。緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを緊急時対策所に接続し、正圧化した状態において緊急時対策所内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、送風機及びダクトの外観に性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いこと、及びフィルタユニットの保管状態について外観確認を行える設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、フィルタ性能確認が可能な設備</p>																											
<p>表3.18-29 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 可搬型陽圧化空調機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1192 905 1360"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認	<p>第 3.18.2.3.3.1-5 表 緊急時対策所非常用送風機の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="973 1213 1685 1486"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>起動試験</td> <td>運転性能の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>部品の状態の確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>運転性能の確認 漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	起動試験	運転性能の確認 漏えいの有無の確認	分解検査	部品の状態の確認	停止中	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの有無の確認	<p>第 3.18-28 表 緊急時対策所空気浄化送風機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1762 1213 2475 1339"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>送風機及びダクトの外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認	外観確認	送風機及びダクトの外観の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p> <p>【東海第二】 東海第二は常設設備のため、原子炉運転中又は停止中で内容が異なる</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認																												
	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認																												
原子炉の状態	項目	内容																												
運転中	起動試験	運転性能の確認 漏えいの有無の確認																												
	分解検査	部品の状態の確認																												
停止中	機能・性能検査	運転性能の確認 漏えいの有無の確認																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認																												
	外観確認	送風機及びダクトの外観の確認																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																													
<p>表3.18-30 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 可搬型外気取入送風機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 976 905 1134"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 気密性，陽圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>ブロワ及びダクトの外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>対策本部の陽圧化装置（空気ポンベ）は，表3.18-31 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の陽圧化装置（空気ポンベ）は，性能・機能試験として，空気ポンベ残圧の確認可能な設計とする。</p> <p>また，対策本部の陽圧化装置（空気ポンベ）を接続し，高気密室を陽圧化した状態において高気密室内・外の差圧測定を行うことにより，気密性能の確認が可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性，陽圧化機能確認	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認	<p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は，第 3.18.2.3.3.1-6 表に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。 (61-5-8, 10)</p> <p>第 3.18.2.3.3.1-6 表 緊急時対策所非常用フィルタ装置の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="964 535 1691 814"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>差圧確認</td> <td>フィルタ差圧確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>開放点検</td> <td>点検口による内部確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能検査</td> <td>運転性能の確認 フィルタ性能確認（総合除去効率） フィルタを取り出しての性能確認（単体除去効率）</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所加圧設備は，第 3.18.2.3.3.1-7 表に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。 (61-5-7, 9)</p>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	差圧確認	フィルタ差圧確認	停止中	開放点検	点検口による内部確認	機能・性能検査	運転性能の確認 フィルタ性能確認（総合除去効率） フィルタを取り出しての性能確認（単体除去効率）	<p>第 3.18-29 表 緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1745 520 2493 772"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中又は停止中</td> <td>開放点検</td> <td>点検口による内部確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>運転性能の確認 フィルタ性能確認（総合除去効率） フィルタを取り出しての性能確認（単体除去効率）</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>フィルタユニットの保管状態及びダクトの外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は，第 3.18-30 表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）は，性能・機能試験として，空気ポンベ残圧の確認可能な設計とする。</p> <p>また，緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）を接続し，緊急時対策所を正圧化した状態において緊急時対策所内・外の差圧測定を行うことにより，気密性能の確認が可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	開放点検	点検口による内部確認	機能・性能試験	運転性能の確認 フィルタ性能確認（総合除去効率） フィルタを取り出しての性能確認（単体除去効率）	外観確認	フィルタユニットの保管状態及びダクトの外観の確認	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は送風機とフィルタが個別の設備</p> <p>【東海第二】 東海第二は常設設備のため，原子炉運転中又は停止中で内容が異なる</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性，陽圧化機能確認																														
	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認																														
原子炉の状態	項目	内容																														
運転中	差圧確認	フィルタ差圧確認																														
停止中	開放点検	点検口による内部確認																														
	機能・性能検査	運転性能の確認 フィルタ性能確認（総合除去効率） フィルタを取り出しての性能確認（単体除去効率）																														
発電用原子炉の状態	項目	内容																														
運転中又は停止中	開放点検	点検口による内部確認																														
	機能・性能試験	運転性能の確認 フィルタ性能確認（総合除去効率） フィルタを取り出しての性能確認（単体除去効率）																														
	外観確認	フィルタユニットの保管状態及びダクトの外観の確認																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																				
<p>表3.18-31 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 (空気ポンペ) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 310 902 453"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>二酸化炭素吸収装置は、表3.18-32 に示すように機能・性能試験として、定格流量による循環運転 (試運転) 可能なことの確認及び吸収剤の性能確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により機器表面に性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いこと、吸収剤の保管状態について外観確認が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p> <p>表3.18-32 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素吸収装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1213 902 1381"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 吸収剤の性能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観確認 吸収剤の保管状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(61-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認	外観確認	機器表面状態の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 吸収剤の性能確認	外観確認	機器表面状態の外観確認 吸収剤の保管状態の外観の確認	<p>第3.18.2.3.3.1-7表 緊急時対策所加圧設備の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="961 319 1691 621"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td rowspan="2">漏えい確認</td> <td>外観の確認</td> </tr> <tr> <td>空気ポンペ規定圧力の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td rowspan="3">機能・性能検査</td> <td>起動試験による機能確認</td> </tr> <tr> <td>気密性能確認</td> </tr> <tr> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい確認	外観の確認	空気ポンペ規定圧力の確認	停止中	機能・性能検査	起動試験による機能確認	気密性能確認	漏えいの有無の確認	<p>第3.18-30表 緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1751 357 2481 453"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認																																					
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 吸収剤の性能確認																																					
	外観確認	機器表面状態の外観確認 吸収剤の保管状態の外観の確認																																					
原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	漏えい確認	外観の確認																																					
		空気ポンペ規定圧力の確認																																					
停止中	機能・性能検査	起動試験による機能確認																																					
		気密性能確認																																					
		漏えいの有無の確認																																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧の確認																																					
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																									
<p>対策本部の差圧計は、表3.18-33に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の差圧計は、機能・性能試験として、計器単品での点検・構成が可能であり、陽圧化機能確認時に合わせて指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>表3.18-33 差圧計(対策本部)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="166 709 905 856"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>陽圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	陽圧化機能確認時の性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>緊急時対策所用差圧計は、第3.18.2.3.3.1-8表に示すように、機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能となるように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。(61-5-9)</p> <p>第3.18.2.3.3.1-8表 緊急時対策所用差圧計の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 716 1673 940"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>パラメータ確認</td> <td>指示値確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力(規定圧力)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	パラメータ確認	指示値確認	停止中	機能・性能検査	模擬入力(規定圧力)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正	<p>緊急時対策所の差圧計は、第3.18-31表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の差圧計は、機能・性能試験として、計器単品での点検・構成が可能であり、正圧化機能確認時に合わせて指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>第3.18-31表 差圧計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1748 716 2481 808"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>正圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	正圧化機能確認時の性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中又は停止中	機能・性能試験	陽圧化機能確認時の性能検査																										
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																										
原子炉の状態	項目	内容																										
運転中	パラメータ確認	指示値確認																										
停止中	機能・性能検査	模擬入力(規定圧力)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中又は停止中	機能・性能試験	正圧化機能確認時の性能検査																										
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																										
<p>対策本部の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、表3.18-34に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能試験として校正ガスによる指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。(61-5)</p> <p>表3.18-34 酸素濃度計(対策本部)、二酸化炭素濃度計(対策本部)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="166 1648 905 1795"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>緊急時対策所用酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、第3.18.2.3.3.1-9表に示すように、機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能となるように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。(61-5-11)</p> <p>第3.18.2.3.3.1-9表 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1671 1673 1875"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>パラメータ確認</td> <td>濃度計作動及び指示値確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	パラメータ確認	濃度計作動及び指示値確認	停止中	機能・性能検査	模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正	<p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、第3.18-32表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能試験として校正ガスによる指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。(61-5)</p> <p>第3.18-32表 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1748 1652 2481 1745"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>・設備の相違 【東海第二】 設備仕様の相違 ・記載方針の相違 【東海第二】 設備仕様の相違による試験検査の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査																										
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																										
原子炉の状態	項目	内容																										
運転中	パラメータ確認	濃度計作動及び指示値確認																										
停止中	機能・性能検査	模擬入力(模擬ガス)による機能・性能の確認(特性の確認) 標準器等による校正																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査																										
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																										

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																															
<p>対策本部の可搬型エリアモニタは、表3.18-35に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>対策本部の可搬型エリアモニタは、機能・性能試験として、線源による校正が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>表3.18-35 可搬型エリアモニタ(対策本部)の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="166 751 905 903"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、表3.18-36に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、外観検査が可能な設計とする。</p> <p>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、外観検査として、目視により機能・性能に影響を与えうる傷、割れ等の外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表3.18-36 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽の検査</p> <table border="1" data-bbox="166 1522 905 1659"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>外観確認</td> <td>遮蔽の傷、割れ等の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	線源による校正	外観確認	機器表面状態の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認	<p>緊急時対策所エリアモニタは、第3.18.2.3.3.1-10表に示すように、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5-12)</p> <p>第3.18.2.3.3.1-10表 緊急時対策所エリアモニタの試験検査</p> <table border="1" data-bbox="973 756 1676 945"> <thead> <tr> <th>原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>パラメータ確認</td> <td>エリアモニタ作動及び校正線源による指示値確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>模擬入力(校正線源)による機能・性能の確認(特性の確認)と校正</td> </tr> </tbody> </table>	原子炉の状態	項目	内容	運転中	パラメータ確認	エリアモニタ作動及び校正線源による指示値確認	停止中	機能・性能検査	模擬入力(校正線源)による機能・性能の確認(特性の確認)と校正	<p>緊急時対策所の可搬式エリア放射線モニタは、第3.18-33表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の可搬式エリア放射線モニタは、機能・性能試験として、機能の確認(模擬入力による特性確認)及び線源による校正が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>第3.18-33表 可搬式エリア放射線モニタの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1736 751 2499 865"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による特性の確認 線源による校正</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																
運転中又は停止中	機能・性能試験	線源による校正																																
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																
運転中又は停止中	外観確認	遮蔽の傷、割れ等の外観の確認																																
原子炉の状態	項目	内容																																
運転中	パラメータ確認	エリアモニタ作動及び校正線源による指示値確認																																
停止中	機能・性能検査	模擬入力(校正線源)による機能・性能の確認(特性の確認)と校正																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																
運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正																																
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、表 3. 18-37 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、機能・性能試験として、試運転による機能確認を行うことが可能な設計とする。また、可搬型陽圧化空調機を待機場所に接続し、待機場所を陽圧化した状態において待機場所内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、外観検査として、ブロワ及びダクトの外観に性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いこと、及びフィルタの保管状態について外観確認を行える設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>表3. 18-37 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 可搬型陽圧化空調機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 972 905 1136"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>待機場所の陽圧化装置（空気ポンベ）は、表 3. 18-38 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観検査が可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置（空気ポンベ）は、空気ポンベ残圧の確認により空気ポンベ容量を確認可能な設計とする。待機場所は、発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能確認として、待機場所の空調バウンダリを陽圧化した状態において待機場所内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能確認が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、外観の確認として、性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が行える設計とする。</u></p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容									
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、陽圧化機能確認									
	外観確認	ブロワ及びダクトの外観の確認 フィルタの保管状態の外観の確認									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p>表3.18-38 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 陽圧化装置（空気ポンペ）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 306 902 457"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>空気ポンペ残圧 気密性, 陽圧化機能確認</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>待機場所の差圧計は、表 3.18-39 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>待機場所の差圧計は、機能・性能試験として計器単品での点検・構成が可能であり、また、陽圧化機能確認時に合せて指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>表3.18-39 差圧計（待機場所）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1024 902 1176"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>陽圧化機能確認時の性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>待機場所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、表 3.18-40 に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>待機場所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能試験として校正ガスによる指示値等の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧 気密性, 陽圧化機能確認	外観確認	機器表面状態の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	陽圧化機能確認時の性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認			<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンペ残圧 気密性, 陽圧化機能確認																	
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	陽圧化機能確認時の性能検査																	
	外観確認	機器表面状態の外観の確認																	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p>表3.18-40 酸素濃度計 (待機場所), 二酸化炭素濃度計 (待機場所) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 304 902 457"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正ガスによる性能検査</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>待機場所可搬型エアモニタは、表3.18-41に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 機能・性能試験として線源による校正が可能な設計とする。 また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等が無いことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査	外観確認	機器表面状態の外観の確認			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容									
運転中又は停止中	機能・性能試験	校正ガスによる性能検査									
	外観確認	機器表面状態の外観の確認									
<p>表3.18-41 可搬型エアモニタ (待機場所) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="172 1024 902 1178"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>外観確認</td> <td>機器表面状態の外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)切替の容易性(設置許可基準規則第43条第1項四) (i)要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。 (ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽及び高気密室は、遮断以外の用途として使用することはない。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の使用にあたり切り替えせずに使用できる設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	線源による校正	外観確認	機器表面状態の外観の確認	<p>(4) 切替えの容易性 (設置許可基準規則第43条第1項四) (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所遮蔽は、<u>使用するための切替えが不要である。</u></p>	<p>(4) 切替の容易性(設置許可基準規則第43条第1項四) (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所遮蔽は、遮断以外の用途として使用することはない。緊急時対策所の使用にあたり切り替えせずに使用できる設計とする。</p>	
発電用原子炉の状態	項目	内容									
運転中又は停止中	機能・性能試験	線源による校正									
	外観確認	機器表面状態の外観の確認									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、二酸化炭素吸収装置、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、本来の用途以外には使用しない設計とし、対策本部の使用にあたり切替えせずに使用できる設計とする。</p> <p>また、対策本部の可搬型陽圧化空調機による対策本部高気密室の陽圧化から、陽圧化装置(空気ポンベ)による陽圧化への切替えは、陽圧化装置の弁開操作、可搬型陽圧化空調機の仮設ダクトの切離し、高気密室給気口の閉止板取付け及び、差圧制御用排気弁の切替えにより容易かつ確実に実施できる設計とする。</p> <p>本切替えは、対策本部高気密室内で全て操作可能な設計とすることにより、可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに実施可能な設計とする。</p> <p>対策本部の可搬型エリアモニタの警報発生から切替え操作完了までの所要時間は、陽圧化装置による陽圧化開始(給気第一/第二弁の開操作)を1分以内、陽圧化状態の確認完了(高気密室内・外差圧確認)を約2分以内の実施可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-4)</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機起動手順のタイムチャートを図3.18-12に、可搬型陽圧化空調機停止、及び、陽圧化装置(空気ポンベ)起動手順のタイムチャートを図3.18-13に示す。</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3-7)</p> <p>緊急時対策所非常用換気設備運転のタイムチャートを第3.18.2.3.3.1-1図に、緊急時対策所非常用換気設備から緊急時対策所加圧設備への切替手順のタイムチャートを第3.18.2.3.3.1-2図に示す。</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計及び可搬式エリア放射線モニタは、本来の用途以外には使用しない設計とし、緊急時対策所の使用にあたり切替えせずに使用できる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機から、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)による正圧化への切替えは、緊急時対策所内の操作盤での空気浄化送風機の停止操作、緊急時対策所給気隔離ダンパの閉操作及び緊急時対策所内の空気ポンベ空気流量調整弁の開操作により容易かつ確実に実施できる設計とする。</p> <p>本切替えは、緊急時対策所内で全て操作可能な設計とすることにより、可搬式エリア放射線モニタの警報発生後速やかに実施可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の可搬式エリア放射線モニタの警報発生から切替え操作完了までの所要時間は、空気浄化送風機の停止操作及び緊急時対策所正圧化装置による緊急時対策所内の正圧化開始から正圧化状態の確認完了(緊急時対策所内・外差圧確認)を約5分で実施可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-4)</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化装置運転のタイムチャートを第3.18-9図に、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)への切替えのタイムチャートを第3.18-10図に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③及び④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 操作方法の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

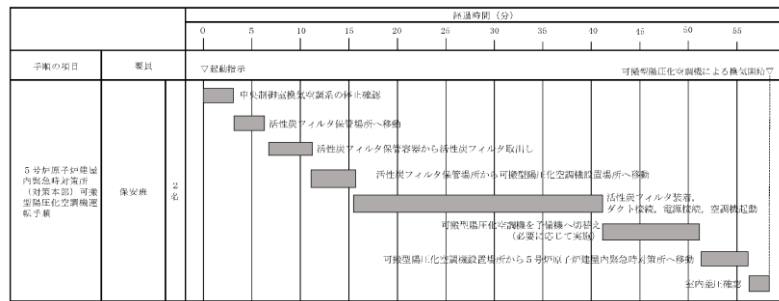


図 3.18-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機起動手順のタイムチャート*

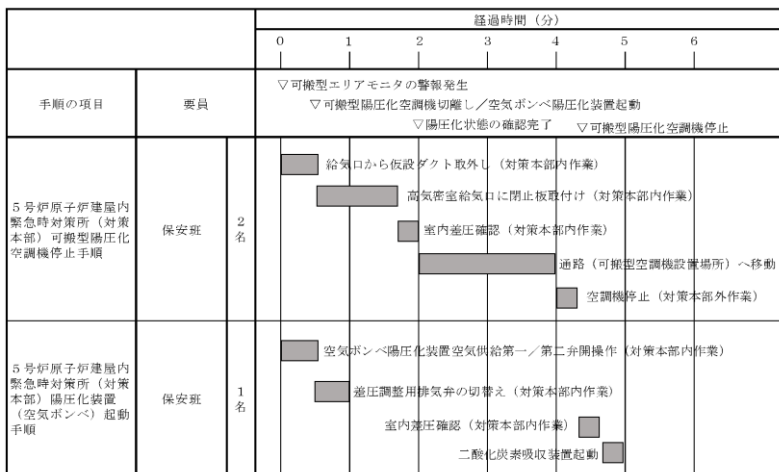


図 3.18-13 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 可搬型陽圧化空調機停止、及び、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 陽圧化装置 (空気ポンプ) 空気供給手順のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の 1.18 で示すタイムチャート

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)



第 3.18.2.3.3.1-1 図 緊急時対策所非常用換気設備運転のタイムチャート※

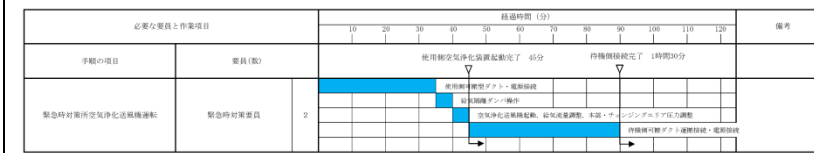
※「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の 1.18 で示すタイムチャート



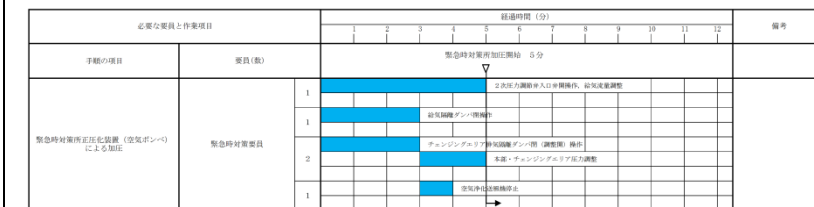
第 3.18.2.3.3.1-2 図 緊急時対策所非常用換気設備から緊急時対策所加圧設備への切替手順のタイムチャート※

※「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の 1.18 で示すタイムチャート

島根原子力発電所 2号炉



第 3.18-9 図 緊急時対策所空気浄化送風機運転のタイムチャート*



第 3.18-10 図 緊急時対策所空気浄化送風機停止、及び、緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ) 空気供給手順のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について (個別手順) の 1.18 で示すタイムチャート

備考

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽は、遮断以外の用途として使用することはなく、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の使用にあたり切替えせずに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンペ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、本来の用途以外の用途には使用しない設計とし、待機場所の使用にあたり切替えせずに使用できる設計とする。</u></p> <p><u>また、待機場所の可搬型陽圧化空調機による待機場所の空調バウンダリの陽圧化から、陽圧化装置(空気ポンペ)による陽圧化への切替えは、陽圧化装置の弁開操作、可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し、空調バウンダリの給気口の閉止板取付けにより実施可能な設計とする。</u></p> <p><u>本切替えは、待機場所内で全て操作可能な設計とすることにより、可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに実施可能な設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型エリアモニタの警報発生から切替え操作完了までの所要時間は、陽圧化装置による陽圧化開始(給気第一/第二弁の開操作)を1分以内、陽圧化状態の確認完了(待機場所内・外の差圧確認)を約2分以内に実施可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(61-4)</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

待機場所の可搬型陽圧化空調機の起動手順のタイムチャートを図3.18-14に、可搬型陽圧化空調機停止、及び、陽圧化装置(空気ポンペ)起動手順のタイムチャートを図3.18-15に示す。



図3.18-14 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機起動手順のタイムチャート*

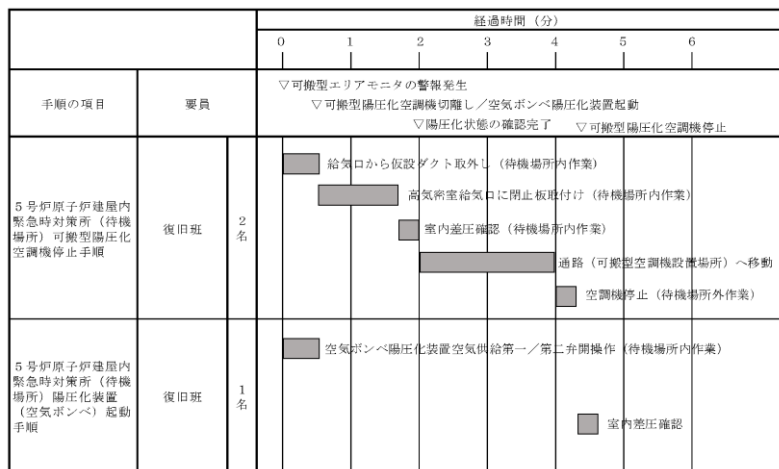


図3.18-15 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機停止、及び、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンペ)空気供給手順のタイムチャート*

* : 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について(個別手順)の1.18で示すタイムチャート

・設備の相違
【柏崎6/7】
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は、<u>5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物</u>とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><u>対策本部の高気密室, 可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機, 陽圧化装置(空気ポンベ), 二酸化炭素吸収装置, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ</u>は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、<u>対策本部の可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機及び二酸化炭素吸収装置のプロウの羽根は回転軸との一体型であるが、運転中に羽根が破損したとしても、羽根がケーシング内にとどまり、飛散しない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機, 陽圧化装置(空気ポンベ), 二酸化炭素吸収装置, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ</u>は、固定することにより他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は、<u>緊急時対策所建屋と一体のコンクリート構造物</u>とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機, 緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所用差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所加圧設備用空気ポンベは、固縛等を実施すること</u>で他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(61-3-2, 3, 3-6~8, 4-2)</p>	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項五)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性, 位置的分散, 悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、<u>緊急時対策所の建物と一体のコンクリート構造物</u>とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機は、運転中にインペラが破損し、飛散しない設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機, 緊急時対策所空気浄化フィルタユニット, 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ), 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは、固定することにより他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①, ③及び④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の送風機は運転時の回転による慣性力にてインペラが破損しない設計</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③及び④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設計とする。</p> <p>対策本部の高気密室可搬型陽圧化空調機、可搬型外気 <u>取入送風機</u>、<u>陽圧化装置（空気ポンベ）</u>、<u>二酸化炭素吸 収装置</u>、<u>差圧計</u>、<u>酸素濃度計</u>、<u>二酸化炭素濃度計</u>及び可 搬型エリアモニタは、放射線量が高くなるおそれが少な い5号炉原子炉建屋内に設置場所又は保管し、設置又は 保管場所で操作可能な設計とする。</p> <p>表 3. 18-42 に操作対象機器を示す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>緊急時対策所、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所 非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所 用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所 加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所 エリアモニタは、緊急時対策所建屋内に設置又は保管し、想 定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とす る。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所用差圧計、緊急 時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急 時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急 時対策所エリアモニタの操作は、緊急時対策所内で可能な設 計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作対象機器の設置場所を第 3. 18. 2. 3. 3. 1-11 表に示す。</p> <p>(61-3-6~8)</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対 策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計及 び可搬式エリア放射線モニタは、放射線量が高くなるおそ れが少ない屋外(緊急時対策所南側)又は緊急時対策所内 に設置又は保管し、設置又は保管場所及び緊急時対策所で 操作可能な設計とする。第 3. 18-34 表に操作対象機器を示 す。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③及び④の相違</p> <p>・操作場所の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>・島根 2 号炉の発電機及 び燃料補給設備は 『3. 18. 2. 1 必要な 情報を把握できる設 備, 発電所内外との通 信連絡設備』にて設置 場所に対する記載を している 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																	
<p align="center">表 3.18-42 操作対象機器設置場所 (対策本部)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> <tr> <td>差圧計(対策本部)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計(対策本部)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計(対策本部)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ(対策本部)</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> <td>5号炉原子炉建屋地上3階高気密室</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽は、5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート又は鉛の構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽は、5号炉原子炉建屋床に固定して設置することで重大事故時に操作及び作業を必要としない設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉陽圧化装置(空気ポンプ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、通常時に放射線量が高くなるおそれが少ない5号炉原子炉建屋内の対策本部に設置又は保管してあるものを、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に人力にて待機場所に運搬のうえ使用する設計とし、設置場所又は保管場所で操作可能な設計とする。表 3.18-43 に操作対象機器を示す。</u></p> <p align="right">(61-3)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンプ)	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	差圧計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	酸素濃度計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	二酸化炭素濃度計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	可搬型エリアモニタ(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	<p align="center">第 3.18.2.3.3.1-11 表 操作対象機器の設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td>緊急時対策所建屋3階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td> <td>緊急時対策所建屋3階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>緊急時対策所建屋1階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>緊急時対策所建屋2階</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所非常用送風機	緊急時対策所建屋3階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所非常用フィルタ装置	緊急時対策所建屋3階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	酸素濃度計	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	二酸化炭素濃度計	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)	<p align="center">第 3.18-34 表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所遮蔽</td> <td>屋外(緊急時対策所1階, 緊急時対策所屋上)</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化送風機</td> <td>屋外(緊急時対策所南側)</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>屋外(緊急時対策所南側)</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>屋外(緊急時対策所南側)</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>差圧計</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> <td>(操作不要)</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> </tr> <tr> <td>可搬式エリア放射線モニタ</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> <td>緊急時対策所(緊急時対策本部)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所遮蔽	屋外(緊急時対策所1階, 緊急時対策所屋上)	(操作不要)	緊急時対策所空気浄化送風機	屋外(緊急時対策所南側)	緊急時対策所	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	屋外(緊急時対策所南側)	(操作不要)	緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)	屋外(緊急時対策所南側)	緊急時対策所	差圧計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	(操作不要)	酸素濃度計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)	二酸化炭素濃度計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)	可搬式エリア放射線モニタ	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備構成の相違による設置場所及び操作場所の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ポンプ)	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
差圧計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
酸素濃度計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
二酸化炭素濃度計(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
可搬型エリアモニタ(対策本部)	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室	5号炉原子炉建屋地上3階高気密室																																																																																		
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																		
緊急時対策所非常用送風機	緊急時対策所建屋3階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
緊急時対策所非常用フィルタ装置	緊急時対策所建屋3階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所建屋1階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
酸素濃度計	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
二酸化炭素濃度計	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所建屋2階	緊急時対策所(緊急時対策所建屋2階)																																																																																		
機器名称	設置場所	操作場所																																																																																		
緊急時対策所遮蔽	屋外(緊急時対策所1階, 緊急時対策所屋上)	(操作不要)																																																																																		
緊急時対策所空気浄化送風機	屋外(緊急時対策所南側)	緊急時対策所																																																																																		
緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	屋外(緊急時対策所南側)	(操作不要)																																																																																		
緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)	屋外(緊急時対策所南側)	緊急時対策所																																																																																		
差圧計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	(操作不要)																																																																																		
酸素濃度計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)																																																																																		
二酸化炭素濃度計	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)																																																																																		
可搬式エリア放射線モニタ	緊急時対策所(緊急時対策本部)	緊急時対策所(緊急時対策本部)																																																																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
<p data-bbox="249 212 819 243">表 3. 18-43 操作対象機器設置場所 (待機場所)</p> <table border="1" data-bbox="172 260 905 814"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 260 409 306">機器名称</th> <th data-bbox="409 260 655 306">設置場所</th> <th data-bbox="655 260 905 306">操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 306 409 369">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽</td> <td data-bbox="409 306 655 369">5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上</td> <td data-bbox="655 306 905 369">(操作不要)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 369 409 432">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽</td> <td data-bbox="409 369 655 432">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> <td data-bbox="655 369 905 432">(操作不要)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 432 409 495">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機</td> <td data-bbox="409 432 655 495">5号炉原子炉建屋地上3階</td> <td data-bbox="655 432 905 495">5号炉原子炉建屋地上3階</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 495 409 558">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td data-bbox="409 495 655 558">5号炉原子炉建屋地上3階, 2階</td> <td data-bbox="655 495 905 558">5号炉原子炉建屋地上3階, 2階</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 558 409 621">差圧計 (待機場所)</td> <td data-bbox="409 558 655 621">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> <td data-bbox="655 558 905 621">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 621 409 684">酸素濃度計 (待機場所)</td> <td data-bbox="409 621 655 684">5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</td> <td data-bbox="655 621 905 684">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 684 409 747">二酸化炭素濃度計 (待機場所)</td> <td data-bbox="409 684 655 747">5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</td> <td data-bbox="655 684 905 747">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 747 409 810">可搬型エリアモニタ (待機場所)</td> <td data-bbox="409 747 655 810">5号炉原子炉建屋地上3階対策本部</td> <td data-bbox="655 747 905 810">5号炉原子炉建屋地上3階待機場所</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	(操作不要)	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ)	5号炉原子炉建屋地上3階, 2階	5号炉原子炉建屋地上3階, 2階	差圧計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	酸素濃度計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	二酸化炭素濃度計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	可搬型エリアモニタ (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所			<p data-bbox="2534 212 2689 243">・設備の相違</p> <p data-bbox="2534 254 2689 285">【柏崎 6/7】</p> <p data-bbox="2534 296 2689 327">①の相違</p>
機器名称	設置場所	操作場所																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階, 屋上	(操作不要)																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	(操作不要)																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機	5号炉原子炉建屋地上3階	5号炉原子炉建屋地上3階																												
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 陽圧化装置 (空気ポンプ)	5号炉原子炉建屋地上3階, 2階	5号炉原子炉建屋地上3階, 2階																												
差圧計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所																												
酸素濃度計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所																												
二酸化炭素濃度計 (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所																												
可搬型エリアモニタ (待機場所)	5号炉原子炉建屋地上3階対策本部	5号炉原子炉建屋地上3階待機場所																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 18. 2. 3. 3. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、<u>対策本部の高気密室、二酸化炭素吸収装置及び他の常設設備の機能</u>とあいまって、<u>対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u></p>	<p>3. 18. 2. 3. 3. 2 <u>居住性の確保に関する設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</u></p> <p>(1) 容量 (設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、想定される重大事故等において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員と廃止措置中の東海発電所の事故が同時に発生した場合に対処する対策要員として、緊急時対策所に最大 100 名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に 7 日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で緊急時対策所非常用送風機 1 台、緊急時対策所非常用フィルタ装置 1 基で 1 セットに加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1 セット(東海発電所及び東海第二発電所共用)の合計 2 セットを設置する。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</u></p>	<p>3. 18. 2. 3. 3. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第 43 条第 2 項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、<u>緊急時対策所の気密性とあいまって、緊急時対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</u> (61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①及び③の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2 号炉の送風機及びフィルタユニットは可搬型設備のため、後段の 43 条 3 項適合性方針にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>対策本部の二酸化炭素吸収装置は、重大事故等が発生した場合において、陽圧化装置（空気ポンプ）により高気密室を陽圧化する場合において、対策要員が二酸化炭素増加により窒息することを防止可能な十分な二酸化炭素吸収剤量を確保可能な設計とする。保有数は1台設置することに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1台設置する設計とする。</u></p> <p>(61-6)</p> <p><u>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p><u>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンプ）の機能とあいまって、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とするものを一式設置する。</u></p> <p>(61-6)</p>	<p><u>緊急時対策所加圧設備は、重大事故時において緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。</u></p> <p>(61-6-2, 6-7~9)</p>	<p><u>差圧計は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できる設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉の差圧計は常設 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の遮蔽、高気密室及び二酸化炭素吸収装置は、6号及び7号炉で共用することで、対策活動に必要なスペース、居住性、電源設備、必要な情報及び通信連絡設備を共有し、総合的な管理(事故処置を含む)を行うことにより、安全性の向上を図ることができることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、6号及び7号炉で共用することで、対策活動に必要なスペース、居住性及び通信連絡設備を共有し、総合的な管理(事故処置を含む)を行うことにより、安全性の向上を図ることができることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、事故対応において東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、緊急時対策所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備を設置する。共用により、必要な情報(相互のプラント状況、運転員の対応状況等)を共有・考慮しながら、総合的な管理(事故処置を含む。)を行うことで、安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、発電所の区分けなく使用できる設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-2)</p>	<p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽及び差圧計は、二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないことから対象外とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>③の相違</p> <p>【柏6/7、東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3)設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の遮蔽、高気密室及び二酸化炭素吸収装置は、設計基準事故対処設備である6号及び7号炉中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性 (設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p><u>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</u></p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所は、中央制御室から独立した緊急時対策所建屋と一体の遮蔽及び非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタを有し、非常用換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、中央制御室とは離れた緊急時対策所建屋に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、1台で緊急時対策所を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所遮蔽及び差圧計は、設計基準事故対処設備である中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉の差圧計は常設</p> <p>③の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉の送風機フィルタユニット、空気ポンベ、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタは可搬型設備のため、後段の43条3項適合性方針にて記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)</p> <p><u>待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、設計基準事故対処設備である6号及び7号炉中央制御室遮蔽と100m以上の隔離距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p><u>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、原子炉建屋付属棟内に設置する非常用交流電源設備とは離れた緊急時対策所建屋内に設置することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有するものを2基設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。</u></p> <p>(61-3-2, 3-6~8, 4-2)</p>		<p>・島根2号炉の発電機及び燃料補給設備は『3.18.2.1 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備』にて設計基準事故対処設備との多様性に対する記載をしている</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u> 対策本部の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンベ)は、重大事故等が発生した場合において、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに高気密室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。 可搬型陽圧化空調機の保有数は1台保管することに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1台保有する設計とする。また、陽圧化装置(空気ポンベ)の保有数は123本保管することに加え、必要な余裕を考慮した設計とする。</p>	<p>3.18.2.3.3.3 <u>居住性の確保に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</u></p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 <u>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員と廃止措置中の東海発電所の事故が同時に発生した場合に対処する対策要員として、緊急時対策所に最大100名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</u></p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。</p> <p>保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で緊急時対策所非常用送風機1台、緊急時対策所非常用フィルタ装置1基で1セットに加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1セット(東海発電所及び東海第二発電所共用)の合計2セットを設置する。</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体サーバイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、重大事故時において緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所等を正圧化し、</p>	<p>3.18.2.3.3.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項一)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの保有数は1台保管することに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして2台保有する設計とする。また、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)の保有数は454本保管することに加え、必要な余裕を考慮した設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 台数の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>対策本部の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び対策本部内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタ(対策本部)は、対策本部内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>	<p>緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で、それぞれ1個に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1個(東海発電所及び東海第二発電所共用)のそれぞれ合計2個を保管する。</p> <p>緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、1台使用する。保有数は東海発電所及び東海第二発電所共用で1台を設置する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、重大事故時において、緊急時対策所の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、1台使用する。保有数は、東海発電所及び東海第二発電所共用で1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。</p> <p>(61-6-2~6)</p>	<p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</p> <p>可搬式エリア放射線モニタは、緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</p> <p>(61-6)</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉の差圧計は常設</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根 2号炉の差圧計は常設 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンプ)は、重大事故等が発生した場合において、対策要員の放射性被ばくを低減及び防止するとともに待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。可搬型陽圧化空調機の保有数は2台保管することに加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップとして1台保有する設計とする。また、陽圧化装置(空気ポンプ)の保有数は1792本保管することに加え、必要な余裕を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び待機場所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を分散して保管する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型エリアモニタ(待機場所)は、待機場所内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を保管する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-6)</p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機及び差圧計との接続口は、簡便な接続とし一般的な工具で容易かつ確実に接続できる設計とする</u></p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>陽圧化装置(空気ポンベ)は設置場所及び対策本部での弁の手動操作により速やかに<u>対策本部の高気密室を陽圧化</u>できる設計とする。</p> <p>(61-4)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機及び差圧計の接続口は、簡便な接続とし一般的な工具で容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p> <p>(61-4)</p>	<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備は、系統に接続した状態で保管されており使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、他の設備から独立して単独で使用のため接続を伴わない設計とする。</p>	<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項二)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備(発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットとの接続口は、簡便な接続とし容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)との接続口は、フランジ接続とし容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)は、設置場所及び緊急時対策所での弁の手動操作により速やかに<u>緊急時対策所を正圧化</u>できる設計とする。</p> <p>(61-4)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の送風機とフィルタユニットは個別の設備であり、接続が必要</p> <p>④の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉の送風機フィルタユニットは可搬型設備であり、可搬型設備は常設側の接続口と保管状態では切り離している</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)に該当しないことから、対象外とする。</u></p> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタ(待機場所)は、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)に該当しないことから、対象外とする。</u></p>	<p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、常設設備との使用のための接続を伴わない設計とする。</u></p>	<p>(3) 複数の接続口(設置許可基準規則第43条第3項三)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタは、可搬型重大事故等対処設備(原子炉建物の外から水又は電力を供給するものに限る。)に該当しないことから、対象外とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違 【東海第二】 島根2号炉の送風機、フィルタユニットは可搬型設備</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4)設置場所(設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、5号炉原子炉建屋内に保管し、保管場所での操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、5号炉原子炉建屋内に保管し、保管場所での操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>(4) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、放射線量が高くなるおそれが少ない緊急時対策所建屋内に設置するとともに、緊急時対策所内で操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-8)</p>	<p>(4) 設置場所(設置許可基準規則第43条第3項四)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)は、炉心損傷前の状況で屋外に設置する設備であり、想定される重大事故等が発生した場合における放射線を考慮しても、2号炉からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない屋外(緊急時対策所南側)に設置し、常設設備との接続が可能である。また、現場での接続作業に当たっては、簡便な結合金具による接続方式及びフランジ接続方式により、確実に速やかに接続可能な設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタは、緊急時対策所(緊急時対策本部)に設置し、設置場所での操作可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉の送風機、フィルタユニット及び空気ポンベは屋外に保管、設置</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 接続方法の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5)保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>地震,津波その他の自然現象及び外部人為事象,又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機,可搬型外気取入送風機,陽圧化装置(空気ポンベ),差圧計,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ(対策本部)</u>は,風(台風),竜巻,低温(凍結),降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響,生物学的事象,火災・爆発(森林火災,近隣工場等の火災・爆発,航空機墜落火災),有毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対して,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p> <p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機,陽圧化装置(空気ポンベ),差圧計,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ(待機場所)</u>は,風(台風),竜巻,低温(凍結),降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響,生物学的事象,火災・爆発(森林火災,近隣工場等の火災・爆発,航空機墜落火災),有毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対して,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>(5) 保管場所 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震,津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタ</u>は,風(台風),竜巻,積雪,凍結,落雷,火山による降灰,森林火災,降水,生物学的事象,近隣工場等の火災・爆発,有毒ガスに対して,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所建屋内に保管する。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタ</u>は,緊急時対策所建屋内に保管することで,中央制御室に対して位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(61-3-7,8,61-7-2,4)</p>	<p>(5) 保管場所(設置許可基準規則第43条第3項五)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震,津波その他の自然現象及び外部人為事象,又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機,緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)</u>は,<u>地震,津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響,設計基準対象設備の配置その他の条件を考慮し,屋外(緊急時対策所南側)に保管する設計とする。</u></p> <p><u>酸素濃度計,二酸化炭素濃度計及び可搬式エリア放射線モニタ</u>は,風(台風),竜巻,低温(凍結),降水,積雪,落雷,地滑り,火山の影響,生物学的事象,火災・爆発(森林火災,近隣工場等の火災・爆発,航空機墜落火災),有毒ガス,船舶の衝突及び電磁的障害に対して,外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備保管場所の相違【柏崎6/7】 島根2号炉は屋外保管</p> <p>・設備の相違【東海第二】 島根2号炉の送風機,フィルタユニットは可搬型設備</p> <p>・設備の相違【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6)アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) <u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機</u>は、保管場所及び使用場所が対策本部近傍のため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p><u>陽圧化装置(空気ポンペ)</u>は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象による影響及び外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管することで<u>確実なアクセスが可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタ</u>は、保管場所及び使用場所が対策本部内であるため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所加圧設備として、加圧に必要な緊急時対策所加圧設備用空気ポンペ本数を緊急時対策所建屋内に常時保管し、重大事故等時に緊急時対策所加圧設備用空気ポンペの運搬、補充等を要しない設計としている。また、緊急時対策所加圧設備の起動準備、操作は緊急時対策所内の操作スイッチにより遠隔操作が可能な設計とし、運搬、操作に必要な道路及び通路の確保を要しない設計とする。</u></p> <p><u>また、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、緊急時対策所建屋内の各保管場所から設置(測定)場所である緊急時対策所へ移動するため、建屋内の通路を確保する設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(61-3-7, 61-8-2)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保(設置許可基準規則第43条第3項六)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p><u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)</u>は、保管場所及び使用場所が屋外(緊急時対策所南側)のため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p><u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタ</u>は、保管場所及び使用場所が緊急時対策所内であるため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉の換気、加圧設備は屋外にて保管・設置 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根2号炉は、保管場所及び使用場所が同じ</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</p> <p><u>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、保管場所及び使用場所が待機場所近傍のため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</u></p> <p><u>陽圧化装置(空気ポンプ)は、自然現象として考慮する津波、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象による影響及び外部人為事象として考慮する火災・爆発(森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機墜落火災)、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管することで確実なアクセスが可能な設計とする。</u></p> <p><u>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、保管場所は対策本部で使用場所が待機場所内であるため、重大事故等が発生した場合においても確実なアクセスが可能な設計とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(61-3)</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(7)設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項七)</p> <p>(i)要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii)適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u></p> <p><u>対策本部の可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機及び陽圧化装置(空気ポンプ)は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管するとともに、設計基準対象施設である6号及び7号炉中央制御室換気空調設備と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p><u>対策本部の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋に保管する設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p> <p>b) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u></p> <p><u>待機場所の陽圧化装置(空気ポンプ)は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管するとともに、設計基準対象施設である6号及び7号炉中央制御室換気空調設備と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、同時に機能が損なわれることのない設計とする。</u></p> <p><u>待機場所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた5号炉原子炉建屋内に保管する設計とする。</u></p> <p>(61-3)</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性 (設置許可基準規則第 43 条第 3 項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エアモニタは、共通要因によって同時にその機能が損なわれる設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故等について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の代替設備ではない。</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性(設置許可基準規則第 43 条第 3 項七)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬式エア放射線モニタは、共通要因によって同時にその機能が損なわれる設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故等について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の代替設備ではない。</p> <p>(61-3)</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉の緊急時対策所における可搬型重大事故対処設備は緩和設備として位置付けている</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉の送風機、フィルタユニットは可搬型設備</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>